第7次韓日会談 基本関係委員会

会議録及び訓令、1964.12 - 65.2

分類番号 723.1 JA 登録番号 1455

(訳者注: このファイルは会談が決着、仮調印に至る経緯が含まれた大変注目されるもので、韓国側で公開された当時東亜日報の記事に多く引用された。引用された部分を赤字で示した。また人名等、漢字表記がはっきりしないものや、判読不能な部分も赤字にしてある。下線____が引かれているのは原文のままである。つまり新聞社が重要視した部分と、韓国政府側が重要と認識した部分に大きな差異があることがよく判る。なお文中でもこのゴシック太字は訳者の注である。)

P2.	索引目録	
分類番号 登録	番号 生産課 生産年度 フィルム番号 ファイル番	号 フレイム番号
723. 1 JA 14	455 東北亜州課 1965 主題 番号	始まり 終り
基 1964-65	C1 - 0012 05	0001 ~ 0310
機能名称 : 第 7 次	、韓・日会談(1964.12.3-65.6.22) 基本関係委員会	
会議録	及び訓令、1964 - 65	
一連番号	内容	頁
1. 1次 1964.1	2.8	0005
-1. 訓令		0006
-2. 会議録		0012
2. 2次 1964.1	2.10	0019
3. 3次 1964.1	2.12	0039
4. 4次 1964.1	2.16	0049
5. 5次 1964.1	2.18	0064
6. 6次 1965.1	.22 (会議録)	0071
7. 7次 1965.1	.26	0077
8. 8次1965.1	.29	0106
9. 9次1965.2	2.5	0124
10. 10次 1965.2	2.8	0153
11. 11 次 1965.2	2.10	0177
12. 12 次 1965.2	2.12	0205
-1. 訓令		0218
-2. 会議録		0228

- P4 分類番号 723.1 JA 登録番号 1455 保存期間 永久 基 1964 65
- 機能名称:第7次韓・日会談(1964.12.3-65.6.22) 基本関係委員会

会議録及び訓令、1964 - 65

生産課 東北亜州課 生産年度 1965

内容

- 1. 1次 1964.12.8
 - -1. 訓令
 - -2. 会議録
- 2. 2次 1964.12.10
- 3. 3次 1964.12.12
- 4. 4次 1964.12.16
- 5. 5次 1964.12.18
- 6. 6次 1965.1.22 (会議録)
- 7. 7次 1965.1.26
- 8. 8次 1965.1.29
- 9. 9次 1965.2.5
- 10.10次1965.2.8
- 11.11次1965.2.10
- 12.12次1965.2.12
 - -1. 訓令
 - -2. 会議録
- * 1965.2.20 基本関係条約仮調印関係は「724.32JA 椎名悦三郎日本外相訪韓」 1965.2.17~20 も見なさい。
- * 1965.4.3 以後の基本関係は「723.1JA 第 7 次韓・日会談本会議及び首席代表会談. 1964-65」本 1964~65 も見なさい。

P5 1. 1次 1964.12.8

P6 1-1. 訓令

P7 起案紙

起案者 金太智 協助者署名 企画調整室長

起案年月日 64.11.30

分類記号 文書番号 外亜北 722-679

経由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 韓日会談 基本関係問題に関する訓令

第7次韓日会談基本関係問題に関しては、別添のような基本立場に沿って交渉するこを訓 令します。

有添:基本関係問題に対するわが側の基本立場 終

P8 基本関係問題に対するわが側の基本立場

- 1. 一般指針
 - (1) 条約内に韓日間の美しくなかった過去関係を清算し、懸案問題に関する解決原則を規定し、 互恵平等の原則に立脚した将来関係を規定するこ を原則とする。
 - (2) 大韓民国政府だけが韓半島においての唯一な合法政府という、わが側立場は如何なる場合 でも維持することとす。したがって「2個の韓国」、または以北に別途の権利(Authority)がある という概念が絶対に含まれないようにする。
 - (3) 基本関係に関する文書の形式は、条約とする。ただし、日本側が共同宣言の形式を固執し、 これに 関する両側の意見が対立すること、規定する内容の討議すら困難な場合には、内容 に関する討議から先行させる方式を取ることとする。
 - (4) 各懸案問題解決に関しては、解決の基本原則だけを基本条約に規定し、具体的な合意内 容は別途関係協定に渡すよなする。
- 2. 細部指針
 - (1) 条約前文には、国交樹立後の両国関係を規律する基本的な指針を規定するこを原則とす るが、過去に不幸だった両国間関係を清算することで両国間の新しい関係を開設するという 趣旨を規定することする
 - (2) 条約本文には下の事項を各条項に規定することにす。
 - ィ、両国間の永続的な善隣関係の維持と協力関係を規定するか、実質的には平和条約の性 格を持つようにす。
 - ロ、旧韓国末に日本と締結したすべての条約が無効なことを規定する、無効の時点を、「当初から」(ab initio)とするように最大限の努力をする。

- ハ、外交及び領事関係の樹立を規定することとる。
- 二、通商航海条約を締結するこ**を**規定する。同条約締結時まで通商関係は現状態をそのま ま維持することと**る**。
- ホ、民間航空運送に関する協定を締結するこを規定する。
- へ、在日韓人の法的地位問題、対日請求権問題及び漁業問題等懸案解決に関しては、別 途協定を締結するこ**を**規定する。
- ト、海底電線の分割に関して規定する、海底電線に関しては、2等分して両国がそれぞれ終 点施設と電線の半分を保有すること、第3国から使用代価に日本国が受け取った料金は、 韓国が保有する部分に該当する分だけ韓国に支払うことを規定することとる。

P10

駐日代表部

駐日政 722-505

受信:外務部長官

題目: 韓日会談 基本関係問題に関する報告

- 韓日会談の基本関係問題は長期間実質的討議が進行しなかったので、法的地位、漁業及 び平和線問題に比べて、その議論の程度が遅くなっているのに照らして、可能なら今年 中に両側の立場を相互把握できる程度に議論を進行させ、他の諸懸案と歩調を合わせる ようにしようと思います。
- このような見地から本代表団は 1964.12.12.付外亜北 722-679 訓令に従って、別添のようなわが側要綱を作成したので、同要綱を適当な時期に(1964.12.8.またはそれ以後)日本側に提示する考えなので、まず報告いたします。

別添:基本関係問題に関する韓国側立場要綱 1部 終

首席代表 金東祚

P11

基本関係問題に関する韓国側立場要綱

1964.12.7.

1964.12.7.

- 1.形式 条約形式を取る。
- 2.名称 「大韓民国と日本国間の基本条約」とする。
- 3.前文 両国関係の過去を清算し、新しい関係を開設すると同時に、国交樹立後の両国関係 を規律する基本的指針を規定する。
- 4.本文 このような性格の条約が一般的に規定する事項以外に、特に(inter alia)下の事項 を規定する。
 - ィ、両国間の永続的善隣関係維持と協力関係に関する事項
 - ロ、韓国と日本間に1910年及びそれ以前に締結したすべての条約の無効確認に関する事項
 - ハ、外交及び領事関係の樹立に関する事項
 - ニ、通商航海条約の締結に関する事項

- ホ、民間航空運送協定に関する事項
- へ、韓国請求権、在日韓人の法的地位、漁業及び平和線等韓日間懸案解決に関する別途 協定締結原則に関する事項

1964.12.9.

- ト、海底電線の分割に関する事項
- 5. 結論 批准手続きに関する事項を含め、その他慣例上普通条約に挿入する規定を置く。
- P12 1-2. 会議録
- P13

駐日代表部

- 駐日政 722-509
- 受信:外務部長官
- 題目: 第7次韓日会談第1次法的地位委員会会議録

1964.12.8.に開催された標記会議録を別添のように送付します。

別添:同会議録 2部。 終

首席代表 金東祚

P14 第7次韓日全面会談 基本関係委員会 第1次会議 会議録

- 1.日時: 1964.12.8.(火) 10:30
- 2.場所: 日本外務省会議室 (236 号)
- 3.出席者:

韓国側 文 哲淳 首席

- 延河亀 代表
- 崔侊洙 政務課長
- 崔 浩中 書記官
- 申 東元 〃 (通訳)
- 張 溟河 "
- 日本側 広瀬達夫 首席
 - 前田利一 外務省北東ア課長
 - 黒河内靖外務省北東ア課事務官
 - 川村友哉 外務省経済局アジア課事務官
 - 小和田恒 条約局法規課事務官

4. 討議内容

広瀬: 日本側委員を紹介する。(上記3項のように日本側出席者を紹介した)

- 文首席:韓国側委員を紹介する(上記3項のよう)韓国側出席者を紹介した)
- 文首席: 今や韓日会談が第7次に形式を変えたが、用語、会議録作成等会議進行手続き関係 事項は、第6次会談の前例に従うことにすることを 確認して次に行きたい。
- 広瀬: 従来の例に従うょうにしょう。そして今年の春基本関係委員会を2度開催した後、中断して 今日に至ったが、6次会談当時相互間で思考方式を開陳してから、両側案を提示して検 討することにたのだったが、韓国側案が作成されず 両側案の提示に至らなかったので、 相互間の案を提示して協議をはじめるのはどうか?
- 文首席:前回の会議経過に関しては、会議録を見て知っている。今まで基本関係問題に関する 具体的進捗が少なかったのが事実なので、今年の会議の内に他の分科委員会が現在 進んでいる程度、換言すれば相互間で考えていることがわかる程度に進展させなければ ならないのに、現在相互間の立場を良く知らないでい るのが事実だ。したがって年内ま で可能な限り会議を何回も開いて能率的に進行させ、基本関係問題を他の懸案に関す る討議現況程度に引っ張って行くようにするのが 順序ではないかと思う。これに 対する日 本側の考えはどうか?
- 広瀬:相互間の意見交換を推進するには、両側の案を基礎にして討議して行くのがよいだろう。
- 文首席: 可能な限り早急に本分科委員会討議を進行させることで、日本側の異議がないものと 見えるから、運営方法に関して幾つか提言したい。今日は第1次会議だからと人員が多 いが、草緑色のテーブルを間に置いて通訳を立てて会議をすると、雰囲気が固くなる感 があり、また相互慎重になって能率が上手く行かない。今後非公式会議形式で両側の出 席者を2、3名、多くて3、4名程度にして、自由に討議を進行したらどうか?会議の回数は 一連番号順にして進めるが、実質上非公式会議にしよ。今年の最後の会議は公式会 議にするのがよい。
- 広瀬:同感だ。
- 文首席:日本側が言ったように両側の要綱を交換して、会議を進行させるのに 異議がない。次の 会議時に要綱を交換して、会議を進行したらどうか?
- 広瀬: 同感だ。
- 文首席:本人は基本関係のために来た人だから、毎日してもよいし、午前、午後二回してもよいが、日本側の事情もあると思うので、日本側が構わなければまず、明日にでも会議を開くようにしたらどうか?
- 広瀬: 国会が開会中で本人はケースによって局長の代わりに国会に出なければならない事情で、 漁業問題も受け持っていて、午前、午後会談に出席すると日常業務を見ることもできなく なるので、一日おきに開催するようぼればよい。また会議に出席するには準備も必要 なので、時間的余裕がなくてはならない。次の会議は10日の午前に開くのはどう か?
- 文首席:明後日の午前に開<ので 異議がない。漁業委員会の会議日程も考慮して、一日おきて 一週間に3回程度開<のがよい。。
- 広瀬 : 原則的に諒解する。会議の日程に関しては、その時その時次の会議の日程に関して協議

決定するようにし。

- 前田 (広瀬を補充): 要綱を提示して討議するのに関して、例えば、漁業管轄権」という風に項目 だけを掲載したので は内容がわからないので、法律的に具体化できていなくても内容が 入っているものでなくてはならないというのが日本側の意見である。
- 文首席:日本側の意見を参酌する。わが側が考慮している要綱は形式、名称、前文、本文、結論 等に分かれていて、条約文として条文化しないが、わが側の考えが加味される程度にし てあり、提案理由、提案趣旨等は口頭で説明するようにしよ考慮している。
- 広瀬:新聞報道官に前田課長を指名する新聞発表はどうしたらよか?
- 文首席:わが側報道官に崔課長を指名する。新聞報道の文案は次のようこしたどうか? 「韓日両側は各委員を紹介し、今後の会談進行方法に関して協議した。基本関係問題 は他の諸懸案より討議が遅れているのて、他の分科委員会の進度と可能な限り歩調を合 わせられるよ、討議を進行させることで両側が合意した。次の会議は10日10:30に開催 することにし。」
- 広瀬: 同意する。ひとつ追加するか、基本関係問題の討議が遅れているのに事実であじ、この点 韓国側見解に同意するか、基本関係問題は漁業、請求権、文化財等諸問題に関する具 体的案が引かれた後に、その内容が決定する性質の問題なので、遅れるのか却って当 然に思っという点を言っておきたい。
- 文首席: 日本側の話は理解するか、法的地位、漁業等諸問題が妥結する段階に至れば、基本 関係もすぐ 綜合できるよ準備する必要がある。基本関係問題妥結が遅れたせいで全般 的一括妥結が遅れることあるのて、両側が早急に国交を正常化するために努力する以 上、法的地位等他の委員会の進展程度までは討議を進行させる必要があると考えるの である。
- 広瀬:非公式で会議を推進すれば、大きな成果があるものと期待する。
- 文首席: それでは今回の会議は、この程度にしたどうか?
- 広瀬:よい。
- 前田:日本側の出席者は今後4名程度になる。会議進行方法、場所、雰囲気等に関しては、韓 国側意見に沿うょうに配慮する(会議は11:15に閉会した)

P19 2. 2次 1964.12.10

P20

駐日代表部

1964.12.11.

駐日政 722-516

受信:外務部長官

題目:第7次韓日会談基本関係第2次会議録

1964.12.10.に開催された標記会議録を別添送付します。

別添:同会議録 2部。 終 首席代表 金東祚

P21 第7次韓日全面会談 基本関係委員会 第2次会議 会議録

- 1.日時: 1964.12.10.(木) 10:30
- 2.場所: 霞友会館読書室
- 3.出席者: 韓国側 文 哲淳 首席
 - 延 河亀 代表
 - 崔 侊洙 政務課長
 - 張 溟河 専門委員
 - 日本側 広瀬達夫 外務省アジア局参事官

松永信夫 外務省条約課長

- 柳谷謙介 外務省経済局アジア課事務官
- 黒河内靖 "
- 4. 討議内容:

(会議が開催されると、すぐに両側案を交換した。交換された要綱案は別添した)

- 文首席: 両側が受け取った相手側の要綱案の中で、よくわからな いものが あったら質問するようにしたらよしまず日本側から疑問のある点を言ってくれれば 答えるようにする
- 広瀬:韓国側案4の(5)にある別途協定の原則というのは、何の意味か?
- 文首席:韓国側が考えている問題妥結方式は基本条約だから、すべての懸案に関する基本になることを含ませょうとしている。韓日会談の各分科委員会で討議されている懸案解決の、大原則を規定しょうというもので、懸案妥結方式が確定すれば、具体的文案を整理して規定できるだろ。ところが諸懸案は同時に妥結できるものなので、時期的には先後がないが、観念上では本条約が先立って、各懸案に関する合意がこれについて行くものだ。基本条約は言わば、憲法的性質を帯びるようになるだ。
- 広瀬: どの程度具体化するつもり な
- 文首席: 礼を挙げれば、請求権に関して 3.2-1 に関する事項程度に、妥結の精神と根拠等を、 簡単に記述するようになるた。
- 広瀬: 漁業に関してはどうか。
- 文首席 : 主に哲学的、精神的なことを規定するようになるだえ。日本側要綱の本分(2)と似ている。
- 広瀬: 観念上韓日両国の思考方式らおいて、先後が違う。韓国側は基本条約を先行させるのに 対して、日本側は基本関係の妥結が他の諸懸案の解決後になるとい考えを持っているの である。
- 松永:韓国案4の(3)、(4)に関して、どのような規定を置く考えなのか。
- 文首席 : 早急に締結するとい趣旨の規定を置こうと思う。内容を規定する必要はないだろう、 原則だけ決めておけばよいだろう。同条約や協定の締結前までは、現状が維持されると思

うし、最恵国待遇に関する語句を置いてもよいだろう。

- 広瀬 : 海底電線の分割規定に関する、韓国側の見解を聞きたい。
- 柳谷:日本側は共同宣言を構想しているので 海底電線に関する規定を同宣言に置くのは 難しい と思われ、日本側案から除いたのだが、条約の形式になれば規定しても構わないだろう。 日本側は専門家間の合意により、別途に合意するよなする考えを持っている。
- 文首席: 海底電線関係事項はごく技術的性格が強いと思う。
- 広瀬:韓国側前文(1)、(2)、(3)、(4)等の規定は、哲学的な意味のものなのか。
- 文首席: そうた
- 広瀬:前文(5)の趣旨は、全半島に及ぶとい意味なのか。
- 文首席 : そうた。
- 松永:韓国側案3の(4)で言う、寄与というのは精神的、観念的なものなのか。
- 文首席:過去、日本側案にもあったものだ。東北ア防衛機構まで考えるのではない。
- 広瀬: 4の(5)は三つの問題を取り扱っているが、それ以外は含まれないということか。
- 文首席: 韓日会談の議題を列挙したもので、限定的なものだ。
- 広瀬: 日本側の質疑は大体この程度にする。韓国側で質問があれば、して < れるように。
- 文首席: 国連決議195はどういうのか。
- 松永:韓国政府が唯一な合法政府だとした決議だ。
- 崔課長 : サンフランシスト条約2条を取扱うのは 難しい と思うが、同条約を引用しょうというのか、 または 趣旨をそのまま挿入しょうというのか。
- 松永: 具体的には考慮してないが、言及しょうとしたら両側が相互研究して、基本的なこと規定 しょうと思う。
- 文首席: 韓国は1948年に独立したし、サンフランシス条約による韓国の独立承認はその後だ から、時期的に先後が違うではない か。
- 広瀬: 日本としてはサンフランシスコ条約が基本文書になっている。また韓国政府の合法性に 関する国連の決議は、日本が国連に加入する前に行われたものだ。上記両文書に言及 するのに、法律的根拠を確認しておくのに趣旨があり、基礎段階に行っては韓国側の立 場を充分に考慮して反映させたい。
- 文首席:日本側案本文の(3)は難しい。同規定を承認すると関係者が解釈上、国家保案法にか かることすある。わが国の憲法は韓半島を領土と規定しているので、憲法にも抵触する。 韓国側は以北問題を、「智異山地区反乱」の例なような状態と見ている。以北問題はどこ までも一時的問題だと思うので、管轄権がないとかい・露骨な表現は受け入れられない。
- 広瀬: 韓国側の立場を理解する。
- 文首席: この点、確実にしておかなければならない。日本側案3の(3)にあるようにユアンスが条 文化するのは、決して受け入れられない。韓国との懸案妥結で、以北問題もすべて解決 するのではないた。
- 広瀬: 日本の首相や外相は国会で、「韓国の支配権が以北に及ばないでいることを念頭に置

いて交渉している」という 趣旨の答弁をしている。

- 文首席:ベトナムと日本との協定には、そのような問題がないと思う。国会に対する答弁でも日本 政府は、ベトナムとの協定が北側にまで及ぶと言ったと記憶している。
- 松永 : ベトナ Jとの 国交正常化当時、ベトナ Jはフランスの支配下にあったし、今のよう 7問題が なかったと思う。
- 広瀬: 両側案の内、語句がはっきりしないものを問い合わせることにしたのだが、文首席の質疑 は実質的なものだ。ベトナ」との問題に関しては、調査して次の機会に説明するように る。
- 崔課長 : 日本側案3の(6)通商航海関係は、どう考えているのか。
- 広瀬: どの程度まで規定するかに関しては、色々案があるが決定したものはない。
- 崔課長:本文(7)の紛争処理とその範囲に関しては、どう考えているのか。
- 松永: 一般的に考えている。共同宣言及び諸懸案に関する協定と関連して生じる紛争に対して 適用する考えだが、漁業等諸懸案に関する協定に紛争処理問題が適用されるようになる だろう、共同宣言の中でも一般的に規定しようと思う。国際司法裁判所の強制管轄に関 しても考慮している。
- 文首席: この部分に関する日本側の思考方式は憲法的なものだ。国交正常化後発生する紛争 に関しても該当するのか。
- 松永:該当しない。
- 文首席 : この程度で韓国側の質疑を一旦終了する。

韓国側案で言及されて いるが 日本側案にないもの、日本側案にあるが韓国側案にない ものを比較して、問題になる題目を整理した後、その内容及び表現方法に関して議論を 推進したらどうか。

- 広瀬: 両側の思考方式が相互反対だが、この問題を別途にしては討議が進展しないようだ。
- 文首席: 題目の内、重複したものはよいが、片側の案にだけあるものを、どう処理するかに関し て決めたらどうか。
- 松永: 広瀬代表が話したように、両側の思考方式が違う。日本側は懸案が皆、解決したという前提 下で国交正常化をしようという立場なので共同宣言を考えており、韓国側は基本条約が 先立ってあった後他の問題が後をついて来るものと考えている。
- 文首席: しかし実質上一括署名することになるの、実際において違うものはないと思う。
- 広瀬:補充説明するか、日本側案3の(2)に言及されている諸懸案の中には独島(竹島)問題が含まれる。同問題を根本的に解決できなくても、少なくてもどういう方法で処理するに関する 妥結はなくてはならない思う。韓国側が言う諸懸案とは、この点が違う。

領事館設置に関して日本側は原則問題と同時に、具体的事項も解決したい。批准及 び用語に関しては、韓国側案と日本側案が大体同じだと思う。

広瀬: 文首席の提案に関して述べるか、両側が基本的思考方式を充分に検討し、管轄権に関す る韓国側の立場を聴取する等、次の会合で充分に議論して、確実にしておくようにしよ

- 文首席:前回の会議の時にも言ったことがあるが、基本関係の討議は法的地位等他の委員会に 比べて遅れている。したがって今年中には少なくても、どんな題目を取扱うのか、どんな題 目に関する意見が違うのか、という程度は相互間で把握できるようにしななはならない。前 で本人がした提案は、このような趣旨から出たものだ。
- 広瀬: 文首席の提案通りに できる。
- 文首席: 基本関係の討議が遅れること、一括妥結の時期が遅れるのを避けたい。私の提案 が時間を節約するのに有益だと思う。
- 広瀬: 思考方式を除けば似た所が多い。問題点も検討し、題目も決めるようにしようという。
- 文首席: 名称から意見を交換することにし。
- 広瀬: 今年初めに言ったが、日本側は諸懸案の解決を確認し、国交を正常化するというとを宣言しようと思う。共同宣言は名称において条約とちがうだけで、、国内の手続きや、重さや、その他どんな面から見ても、条約より軽いものではない。日本側案は具体的名称を言及しないでいるが、これは日本側がこの問題に固執しようとしないからだ。内容に適合した形式と名称を使えばよいと思う。
- 文首席: 韓国側の立場に関しては第6次会談時に、充分に説明したと思う。韓国側が条約の形 式を選択しようという理由の内に、もうひとつ国内問題がある。万一共同宣言になる場合、 国内ではその内容は別途にして、日本側に重大な譲歩をしたものと取り扱われる。最近、 国会の予算審議時にも質疑があじ、論争になったことがある。形式より内容が問題ということ には韓国側として異論がないが、このようなわが側の国内事情を理解して欲しい。日本側で は内容がよ!重要だが、韓国側には形式がもっと重要視される程だ。
- 広瀬: 効力は皆同じものなのに。
- 文首席: 条約と共同宣言の法律的な面に関しては、法律専門家ならみな知っていることだが、国 民はよく知らないでい る。また専門家の中にも、形式を悪利用しようとする人たちがいる。こ の問題に関しては日本側が、韓国側より楽な立場にあると思う。
- 広瀬: 文首席の話は理解するか、条約にしようと今は言えない。
- 松永: 内容が形式に先立っていると日本側は見て、内容に従って名称を決めようとするの事実 だ。この問題は最後の段階に行って取り扱ったらどうか。
- 文首席: 同じ内容でも色々な名称をつけられる。内容に関係なく形式を条約としょう。日本側の 立場は理解するか、わが国の国内で大きな問題になってしまった。日本国内にも共同宣言 にするとい話があり、これが韓国に伝聞され問題になっているので、このような話はできる だけしないようにし欲しい。
- 松永:まだ積極的に取り扱わないでいる。
- 柳谷:韓国側が基本条約という言葉を使えば日本国内にも伝聞して困難だから、韓国側も言わ ないようにして欲しい。
- 広瀬: 第6次会談の時、大臣が国会で言ったのが、議論の契機になったと憶えている。日本側は 最後まで共同宣言を主張しない。次は内容から取り扱うようにし たらど うか。

文首席: 今日はこの程度にしよ。

広瀬:よい。(会議は12:00に閉会した)

5. 新聞発表

新聞発表内容に関して協議した結果、次のように合意した。

「基本関係問題の実質的内容に関して討議した」

6. 次の会議日時

次の会議は12月12日(土)10:30から霞友会館で開催することとし。

- 別添:1. 韓国側要綱案
 - 2. 日本側要綱案
 - 3. 基本関係委員会 日本側代表名簿 各1部 終

P31 基本関係問題に関する韓国側立場要綱(案)

1964.12.10.

- 1.形式: 条約とする。
- 2.名称:「大韓民国と日本国間の基本条約」とする。
- 3.前文: 特に(inter alia)下の事項を規定する。
 - (1) 韓・日両国関係の過去の清算と、相互主権尊重に基づく新しい関係の樹立
 - (2) 両国間の恒久的平和と強固で持続的な善隣関係の維持
 - (3) 両国の共同福祉の向上
 - (4) アジアと世界の平和及び安全維持の寄与
 - (5) 大韓民国が韓国においての唯一な合法政府という事実を確認
- 4.本文:特に(inter alia)下の事項を規定する。
 - (1) 韓国と日本間に1910年8月22日及びそれ以前に締結したす べての 条約または協定 が無効という 事実の確認
 - (2) 外交及び領事関係の樹立: ィ、大使級外交使節の交換

ロ、領事館の開設

- (3) 両国間の貿易、海運及びその他の通商関係を、安定して友好的な基礎の上に置くための協定の締結
- (4) 民間航空運輸に関する条約、または協定の締結
- (5) 韓国請求権問題、在日韓人の法的地位及び処遇問題と漁業及び平和線問題の両 国間懸案解決に関する別途協定の原則
- 5. 結論: 特に(inter alia)下の事項を規定する。
 - (1) 批准手続き
 - (2) 用語: イ、韓・日・英3ヶ国語で作成
 - ロ、解釈上の紛糾時は英文に従う。

	G	
		₩.
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		
100 CO	/TRANSLATION/	December 10, 1964
	DRAFT ESSENTIALS OF KORE	AN POSITION ON BASIC RELATIONS
	1. Form - Tre	aty
		sic Treaty between the Republic of
		rea and Japan" lowing points, inter alia, are to be
		wided for:
	(1)	Liquidation of the past relations
		and the establishment of a new
and the second		relationship based upon mutual respect
		for sovereign rights between the two countries;
	(2)	
		firm and enduring friendship between
and the second		the two countries;
	(3)	Promotion of the common welfare of
and the second second	(4)	the two countries; Mutual contribution to the maintenance
		of peace and security in Asia and in
		the world;
	(5)	
		covernment of the Republic of Korea is the only lawful government in Korea.
		the only lawful government in Korea.
		in the second
The second se		







0 0 -# (3) 本宣言及び前記諮協定の適用にあたつて は、大韓民国政府の有効な支配及び管轄権 は現実に朝鮮半島の北の部分には及んでい ないことが、考慮に入れられること。 (4) 両国間に外交及び領事関係を設定すると 20 (5) 両国は、相互の関係において、国連憲章 の原則を遵守すること。 (6) 通商航海関係 (7) 紛争処理(ICJへの付託) (8) 批准条項· 0904 619 36 47 di?

P37

大韓民国外務部

着信暗号電報 至急

受信人:長官

発信人: 駐日大使

参照:外亜北 722-679

韓日会談基本関係委員会で議論されている「海底電線」に関して、基本関係条約の性格 を見て、同問題を今後基本関係条約文書に挿入して論議しないで、別途にして解決するよ うに議論するのが良いように思料されるので建議します。(駐日政 - 外亜北)

 P38
 大韓民国外務部
 番号: WJA-12345

 発信電報
 日時: 12.18.17:00

受信人:駐日大使

対: JAW-12209

海底電線に関しては貴建議のように、基本関係条約に含まれる項目のひとつとして扱わずに、別途で解決する方法を取っても可なり。(外亜北)

長官

P39 3. 3次 1964.12.12

P40 駐日代表部

駐日政 722-518

受信:外務部長官

題目: 第7次韓日会談基本関係委員会第3次会議録

1964.12.12.に開催された標記会議の会議録を別添送付します。 別添:同会議録 2部。 終

首席代表 金東祚

- P41 第7次韓日全面会談 基本関係委員会 第3次会議 会議録
- 1.日時: 1964.12.12.10:30
- 2.場所: 霞友会館 読書室

3.出席者:

韓国側 文 哲淳 首席

延河亀 代表

番号: JAW-12209 日時:12.11.15:51

1964.12.12.

崔侊洙 専門委員

張 溟河 " 日本側 広瀬達夫 首席 松永信夫 補佐

柳谷謙介 " 黒河内靖 "

4. 討議内容

- 松永:韓国側が提示した要綱案に関する、日本側の見解を述べる、形式及び名称に関して広瀬 代表が言ったように、日本側は,共同宣言,を固執しない考えであじ、決定される内容に従って、適当な名称をつければよいものと考える。したがってこれに対する決定は保留してお いて、最後の段階で再度検討するのがよいもと考える。韓国側案前文は全体的に見て驚 くほどではないと見て、韓国側の立場は理解できる。思う。第1項で言っている,過去関係 の清算,に関しては、これを条約や宣言の中で言及するのは難しいと思う。この項目は本文 の1項と関連があるものと見る。第2項と第3項の規定は国連憲章の原則の中にも出ている ので、表現は別途にして、そんなに難しい問題ではないと思う。第4項の,安全維持,に関し て、韓国側が具体的なものではなく精神的、原則的立場だと言ったものと記憶しているが、 日本側は両国間の国交正常化自体がアジアと世界に寄与するものと考える。
- 文首席: 両国は国交正常化後に、アジアと世界の平和及び安全維持に寄与する方向に進める かも知れないが、今回の草案でこれを意図するものではない。
- 松永: 韓国側案前文第5項に関しては韓国側の立場を理解するか、日本側案本文1項から3項 までに関して説明した時述べたよう1、韓国側案をそのまま受諾するのは難しい。日本側と しては国連の決議を尊重しなければならない 立場にあるので、同国連の決議を言及しようと 思う。次に韓国側案前文を全体的に見た時、前文に大きな問題を記録するのは本文との均 衡上、再考慮したらどうかと思われる。本文の内容の重要性に沿って、その序論として前文 に説明規定を置くのが条約作成上の慣例なので、日本側は実質的内容の問題を前文に押 し出さなかったのである。日本側は内容をまず見て、必要な事項を前文に記入する立場を 取ったい。基本関係条約や宣言は、全体的に均衡があるものにならなければいけないと考 える。
- 文首席: 韓国側案の前文と本文規定を条約に挿入する場合に、具体的にどのような条項をどこ に挿入するかとい問題に関して、flexibleに考えている。韓国側案の前文にある事項でも、 検討結果によって本文に入れられる。
- 松永:韓国側案の本文第1項は不必要だと思う。大韓帝国は消滅したし、したがって条約が違法 的方法で結ばれたものなので「無効」と主張するなど、締結された自体が問題になるので、 日本側としては 受け入れ難い。また韓国側案は韓日両国間としたが、これを どのように 日本 語で表示するべきた良くわからないでいる。
- 文首席: 韓日両国間とは Identity を意味するものだが、大韓帝国または日本帝国という風に、

旧名称そのままに引用しても構わないだろう

- 松永:第2項の外交及び領事関係樹立に関しては異論がない。領事館をどんな場所に設置するのかというこを一緒に決めればよいだろう第3項の通商航海条約に関しては前回韓国側の説明を聞いたことがあり、日本側として別に異論がない。ただ同条約が締結される時までの期間中はどうするかという問題点があるが、両側の意見の統一が不可能な場合には、現状維持するの走考えられる。第4項の民間航空運輸協定に関しても、別に異議はない。第5項の懸案問題解決に関する別途協定原則に関して述べるか、日本側はすてべの懸案の解決、または処理を前提としているので、3個だけ限定して考えるのは難しいと思う。
- 文首席: 韓国側の立場は原則だけ規定しょうというもので、すべての懸案は同時に解決されるものなので、適当な語句が発見されさえすれば、別に難しくないだろう。すべての懸案とは韓日会談の議題になって来た問題だけと見なければならないだろう。
- 松永: 海底電線に関する第6項の規定は、条約の形式を選択するようになれ、規定してもよい だろう。日本側は共同宣言を考慮しているので、別途に規定することを望んでいるのである。 表現はサンフランシス条約に準じて考えればよいだろう。
- 文首席: 技術的問題があるのではと思う。どの程度の原則を規定し、技術的な問題は別途に解決すればよいだろう、付属文書に入れることできるか、解決時期は同時でなくても構わないだろう。
- 柳谷:海底電線問題に関して崔課長と話をする機会があったが、日本側は同海底電線を使う意 図がなく米軍側は動乱の時に4回使ったことがあるが、今後は使う意図がないと言う。これ に関する韓国側の意向を知れば参考になる。<u>海底電線に関してすぐに技術協定を結ぼう。いうことになる、日本の技術者たちが反対する可能性がある</u>。
- 松永: 最終条項に関しては別に問題がないと見る。全体的に言って日本側は、韓国側案を良く 評価しようと努力しているので、韓国側も日本側案を尊重して くれるよう願う。
- 文首席: 全体的問題で韓国側案にある題目(subject)に、異議ないものと理解する。本会議に報告する必要もあるので、両側案を題目別に整理して、これを土台に討議して行くょうにするのがよい。次の週月曜日に両側実務陣が会合して、討議の題目として両側に異議がないもの、題目としては異議がないが内容に異議があるもの、及び題目自体に関して異議があるものを区別して整理することにし。
- 松永: 題目が良いからといって、文書に入れるのも良いとは言えない。 実質的に内容がない事項 に関しては、両側で異議がないとして言及する必要がなくなるだろう。
- 文首席: 整理する段階で含まれた 題目でも その後文書化する段階で削除するこ 生できるのて はないか?
- 広瀬:文代表の提案に難色を表すのではない。問題点は(イ)韓国側案前文第1項、(ロ)前文第5 項と日本側案本文第1項、(ハ)韓国側案本文第5項と日本側案本文第2項、(二)日本側案 第7項の4個があると思う。このように大きな問題に関して、討議した後に整理しようと言うの だ。

- 文首席:私が提案した方式を取ったとしても、大きな問題に関して議論することになるだろ。まず問題のない題目を整理しておいて、問題のある題目を議論してから、最後の段階に行って、全体的に見て検討すればよい。このような形式が協定締結交渉においての典型的方式だと思う。
- 松永:重要な問題が解決しない限の、整理作業は別に意味がない。
- 広瀬:項目を整理して上に報告しないで、一般的な両側の議論の結果を報告してもよいだろう。 文代表の提案に沿って、代表部側と北東アジア課両側実務者が会合して、題目をせいりし 報告するようにし。
- 文首席: 日本側案を全般的に検討したが、日本側の提案理由は理解できると思う。また反対す る点もある。「過去(関係)の清算」は本文第1項と間接的に関連しているが、国内問題があっ て重要視されてい る。日本側が既に説明したように、日本側の事情もあったりするから、日 本側を度を越して刺激しない方式で規定すればよいだろう

唯一な合法政府という国連決議に関して、わが側は同国連決議があったから初めてわが 政府が唯一な合法政府になったのではなく同決意がないとして韓国政府が唯一な合法 政府であることは変わりがないものと解釈している。このような韓国側の解釈はサンフラン シスコ平和条約にある韓国の独立承認にも同じように適用される。もう一度言うとサンフラ ンシスコ条約の独立承認規定に関係なく韓国は既に独立したのである。韓国側は日本側 の事情を充分に考慮して、わが側案のような程度の表現をしたものである。韓国の管轄権 または領土問題と関連して間接的にでもわれわれの主権の制約を承認するよう臭いを 漂わせる表現は、到底かんがえられない。

柳谷: 韓国側案前文第5項の確認とは、両側が確認するとい意味なのか?

- 文首席: そうた。北韓に何らかの authorityがあるとか、または北韓はblankとか、というのが 日本側 の論理ということを 知っている。わが側の案は初期の案に比べて、日本側の立場を考慮した ものである。韓国側案本文の第5項に関しては、その範囲を韓日会談の議題として 議論さ れたものに限定しょうと思う。そうでなくすべての懸案を網羅するな 限定がないだろうし、 基本関係委員会自体が韓日会談の一委員会に過ぎないものだ。
- 柳谷 : 独島問題は海底電線問題のように、韓日会談時に問題になって来たものだ。
- 文首席 : 独島問題は外交経路を通じて取扱って来たが、そのままにしたらよいだろう、高位ヶラ ス間の合意を通じて解決するのは構わないだろうな、この委員会で議論するのは困難だ。 独島問題は韓日会談と直接関連したものではない。
- 柳谷: <u>日本側は独島問題の解決原則に関して決定しょうという希望を表すのであって、ここで議</u> <u>論しようというのではない</u>。
- 広瀬:日本側は独島問題に関する事項が、韓日会談の懸案と別途に国会へ提出される場合、 国会が韓日会談の諸懸案とは反対に、<u>独島問題解決方式に関してだけ批准しなくなけれ</u> <u>ば困難になるだろう見る</u>。
- 文首席: 独島問題をここで討議する必要がない。

- 松永: 紛争処理に関して日本側は、他の懸案に関する協定に規定しようという同時に、基本条約 にも規定したい。
- 柳谷: 紛争処理問題は<u>漁業関係において特に重要だと考える</u>,漁業関係協定で合意されなけ ればならないので、基本関係協定においても合意されることを望む。
- 文首席: 基本関係条約自体としては、紛争処理条項は別に意味がないと知っている。したがって 他の委員会での進行状況を観望することにし、まず保留しておいたらどう?
- 松永:他の委員会での進行状況と関係なく紛争処理条項を基本関係条約や宣言に規定する っに願っている。
- 広瀬: 他の委員会での進行状況を観望する意味で暫、保留しておいたとしても、必ず必要だと いう日本側の考えには変わりない。

文首席: 今日はこの程度にしよ。

- 広瀬:よい。(会議は12:20に閉会した)
- 5. 新聞発表

新聞発表は、次のようすることで合意した。

,両側は基本関係に関する要綱を交換し、問題点に関して意見を交換した。両側は継続して 諸問題点に関する討議を進行することにし。」

6. 次の会議

64.12.15.(火)13:30日本外務省杉首席代表事務室で開催することとし。 終 追記(手書きで):杉日本側首席代表が12月14日8:00に死亡したので、14日の各委員会会議を 1日間延期することにししたがって第4次基本関係委員会会議は12月16日(水)10:30に、当代表 部と日本外務省実務者間の会合は12月15日15:00にそれぞれ杉氏の事務室で開催することにたった。 P49 4次 1964.12.16

P50

駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-526

受信:外務部長官

題目: 第7次韓日会談基本関係委員会第4次会議録

標記 1964.12.16.に開催された標記会議録を別添送付します。

- 別添 1: 同会議録 2部。 終 首席代表 金東祚
- P52 第 7 次韓日会談 基本関係委員会 第 4 次会議 会議録
- 1.日時: 1964.12.16.10:30
- 2.場所: 日本外務省 420 号室(韓日会談日本側首席代表室)
- 3.出席者: 韓国側 文 哲淳 首席

延河亀 代表 崔侊洙 専門委員 張 溟河 " 日本側 広瀬達夫 首席 松永信夫 補佐 柳谷謙介 " <u>黒河内靖</u>"

4. 討議内容

(両側はまず、基本関係に関する韓日両側要綱案題目整理表及び題目分類リスト」を交換した。 同文書は第3次会議での合意に沿って、12.15張溟河専門委員と日本外務省北東アジア課黒河 内事務官が、外務省420号室で会合して作成したものである。)

- 広瀬: 韓日間の諸懸案は一括妥結され るもので ぁり、同諸懸案の中に独島問題が含まれている ことを言っておきたい。韓国側がこの委員会での独島問題討議を拒否しているので、こ れ以上議論すること主張はしないか、日本側の立場は理解してくれるように 願う。
- 文首席: 両側実務者間で合意したことがある両側要綱案題目整理表を中心に、同整理表上 ピックとして内容に異議あるもの」と分類された問題点を討議したらどうな。同整理表上の 一連番号 14 番と 15 番は一緒に検討したら便利だろう。
- (8 項:過去の清算と1910年8月22日以前の条約または協定の無効確認に関して)
- 文首席:1910年及びそれ以前に締結された韓日間の条約は不法的に結ばれたもので、従っ

1964.12.17.

て ab initio(当初より)無効というのが、韓国側の立場だ。日本側の立場もあるの で wording を考慮して、両側が受け入れられる表現で、韓国側の立場を表すよう にしたい。

- 広瀬:過去のことを論争するのより、他の将来を志向しながら妥結するようにした方が良 いだろう。
- 松永:ひとつ質問するが、日本の国会に対する答弁で、日本政府が同条約が現在無効だと 言ったとしても、韓国の国会で韓国政府側は初めから無効だと答弁するだろうか ら、同韓国政府側の答弁が日本国内で知られるようになると波瀾を引き起こす怖 れがある。このような問題をどう考えるか。
- 文首席:それはある意味では不可避なことだ。韓国側が言っているのは、日本側の立場を 考慮して、受諾できる表現をしようというものだ。また日本の野党は韓国の野党 と違って、国交正常化自体を反対する立場なので、対政府攻勢の目標を、条約の 無効確認問題等とは関係なく、混乱を起こそうとするだろう。今年の春、韓国の 国会で通過したことがある韓日会談に関する対政府建議案は、一つの重要項目と して韓日合併条約の無効を主張している。
- 松永:韓日間の国交正常化が実現した場合、韓国の国内では勿論、日本国内でも大きな動揺が あるだろう、ベトナムとの国交正常化時にも日本内で論争があったが、韓日間の関係は 色々な面においてベトナムの重要なので、ずっと大きな問題になるだろう思う。
- 広瀬(文首席?):韓日間の合併条約が無効なことに事実なので、同無効規定を入れるのは不可 避なことた。
- 松永:条約や宣言に入れる必要がないと思う。韓国側の強い要望があるので考慮すること はできるが、過去の清算は別途にして、条約の効力に関する日本側の立場は変化 がない。韓国側が、過去の清算という語句を使わないものと見ても良いのか。
- 文首席:wording 自体よりも、その思想を入れたい。

(14項:韓国政府が唯一な合法政府という事実の確認と、サンフランシスニ条約第2条(a)項の規定及び国連決議の195()の趣旨確認と、15項:韓国政府の管轄権問題に関して)

- 文首席: 平和条約をrefer しなければ 困難なのか。
- 松永:平和条約は出発点なので入れなければならないと思う。
- 文首席:韓日問題は平和条約締結前にも討議されていたし、同条約自体の wording も recognizing となっている。韓国政府は 1948 年相当多くの国家の承認を受ける中、 独立した。時期的に見て韓国が先に独立したし、後に独立した国家が先に独立した 国家を承認するということは、国際慣例上おかしなことになる。したがって言及し ないのがよいと考え、韓国側要綱案にあるように相互間の主権を尊重するというの で充分だと思う。主権回復の事実は韓・日両国に同じく適用できるものだから、国 民感情に照らして言及しないのがよい。
- 柳谷:平和条約に言及しようとするのは、日本側が韓国の独立を承認したことを確認しよ

うとするためで、両側が確認するようにしようというのではない。

- 松永:韓国側の説明を理解できないことはない、日本の基本的態度は日本が 1952 年の平和 条約第2条(a)で承認しているということだ。主権の尊重とだけすることになると 、平和条約の 趣旨が表れないだろ。韓国側主張に従うことになると 、今回の条約で初めて承認したかの ようになり、平和条約との関係をどう解釈しなければならないのか 問題になる。これに関する 日本側の立場を変更することになる、日本が維持して来た思考方式が全面的に変化する ことになるだろう。これは国連決議 195 の場合も同じだ。上記二つの文書をrefer することし 日本側の鉄則のようになっている。日本が韓国と国交を正常化しようというのは、国際的に も国内的にも二つの文書に記されているので 、これを除くことは日本としてはとて も難しいだ ろう。
- 文首席:上記二つの文書は時期的に違うが、両文書に関して日本側はどう解釈しているのか?
- 松永:韓国は1948年の国連決議によりsanction(裁可)を受けて独立した。その後日本が国連に 加入することて、国連の諸決議を承認することなった。平和条約と共に国連決議を言 及しなければ、不完全になると思う。上記両文書による義務を遂行したい。
- 文首席: それは国連や他国に対する義務であって、韓国に対するものではない。したがって韓国と、文書で言及しなくても良いではないか。韓国は同文書の当事国ではない。
- 広瀬: 韓国とまった <関係ないとは言えない。 ベルサイコ条約によってオース ドリフが独立する場合に、同条約が言及された例もある。 言及を避けようとい意図はどこにあるのか。
- 文首席: 日本から初めて承認されたというような印象が良くないということだ 。その理由としては 上記以外に、国民に与える印象を悪くなくしょうというの もある。また日本側が韓国の独立を承認するというの、韓国側が沈黙を守るというは困難なことだ。両側が相互承認するならいざ知らず、そうでなければ言及しないの がよいだろう。平和条約関係文書は言及余否に関係なく残るのではないか 。
- 松永: 中国(註:台湾のこと)は平和条約の当事国ではないが、中日平和条約で同条約に 言及している。国際法上の根拠を明記する必要がある。
- 文首席: 中、日条約は領土の一部問題に関するものだった。韓日条約の場合には独立自体、 主権及び憲法と関連しているので、実質的に内容が異なる。
- (松永外務省条約課長退場)
- 広瀬:法律的根拠という面においては同じだ。事実関係と法律関係は違うものだ。
- 文首席 : 強いて refer しなくても良いだろう。相互間で独立を承認したらどうか。
- 広瀬: 韓国側の以北に対する管轄権主張を非難することはてきないな 根拠ははっきりしてお 必要がある。主要国家の例を調査したが、それらは大体国連決議に言及しながら 韓国を 承認している。
- 文首席: 韓国政府の管轄権が以北まで及ぶというの、韓国側の立場だが、日本側の立場もあることなので、唯一な合法政府ということを確認するないに問題がないだろうと思う。韓国の管轄権問題は国連決議と直接関連するか、この管轄権問題に言及する限り、日本

側がいくら良い wording を研究しても、韓国側は accept(受容)できないので、管轄 権問題は除きたい。管轄権問題はこのせいで、国交正常化ができなくなったとし ても受諾できない。この問題に関して具体的結論を出すようにしたい。この委員 会でどんな合意をしても最終的な決定になるのではないから、次の会議時にこの 委員会として建議する程度に決めたらどうか。

- 広瀬: この問題は最高位層で決定しなければならない性質のもので、また牛場審議官も色々と 奔走しているので、次の会議時に何か回答をできると約束するのは難しい。
- 柳谷: 平和条約2条(a)項に関する韓国側の立場は請求権関係等、韓日間の他の諸協定にも適用されるのか。
- 文首席: 韓国の請求権等は第2次大戦の終結を契機にして発生した問題だから、平和条約がな いとしても存在する問題なので、その範囲も平和条約のspecial arrangements規定に限定 されるものではない。韓国側の立場を理解するのに最善の努力をして欲しい。
- (17項:紛争処理条項に関して)
- 文首席 : 紛争処理条項はトビックとして不必要なものではないか。紛争処理問題は漁業と主に 関係するのて、漁業協定で規定すればよいだろ。実際上日本側にも別に重要でないと 思い、先例も多くない。無害無毒なものは入れる必要がない。
- 広瀬: 国内の抵抗を少なくしよ こい日本側の意図であい、無害有毒だと思う。国際司法裁判所 に付託する方案を考慮中と言った文代表の前回の発言は、どういた意味なのか。
- 文首席: この条約と関連して検討しているというのではなく、国際司法裁判所を利用する問題全般に関して、本人の所見を述べただけた。
- (20項: 合意文書の形式及び名称に関して)
- 広瀬: 日本側が強力に共同宣言の形式を主張したら、韓国側として 受け入れない理由もないで はないか。
- 文首席: 韓国側は内容に関係なく、条約にするこを主張するのに比べれば、日本側の主張は はっきりしない
- 広瀬: 韓国側が主張する程度に、日本側は共同宣言を主張する。
- 文首席: 事情が違う。国会で議論される場合、日本側は内容をまず問題にするだろうた。韓国側は名称を第一にして考えるようになるだろ。
- 柳谷:過去の清算、無効確認等を入れないためにに、共同宣言形式がよい。
- (会議は12:20に閉会した)
- 5. 新聞発表

新聞発表は、次のようてすることで合意した。

「両側が提示した要綱案を中心に、諸問題点に関して討議した。」

6. 次の会議

次の会議は日本側の事情を考慮してtentatively(臨時で)2月18日10:30にするが、後に確定することにした。

7. 別添:基本問題に関する韓日両側要綱案題目事務レベル整理表及び題目分類リスト 各1部 終

P60 基本問題に関する韓日両側要綱案題目事務レベル 整理表

1964.12.15

一連番号 題目

- 1 相互の主権尊重に基づく新しい関係の樹立
- 2 恒久的平和と善隣友好関係の維持
- 3 共同福祉の向上
- 4 アジアと世界の平和及び安全維持への寄与
- 5 全権団の交渉に言及
- 6 全権名を記入
- 7 交渉の結果合意が成立したことを言及
- 8 過去の清算と 1910.8.22 以前の条約または協定の無効確認
- 9 外交及び領事関係の樹立
- 10 通商航海条項
- 11 民間航空運輸条項
- 12 請求権等諸懸案の別途協定の原則または諸協定による懸案解決の確認
- 13 海底電線の均等分割
- 14 韓国政府が唯一な合法政府という事実の確認とサンフランス二平和条約第2条(ィ)の規定及び 国連決議195()の趣旨確認
- 15 韓国政府の管轄権問題
- 16 国連憲章の原則遵守
 - #17 紛争処理条項
 - 18 准条項
 - 19 用語
 - #20 合意文書の形式及び名称

.....

注: #表示項目はトビック として 内容に異議あるもので あり、その他の項目はトビック として 内容に異議ないものを表示した。

P62 基本問題に関する韓日両側要綱案題目分類リスト

1964.12.15

トピック として 内容に異議ないもの(15項目)

- 1 相互の主権尊重に基づく新しい関係の樹立
- 2 恒久的平和と善隣友好関係の維持

- 3 共同福祉の向上
- 4 アジアと世界の平和及び安全維持への寄与
- 5 全権団の交渉に言及
- 6 全権名を記入
- 7 交渉の結果合意が成立したことを言及
- 9 外交及び領事関係の樹立
- 10 通商航海条項
- 11 民間航空運輸条項
- 12 請求権等諸懸案の別途協定の原則または諸協定による懸案解決の確認
- 13 海底電線の均等分割
- 16 国連憲章の原則遵守
- 18 批准条項
- 19 用語

P63 トピック として 内容に異議あるもの(5項目)

- 8 過去の清算と 1910.8.22 以前の条約または協定の無効確認
- 14 韓国政府が唯一な合法政府という事実の確認とサンフランジスニ平和条約第2条(ィ)の規定及 び国連決議195()の趣旨確認

1964.12.19.

- 15 韓国政府の管轄権問題
- 17 紛争処理条項
- 20 合意文書の形式及び名称
- P64 5次 1964.12.18

P65

駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-528

- 受信:外務部長官
- 題目: 第7次韓日会談基本関係委員会第5次会議録

1964.12.18.10:30 に開催された第7次韓日会談基本関係委員会第5次会議録

を別添送付します。

別添:同会議録 2部

首席代表 金東祚

P66 第 7 次韓日会談 基本関係委員会 第 5 次会議 会議録

- 1.日時: 1964.12.18.10:30
- 2.場所: 日本外務省 420 号室
- 3.出席者: 韓国側 文 哲淳 首席

延河亀 代表 崔侊洙 専門委員 張 溟河 " 日本側 広瀬達夫 首席

松永信夫 補佐

- 柳谷謙介 "
- 黒河内靖 "
- 4. 討議内容
- 文首席:まず昨日の毎日新聞、朝日新聞夕刊を通じて、日本衆議院で行われたことと報道され た後宮アジア局長の発言に関して、日本側にmisunderstandingがあるようで、問題が重 大なのでclarifyしていただきたい。
- 広瀬: 私もこの記事を見て朝、後宮局長と相談した。同局長は、自分が国会で行った発言が正確に伝わらなったと言いながら、「将来作成された合意がcoverする地域は、南側に限る という 諒解下に成立するだろ。私が知る限」以北は白紙だ、と述べたと答弁した。
- 文首席: 「諒解ができた」というのは 両側が諒解したということなので 困難だ。新聞報道では韓国 側が諒解したかのように 解釈され、韓国側は絶対にそんな諒解論を承認できない立場な ので、適当な形式でこの点を明白にして**介**。
- 広瀬:管轄権に関して直接言及できないこは知っている。例えば漁業委員会での基線問題に おいて、両側が互いに北側に関して言及しないという暗黙裏の諒解下で推進してい るの が事実ではないか。このような実情と韓国側の立場を、後宮局長はよく知っている。同局 長と協議して適切な方法でclarifyするよう努力する。
- 文首席(崔課長): 今日の午後4時に予定された 金大使と椎名外相間の会談でも この問題に関し て議論されるものと思う。
- 文首席: 基本関係に関してどんな suggestionがあるのか。次は案を作って討議するようにした うか。請求権問題では韓国が利得を得るようになるものと一般的には知られているが、移 譲問題に比べて基本関係と法的地位問題は、比較的neutralな性質なものだと言える。 諸懸案は結局、一括妥結するだろうか、基本関係は他の懸案と関連させないで、来年 に再開される会議で一旦整理しておくようにするのがよい。基本関係でも解決したとすれ ば、両側国民に与える印象もよいだろう。
- 広瀬: 表現問題も重要なので、wordingを含めて討議できるよう」、両側が案を作ってみるのがよい。基本関係を妥結してまこうという意見に反対するのではなし。他の委員会の問題とも 関連しているので、もっもと難しい問題点3、4個を整理しておくのがよい。そのようになる と必要な時、すく全般的に整理できるようなるだろう。

- 文首席: 形式問題は日本側ょりも韓国側でよし重要視されているので、韓国側に譲歩して欲しい。 去る秋丁総理が池田前首相と会った時提案して、日本側の諒解を得たと伝えられている 方式で、両側が譲歩できること互いに譲歩しなければならないだろう。
- 広瀬: 実質問題を考慮しない 訳には行かないが、日本側も譲歩できるものは譲歩する考えだ。
- 松永:双方が問題点に関するdraftを作って交換するようにし。
- 文首席: われわれもそうい 考えで準備する
- (会議は11:00に閉会した)
- 4.(5.) 新聞発表

新聞発表は、次のようすることで合意した。

っこの間の会議を通じて問題点が確実になったので、次の会議が再開する時にはも少し具体的に討議することにし、これに対する準備をすることで合意した。」 終

Committee on Basic Relations

and the work in the second second

The Committee held five meetings on December 8, 10, 12, 16 and 18, 1964 respectively.

It was agreed at the first meeting that the discussions at this Committee should be expedited so as to level up, within the year if possible, the degree of its progress at least to those of the other Committees in view of the fact that no substantial discussions had been made since the conclusion of the Third Kores-Japan Overall Talks.

At the second meeting, both sides submitted the draft essentials of their positions on the problem of basis relations between the two countries, and respectively made explanations thereon. By the order of the Cosmittee, working-level officials of both sides met informally te agree tentatively on the items to be taken up for discussions at this Cosmittee. The List of items is attached hereto.

As for the kind of agreed document, the Korean side took the position that it should take the form of a "treaty" while the Japanese side took the position that it should take the form of a "joint declaration."

652

Through an overall exchange of views on the items agreed to be taken up for discussions, the outline of the positions of both sides has been clarified. It was agreed at the last meeting that both sides should come up with more detailed positions, preferably in the form of draft agreements, for substantial negotiations at the Talks to be resumed next year.

e.

.

interest antises .

1

1



P71 6. 6次 1965.1.22

P72 協助箋

分類記号 外亜北804

題目 韓・日基本条約に含まれる友好通商航海条項問題

受信 通商局長 発信日時 65.1.11

- 連:外亜北557(64.5.29)
- 1. 韓・日両国間に締結される基本条約に含まれる事項の一つとして、友好通商航海条約の 締結に関して、わが国としては下のような段階に沿って交渉する方針を立てています。
 - イ、友好通商航海条約を締結するという意だけを基本条約で規定するようにする。
 - ロ、日本側が友好通商航海条約締結時までの経過規定をおくことを主張する場合には、 別途文書で規定することとする。
- したがって前記1.の口の線に沿って交渉するケースを予想して、経過規定をおく場合の わが側案を早急に作成、回報して下さるよう願います。

亜州局長 延河亀

P73 協助箋

分類記号 外統協34

題目 韓日基本条約に含まれる友好通商航海条約

受信 亜州局長 発信日時 1965.1.20.

通商局長 全相振

- 1. 外亜北804に対する応信です。
- 友好通商航海条約に関する事務は条約の内容の概括性に照らして、地域課で総合的に管 掌しなければならず、通商国はただ要請がある時、通商に関する部分に対して意見を提 出するのが妥当なものです。このような観点から、この間当局が取り扱った韓独友好通 商航海条約に関する業務一切を、既に欧米国に移管したことがあります。
- したがって韓日基本関係条約の中に友好通商航海条約締結を規定する問題は、外統協 426「基本関係条約試案」(64.8.10.)で通報した当局の意見にとらわれずに、貴局で適宜 再検討なさって下さい。
- 当局としては対号公文で言及された経過規定を一括して設定する必要がなく、必要によって問題別に個別的に協商するのが良いと思料されます。
- しかし経過規定締結が不可欠な時には、貴局で草案を作成するか問題点を提示すれば、 それを土台に必要な検討を加えられるものなので、まず本経過規定で日本側が保障受け ることを希望する事項を把握し、一次試案を作成送付して下さるよう願います。
- これと関連して当局は関係部署と予備的な協議を進行させていることを、参考に添言します。

駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-18

P75

受信:外務部長官

題目: 第7次韓日会談基本関係委員会第6次会議録

1965.1.22.10:30 に開催された標記基本関係委員会第6次会議録を別添送付します。

別添:同会議録 2部

首席代表 金東祚

P76 基本関係委員会第6次会議 要約

1965.1.25

1965.1.23.

- 1. 開催日時: 1965.1.22 10:30~11:30
- 2. 内容:
 - イ、わが側は本問題を、漁業問題等他の問題の討議進度と関係なく進捗させ、早急に何 らかの結論を出すようにしようと提議し、日本側の諒解を得た。
 - ロ、1964.12.15.に両側が合意作成した各問題点に関する題目整理表を中心に、両側がそ れぞれ自分側の立場を説明した。
 - 八、次の会議(1.26)では相互間の立場を充分に考慮した草案を、完全な文書で作成、交換して、語句問題を含んで討議を推進させることにした。

cf.原文:「723.1JA 第7次 韓・日会談[開催]経緯」

1964-65

- P77 7. 7次 1965.1.26
- P78 起案紙

起案者 金太智 協助者氏名 防交局長(条約課長)

起案年月日 65.1.21

分類記号 文書番号 外亜北 722

経由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 韓.日会談 基本条約案 送付

韓・日両国間の基本関係を規定する基本条約に関するわか側案を送付しますので、同条約案 を指針にして交渉なさい願います。ただし、同条約案はわが側の最終案を土台に作成されたものな ので、最終案に至る中間交渉過程においてのわが側案は、基本関係に関する訓令(1965.1.25.付 外亜北722-768)に沿って代表団で作成、交渉なさい願います。

有添:1.わが側基本条約案 1部(1. 名称 2.前文 3.本文 これ以外はすべて英文)

2. 条約案に関する説明 1部 終

1. 1-22

Basic Treaty between the Republic of Korea and Japan 2. 저희목

The Republic of Korea and Japan,

Considering the historical background of relationship between their peoples and their mutual desire for good neighborliness and for the normalization and maintenance of their relations on the basis of the principle of mutual respect of sovereignty;

Recognizing the significance of their close cooperation for the promotion of their mutual welfare and common interests and for the maintenance of peace and security in Asia and in other parts of the world in conformity with the principles of the Charter of the United Nations;

Believing that a fair and equitable settlement of their outstanding problems will greatly contribute towards the establishment of a sound foundation of their future relations;

(Confirming that the Government of the Republic of Korea is the only lawful government in Korea as recognized under, by the Resolution 195 (III) of December 12, 1948 of the United Nations General Assembly;)

Have therefore determined to conclude a Basis Treaty and have accordingly appointed as their Plenipotentiaries, The Republic of Korea:

0949

Japans

19

. .

P79

Who, having exchanged their full powers found in good and due form, have agreed upon the following articles:

3. 生是

Article I

There shall be perpetual peace and everlasting amity between the High Contracting Parties as well as between their respective peoples.

Article II

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful government in Korea as recognized under Resolution 195 (III) of December 12, 1948 of the United Nations General Assembly.

Article III

It is recognized that all preaties or agreements concluded between the Empire of Korea and the Empire of Japan on or before August 22, 1910 are null and woid.

Article IV

The High Contracting Parties shall establish diplomatic and consular relations as soon as possible.

Article V

The High Contracting Parties shall endeavor to conclude, as soon as possible, a treaty or agreement to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and friendly basis.

662

0951
Article VI

. .

The High Contracting Parties shall endeavor to conclude, as soon as possible, an agreement relating to civil air transport.

Article VII

(Provisions concerning the Legal Status of the Korean Residents in Japan.

Draft text will be presented later when agreement · is reached on the subject.)

Article VIII

(Provisions concerning the Korean general claims.

Draft text will be presented later when agreement is reached on the subject.)

Article II

(Provisions concerning the fisheries.

14

 \hat{r}^{*}

21

Draft text will be presented later when agreement is reached on the subject.)

Article X

(Provisions concerning the Korean claims on vessels. Draft text will be presented later, when agreement is reached on the subject.)

Article II

is reached on the subject.)

(Provisions concerning the Korean claims on art objects. Draft text will be presented later when agreement 663

II 밀 à SECHIT

Article XII

Submarine cables connecting the Republic of Korea and Japan shall be equally divided, Korea retaining the Korean terminal and adjoining half of the bable, and Japan the remainder of the cable and connecting terminal facilities.

Article XIII

Any dispute that may arise out of the interpretation or application of the present Treaty shall be settled by negotiation or by other peaceful means.

Article XIV

The present Treaty shall be ratified and instruments of ratification shall be exchanged at _____ as soon as possible. It shall enter into force on the date of exchange of ratifications.

IN WITNESS WHEREOF, the respective Plenipotentiaries have signed the present Treaty and have affixed thereto their scals.

DONE in duplicate at _____ on this ____ day of _____ of the year_____ in the Korean, Japanese, and English languates, each being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

민조무사로

재부류(66

123

0953

FOR THE REPUBLIC OF KOREA: 664 FOR JAPAN:

12

Ħ

P83 別添 2

条約案に関する説明

1. 名称

わが側は基本関係に関する合意文書は条約の形式にし、名称も(案)のようにあという立場 だが、名称において日本側が主張する場合には "Treaty on the Basic Relations between the Republic of Korea and Japan "という表現を受諾するようにす。

2.前文

ィ、第1段(Considering以下の句節)

これは「過去の清算」ということを、できるだに間接的に表現した最終的なものだ。したがって 交渉過程においては可能な限り直接的な表現をした案を提示するようにす。

ロ、第2弾(Recognizing以下の句節)

,共同福祉の向上」と「アジアと世界においての平和安全の維持」のために、国連憲章の原則に沿って緊密に協助するとい内容のものだが、日本側が主張する国連憲章の原則遵守に 関する規定挿入は、(案)のように表現すること解決するようにす。

ハ、第3弾(Believing以下の句節)

懸案問題の解決が将来関係樹立に寄与するとい意の規定だが、第1段の句節と共に、 「過去の清算」を間接的に表現する手段になるものである。

ニ、第4段(Confirming以下の句節)

本文第2条に関する説明参照

3.本文

(第1条)

本条は平和条約的性格を付与するとい意味から挿入したものでぁる。

(第2条)

わが側としては 国連決議195()やその他を引用することな 韓国政府が唯一な合法政府 という事実を確認する規定をおくのが最善の方案になるものだが、日本側の強力な反対が予 想され、また日本側としては 国連決議195()を、韓国政府の管轄権に制約があるとい印象 を与える表現で引用しようという意図を持っていると思われるので、わが側は最終立場として 国連決議195()を引用しても全内容を引用せずに、韓国政府が唯一な合法政府ということ を確認する方法として、(案)のようた表現を本文に挿入しようというもので ぁり、交渉に沿って 前文に含ませることもできるだろう。

(第3条)

1910.8.22 以前の締結条約または協定の無効確認条項だが、わが側は最終立場として、当初から、という表現は置かないとしても無効条項は必ず置くが、無効は、... are null and void、と表現するようにするということだ。

(第4条)

外交及び領事関係樹立条項だが、わが側は最終立場として 別途文書によ! ィ、大使級外

交使節の交換 ロ、領事館の設置及び位置 ハ、領事館設置と関連した現存駐日代表部 大阪及び福岡出張所の取扱い問題等を規定するとい・考慮下に、基本条約には外交及び 領事関係の樹立だけを規定するようにすると時のだ。

(第5条)

通商航海条項だが、わが側は同条約の締結原則だけを規定するという場である。条約 締結時までは現状をそのまま維持すれば足りるので、経過規定は考慮しないようにする。

(第6条)

民間航空運輸に関する協定を締結するとい規定である。

(第7条)

韓日会談在日韓人法的地位問題に関する規定

わが側は会談懸案問題に関する規定においては、懸案に関する合意が成されれば、合意の基本原則を基本条約に導入するという立場なので、同問題に関する最終合意が成され る時、具体的なわが側案を提出するようにするとい**の**だ。

(第8条)

一般請求権問題に関する規定

わが側立場に関しては 第7条の場合と同じ。

(第9条)

漁業及び平和線問題に関する規定

わが側立場に関しては 第7条の場合と同じ。

(第10条)

船舶請求権問題に関する規定

わが側立場に関しては 第7条の場合と同じ。

(第11条)

文化財請求権問題に関する規定

わが側立場に関しては 第7条の場合と同じ。

(第12条)

海底電線の分割に関する規定だが、わが側案としては(案)のような分割規定だけを基本条約に置き、別途文書で電線の分割と日本が第3国から貰った電線使用料の内、韓国に該当する部分のものを韓国に支払うということ等の施行に必要な措置を、両側が早急に講究するようにするという、規定しようというものだ。

(第13条)

紛争処理条項だが、わが側としては基本条約内に紛争処理条項を置かないことを最善の 法案としているが、日本側が同条項の挿入を強力に主張する場合には、(案)のように紛争 は、交渉やその他平和的な手段、によって解決するとい程度の表現は受諾するというの だ。

(第14条)

批准条項である。これは類似した他条約の例を真似したもので、特別な考慮を加えた点はない。

1965 1 25

P88

外務部

外亜北 722(-767)

受信: 駐日大使

題目:韓日間基本条約案送付

韓・日両国間の基本関係を規定する基本条約に関するわが側案を送付しますので、同条約案 を指針にして交渉なさ「願います。ただし、同条約案はわが側の最終案を土台に作成されたものな ので、最終案に至る中間交渉過程においてのわが側案は、基本関係に関する訓令(1965.1.25.付 外亜北722-768)に沿って代表団で作成、交渉なさ「願います。

有添:1.わが側基本条約案 1部

2. 条約案に関する説明 1部 終

外務部長官 李東元

P89 別添 (3-1)

基本関係問題に関する訓令

1 合意文書の形式及び名称

条約の形式とし、名称は「大韓民国と日本国間の基本条約」とする。ただし、「大韓民 国と日本国間の基本関係条約」にもできる。

- 2. 前文に含まれる事項
 - イ、下の事項を含ませることとするが、語句は日本側と適切に調整するようにする。
 - (1) 相互主権尊重に基づく新しい関係の樹立
 - (2) 恒久的平和と善隣友好関係の維持
 - (3) 共同福祉の向上
 - (4) アジアと世界の平和と安全維持への寄与
 - (5) 全権団間の交渉によって合意が成立された。
 - ロ、本文に含まれるものとして討議されて来た事項も、日本側との交渉に沿って必要な場合に は、前文に付加含ませるようにする。

(1.ィ、9.ロ及びホ、11.参照)

- 3. 過去の清算と1910年8月22日以前の条約の無効確認
 - ィ、過去関係の清算に関して本文または前文で、簡単に言及されるよう努力する。その方法の ひとつに、「新しい関係の樹立」の前に適切な文句を挿入する方法を考慮できる。
 - ロ、1910年8月22日以前の条約または協定の無効確認に関しては「当初から」という語句は必

ず規定されなくても可だが、内容としてこれを堅持して、そのような条約または協定が無効だとい、確認条項(例えば... are null and void)は置くようにする。

4. 外交及び領事関係樹立:

外交及び領事関係の樹立に関して大使級外交使節の交換、領事館の設置原則に関する規 定を置くが、領事館の数及び設置場所も規定しようという日本側主張に対しては、下のような段 階に沿って交渉するようにす。

- イ、領事館の設置に関する原則だけを規定し、数及び設置場所に関しては 言及しない ように し、その後(国交正常化後)に別途合意するようにす。
- ロ、設置原則だけを条約文に規定し、数及び設置場所に関しては別途文書によって合意する ようにする。
- 5. 通商航海条項:

通商航海条項に関しては、条約締結のための原則的合意だけを置くようにして、条約締結 時までは現状をそのまま維持すれば足りるので、経過規定は考慮しないようにする。

6. 民間航空運輸条項:

民間航空運輸に関する協定締結原則を規定するようにす。

- 7. 在日韓人の別途協定の原則(諸協定による懸案解決の確認) 諸懸案解決に関する別途協定の締結と、別途協定の原則に関する規定を置くようにす る。 独島問題は懸案のひとつではないとい立場を固守する。
- 8. 海底電線の分割

海底電線を均等分割するとい原則だけを規定し、具体的なことは別途交渉に渡すことに? る。

9.韓国政府が唯一な合法政府という事実の確認とサンフランシス:平和条約第2条(a)及び国連 決議195()の趣旨確認:

下のような段階に沿って交渉するようにす。

- ィ、大韓民国政府が韓半島においての唯一な合法政府という事実を確認する趣旨を、協定内 に挿入するようにす。国連決議 195()とサンフランシスニ平和条約第2条(a)は言及しな いようにす。
- ロ、国連決議195()だけを言及するが、同決議の全内容を引用しない表現(例:国連決議 195()で大韓民国政府が唯一な合法政府であることを宣言しているのに 照らして・・・)を使 うことにする。
- ハ、サンフランシス平和条約第2条(a)を仕方なく引用しなければならない 場合に、同規定だけ を特別に引用するよう印象を与えない表現(例:韓国に関連した平和条約の各条項を留 念し・・・)を使うことにする。
- 10. 韓国政府の管轄権問題:

大韓民国政府の管轄権に制限があるとい印象を与える規定は絶対に受諾しないこととする。

11. 国連憲章の原則遵守

日本側が国連憲章の原則遵守規定をお くことを望めば、前文または本文中に規定を置くようにする。

12. 紛争処理条項

下のような段階に沿って交渉するょうにする。

- ィ、基本条約には紛争処理条項を置かないようにす。
- ロ、諸懸案解決に関する協定で規定される紛争処理方式に従うようにする。
- 13. 批准条項及び用語 批准手続きと用語においては、韓・日・英3ヶ国語とし、解釈上紛争がある時には、英 文に従うという規定を置くようにする。
- P93

駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-22

受信:外務部長官

題目: 第7次韓日会談基本関係委員会第7次会議録

1965.1.26.午後4時から開催された標記基本関係委員会第7次会議録を別添送付します。

1965.1.26.

別添:同会議録 2部

首席代表 金東祚

- P94
 第7次韓日会談 基本関係委員会

 第7次会議 会議録
- 1.日時: 1965.1.26.16:00
- 2.場所: 日本外務省 日本側首席代表室
- 3.出席者: 韓国側 李 圭星 首席

崔侊洙 専門委員

- 権泰雄 "
- 張 溟河 "
- 日本側 広瀬達夫 首席
 - 松永信夫 補佐
 - 黒河内靖 "
 - 福田繁 ″
- 4. 討議内容

(韓日両国間準備して来た草案を交換して、相手方に読んで上げた後、それぞれ 立案趣旨と立場を説明した。両側草案は別添する。)

広瀬: 名称に関しては韓国側の立場を考慮して、融通性を置こうと思う。両側の協議結果と規定 される内容に沿って、名称を定めようというの。前文の初め3項には、韓国側が要綱案で提 示したような内容を収録した。

次にサンフランシスコ平和条約と国連総会決議を言及したのは、日本側が従来主張して 来た立場を具体化したものである。

第1条は諸懸案が妥結したことを確認しようとするものであり、懸案妥結時諸協定の名称 を記入することになるだ。

第2条は韓国側案より少し具体的だが、趣旨は同じだと思う。

第3条の国連憲章原則規定は韓国側も、必ずし板対するものではない/思われる。

第4条(a)項は韓国側案と大体で同じだものと思うし、(b)項には経過規定を挿入しょうと検討している。

第5条の民間航空協定に関する規定は日本側要綱案になかったものだが、韓国側の立 場を受け入れて挿入した。

第6条の紛争処理条項に関しては、各懸案に関する協定にそれぞれ規定することにな と、これをここで重複させる必要がないものなので、懸案の諸問題に関する討議経過を見て 行きながら、その適用範囲を規定するために空白欄を設定した。

第7条の批准条項、第8条の用語条項は韓国側の立場と大体で同一だと思う。

管轄権に関しては韓国側の立場を考慮して削除することにした。乙巳條約等の無効確認に関しては、現在既に無効であることは事実なので、韓国側が主張するな語句如何によっては、前文に挿入すること考慮できる。

松永課長から補充説明するようにす。

松永:前に日本側が提示した要綱案は、共同宣言を前提にして作成されたものだった。今回の 日本側草案は韓国側の主張を受け入れ、条約形式に沿うようにした。

前文に協定締結経過を書く普通慣例に従って、前半には韓国側の主張をそのまま導入 したし、後半には日本側が従来第1条規定に考えていた内容を収録した。韓国が国連及び 対日平和条約の当事国でない点を考慮して、事実を言及するのに限定した。条約におい て前文は拘束力が弱く、また条約自体の内容を形成するものではない点を考慮する時、今 回の案に表現された日本側の立場は、初期の考えに比べて大きく譲歩したものであり、した がって勇気を必要とする決定だった。

また管轄権に対する言及を削除したのは大英断ではないとして、韓国側の立場を充分 に理解するとい立場から、全部排除することにしたのに起因したものである。唯一な合法 政府に関する韓国側の案そのままでは、日本側として受け入れるのがごく困難だ。政府高 位層が国会に対して何度もしたことのある発言と矛盾する規定を受け入れることになると、 国会対策上困難な問題を引き起こすだろう。日本側が言及しようとする国連決議条項を見 ることになると、唯一な合法政府ということが現れるのて、これを前文に簡単に挿入するこへ で国会を納得させ、韓国側の立場も受け入れようとす**る**のだ。

海底電線に関しては平和条約の規定に従うことで 異議がないが、同条項をここに入れる ことは本協定の性格に照らして均衡を失う感があるので、交換公文形式のような別個の方 法で処理しょうと思う。

管轄権に関する規定はここか削除し、国会に対しても適切に説明する考えだが、他の 諸懸案の場合には問題になるかも知れないので、必要によって考慮しょうと思う。

李圭星首席:日本側案は相当に考慮した案だと思う。唯一な合法政府という趣旨は国連決議の 言及でも可能かもしれないが、唯一な合法政府という文句が協定案に出なければならない。 われわれは日本側としても国会で説明しやすい方法に留意しながら、これを本文に記入し ようと思う。

乙巳條約などの無効確認は、原則を日本側が受け入れると言うのだから、、今や表現技術 上の問題だと思う。韓国側案を日本側が見ると多少硬直した感もあると思うかもしれないが、、

日本側の立場も考慮しながら 融通性を持って臨もうと思う。 崔課長から説明するよなする。

崔光洙専門委員 : 韓国側は名称をBasic Treatyとして、過去の清算に基づく友好善隣関係を樹 立する趣旨を基本内容としょうと思う。

過去の清算とは乙巳條約等諸協定の無効と関連するか、表現方式に関しては弾力性を 持って良い案が発見されれば考慮できる。それ以外の前文は一般的規定である。

韓国側案第1条は永久的平和と友好関係を記録するとい趣旨である。

第2条の唯一な合法政府という条項は韓国側要綱案の内、前文篇にあったものだが、問題の重要性に照らして本文に挿入した。It is confirmedという語句を使ったのは、事実を確認するひとつの使法として考慮したものだ。

第3条乙巳條約等の無効規定に関して、わが側は当初より(ab inito)無効という 立場から are null and voidとした。

第4条は外交及び領事関係樹立原則を規定したものであり、

第5条は、日本側案第4条が即時、通商航海条約の締結交渉に入ることを内容にするの に比べ、多少違っ点があるが拘束される必要はないものと思っ。

第6条は第5条の趣旨と同じだ。

第7条から第11条には諸懸案の妥結原則を記入しようとするもので、したがって諸懸案内容がだけつしたらそのまま挿入したり、そうでなければ諸懸案妥結に関する原則内容を、諸 懸案の妥結に助けになる表現方式で挿入しようと思う。とにかく諸懸案に関する、討議の 進展を見て行きながら考慮するつもりた。

第12条の海底電線関係規定は基本条約に必ず入れよシいうのではな。この問題の 妥結原則に関して、何らかの形式で合意すればよいものと思う。

李首席: 質問するか領事関係の設置場所に関して、日本側はどうに考えを持っているのか。

広瀬: どこへ置くのか という 問題を、両国政府間で合意して決めようというこだ。 草案に「両国 政府による合意」としたの は、国会対策上の理由からだ。新しい領事館を設置すると言うと、 国会の同意を要するとい主張が出ることがあるので、両国政府間ですぐ討議に入られるよう に予め規定しようというのが、その趣旨だ。したがって本懸案妥結時、同時に合意しようという のではなく 通常の外交経路を通じて協議するようにして良い。 李首席: 日本側案第3条Bと第4条Bに関して、日本側の立場を説明していただきたい。

- 広瀬:韓国側要綱案にある、共通の福祉、を導入するために、適切な文句を考慮した結果、中、 日間の平和条約第6条に同じ内容の規定があじ、これを導入したものだ。第4条B項に関して 経過措置を規定するなと、どういう規定を入れるかとい問題と共に、同経過過程を設置する 余否に関して、現在検討中だ。方針が具体的に決まったのではなく、必要ないという結論が 出るかも知れない。前回にも言ったことがあるが、通商航海条約の締結には相当な期間が所 要されるだろうし、したがってその時までは戦争前の状態がそのまま続くものなので、経過過 程を置こうというのが私の考えだが、案を整理して検討したものではない。
- 権専門委員:日本側案の前文に「朝鮮」という用語が二回出ているが、「Korea」を翻訳したものと 思うが、韓国側は地理的意味においても「韓国」という用語を使っている。
- 松永: 平和条約にある, Korea, という用語を,朝鮮, という言葉に翻訳したのだろうが、日本語の条文に,朝鮮,となっていて、日本語条約文も正文なので国会の承認を得たことがある。用語を 換えることになる、内容を換えるものと理解されるので、これを,韓国,という用語に換えるの は困難なようた。
- 李首席:次の会合から会議を前半と後半に区分して、前半では原則的な問題に関する討議をして、後半には具体的に語句の表現方法を検討したらどうか。能率を上げようとい意味で考 えてみたものだ。
- 松永:日本側は韓国側の主張を同情的に理解して、この間非常な努力をした。<u>外務省内で反対 も多かったがこれを克服して、今回交換したような日本語案を作成した。ところが</u>韓国側案を 見ると、前回に提示した要綱案をそのまま条文化したり、またはより強硬になっていて、上 部に報告するのが困難になった。現草案を持って条文化しようとすることになると、抵抗が あるだろう、したがって接近できる展望を確実にしてから、次の段階を考慮したい。
- 李首席 : 松永課長の立場が困難にならないように融通性を持って臨む。日本側が努力したこと はわかる。原則問題を考えながらwordingをひとつずつ 考慮していくようにしたい。
- 広瀬: 大きな lineで相互接近することな、これ以上進むのは困難だ。根本的な点を話しして大綱に合意した後、今後進むようにたい、Basic Treatyという用語を使った前例があるのか。
- 崔: Basicという 用語が入らないと、基本関係という 意が出て来ないので使ったものだ。日本側がど うしても 応じ難くて 良い案を出して くれるなら、適切なwordingを考慮する用意がある。
- 広瀬:次の会議は、いつ開催するのがよいの1。
- 李首席 : 次の金曜日(1.29)午後3時に開催するのはとれ
- 広瀬: そうしよ。その時には日本側の英文案を準備するように**玄**。新聞発表はどうするのが。 いのか。
- 李首席: 「両側は合意文書に入れる要綱案を交換した。次の会議から具体的に両側案を検討す ることにした」とするのはどうか。。
- 広瀬:そうしよ。(会議は17:05に閉会した)
- 別添:韓日両側草案 各1部 終

P102 基本条約問題に関する請訓

- 1. 1910年以前の諸条約及び協定の無効規定を置くことを前提に、過去の清算を意味する語句を 挿入しないようにする。
- 2. 諸懸案の基本解決原則を含ませるのに関する合意が最後までなされない時には、日本側が 提示した諸懸案別途解決の確認も含ませ、最終的にこれを外すようにす。
- 3. 紛争処理事項は最後まで合意を見られない場合には、最終段階に行ってその他の協定、特に漁業協定等の解決及び施行に関する紛争処理は、関係委員会で処理するとい条件で、 基本条約には含ませないこととする。

ただし、この場合日本側は漁業協定に関する紛争処理において、国際司法裁判所に一方の要請で付託する規定でなくても、解決が保障される方式で規定できるとい言質を要求する可能性がある。

4. 基本的な問題に影響を与えない範囲で、表現(特に前文)においては本部案に余り縛られず、 代表団の裁量で適宜表現しても可である。

P103

駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-20

1965.1.27.

- 受信:外務部長官
- 題目:韓日間基本条約案に関する請訓

連:JAW-01317

- 連号で報告したように第7次基本関係委員会で両側草案を交換したが、日本側が提示した草案はまだ、わが側の立場に近づくには相当な距離があるが、下のような点に照らして、 1964.12.10.に両側がそれぞれ要綱案を提示して以来、わが側が表明した立場を、ある程度考慮に入れて作成した痕跡が見られます。
 - (1) まだ最終的な言質はないが、草案が条約の形態を取っている点
 - (2) 要綱案で提示されたい わゆる 「管轄権」に関する規定を外した点
 - (3) 草案に含ませはしなかったが、1910年以前の諸条約及び協定の無効に関する規定を、表現如何によっては条約前文に含ませることができるという立場を取っている点
 - (4) サンフランシス 平和条約第2条(ィ)の規定及び国連決議195()の趣旨規定を本文から前 文に移している 点
 - (5) 前文に、わが側が要綱案として提示した項目を採択している点、等。
- 2. 当代表団は基本関係委員会が現在進行中である韓.日交渉で、先導的役割をしているという 見地から、外亜北722-768(65.1.25.)で指示された前記交渉(日本外相訪韓前)期間中に、共同 草案作成作業を大体で完成するとい目標で、今後の交渉を進行させるつもりです。
- 3. このような目標で当代表団は、わが側の立場が最大限に貫徹される共同草案が作成されるよう 最善を尽くすものですが、、共同草案作成を大体でも終わらせるためには、本件に関する既政府

訓令に追加して、下の事項を訓令して下さることを建議しますので 、早急に回示して下さるよう願 います。

- (1) 1910年以前の諸条約及び協定の無効に関する規定(わが側草案第3条)を置くことを前提に、過去の清算を意味する語句を前文に挿入しなくても可である。
- (2) 諸懸案の基本解決原則(わが側草案第7条から第11条まで)を含ませょうというのに関す る合意が最後までなされない時には、日本側が提示した諸懸案別途解決の確認(日本側 草案第1条)も含ませ、最終段階でこれを外すようにす。
- (3) 紛争処理事項は本部草案第13条の趣旨に沿って交渉するか、最後まで合意を見られない場合には最終段階に行って、その他の協定、特に漁業協定等の解決及び施行に関する紛争処理は、関係委員会で処理するとい条件で、基本条約には含ませないこととする。

ただしこの場合、日本側は漁業協定に関する紛争処理において、国際司法裁判所に 一方の要請で付託する規定でなくても解決が保障される方式(例えば、比日賠償協定等 に規定されたような方式)で、規定できるとい言質を要求する可能性がある。

- (4) その他、基本的な問題に影響を与えない範囲で、表現(特に前文)においては余り、本部 案に余り縛られることなく、代表団の裁量で適宜表現しても可である。
- 追記:上記訓令があっても当代表団としては全体的な均衡を考慮して、最終段階でこれを利用 するだろう、交渉を有利に展開させるためには、委員会より高位交渉に渡して解決する方 案等を考慮していることを添信する。終

韓日会談 首席代表 金東祚

日時:2.2.17:10

P106 8. 8次 1965.1.29

P107 大韓民国外務部 番号: WJA-02023

発信電報

受信人:駐日大使

- 対: 駐日政 722-20[65.1.27]
- 1. 対号に関して、下のように回示します。
 - イ、対号 3.(1)に対して:わが側は基本条約の目的が、過去の清算と将来関係の設定という立場を取ったし、国民にもそのように説明して来た。なので「過去の清算」という表現がもたらす実質的な利益がないとしても、特に国民感情上、そのような表現を基本条約内に含ませようとするものである。したがって基本条約内に「過去の清算」を意味するものと国民に説明できる、最小限度の表現でも規定できるよう交渉なさるよう願う。
 - ロ、対号 3.(2)に対して:諸懸案解決原則または別途協定締結に関する規定は、過去関 係の清算という意味も与えるものなので、存置の意味があると思われる。し

たがってわが側が考えているような諸懸案解決の基本原則の規定を貫徹する のが難しい時には、別途協定の締結によって諸懸案が解決されたという、事 実の確認規定でも置くよう交渉なさるよう願う。(これに関して諸懸案の解決 に関する規定をすべて外すという、貴建議の理由を報告願う。)

- 八、対号 3.(3)に対して:わが側草案(第 13 条)の規定は日・中平和条約(第 12 条参照)の例に沿ったものであり、同立場を貫徹するよう努力するよう願う。
- 二、対号 3.(4)に対して: これを諒承する。
- 2. 外亜北 722-767(65.1.25.)で送付した草案は、交渉の指針になっているものなので、交渉過程 (特に語句調整時)において草案とは違うが、代表団で適切だと思われる語句または表現を日本 側に提示しても可である。そういう場合には、代表団の意見、と提示して、本部の承認によって確 定させるよう、理由を置いて欲しい。(外亜北)

長官

P109

駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-27

受信:外務部長官

- 題目: 第7次韓日会談基本関係委員会第8次会議録
 - 1965.1.29.午後3時から開催された標記基本関係委員会第8次会議録を別添送付します。 別添: 同会議録 2部 終

1965.1.30.

駐日大使 金東祚

P110 第7次韓日会談 基本関係委員会

第8次会議 会議録

- 1.日時: 1965.1.29.15:00
- 2.場所: 日本外務省日本側首席代表室(420号)
- 3.出席者: 韓国側 李 圭星 首席

崔侊洙 専門委員

- 権泰雄 〃
- 孔 魯明 補佐〃

日本側 広瀬達夫 首席

- 松永信夫 補佐
 - 黒河内靖 "
- 福田 繁 //
- 小和田恒 "

4. 討議内容

(日本側は 1.16.日本側が手渡したことのある日本側草案に対する翻訳文を手渡した。同 preliminary translation を別添する)

李首席: 韓国側が手渡してぁる草案に対して comment すること あれば言って欲しい。

- 松永:韓国側の草案内容は両側が理解していた内容に反するとは言わなくても、その前に提示 した要綱案と質的に全く変わった所がない。韓国側草案は基本関係懸案を早急に妥結す るという前提と違うし、こうなることを知っていたら、前回に提示したような日本側案をださな かっただろう、韓国側が日本案側も考慮して、もうひとつの試案を提出して欲しい。日本側 の立場がとて弾しい。
- 李首席: 首席代表間会合時にも日本側から stiff(硬直)だとい発言があったと憶えている。しかし事実は前にも言ったようにわれわれ の立場がstiffではないから、日本側が重要な点を commentして くれれば、それを念頭に置いて、われわれの立場も述べよう思う。
- 広瀬: そうして=良いが両側の立場は互いに解るのだから、韓国側がこれを反映して案を出して <n るの が良い。しかし韓国側草案と韓国側の立場において違っ点を言ってくれれば参考 にする。
- 李首席: 韓国側案を基準にして日本側案を参照しながら commentするようにしたらが。
- 松永:出発点として韓国側の草案を基礎にするのに疑問がある。日本側は韓国側の要望を充分 に反映して案を作ったのに比べて、韓国側は従来の韓国側主張だけを条文化したものな ので、両側案を同じ位置において討議して行くのはとて も難しい。したがって日本側の草案 を中心に検討してみるのが 良い。
- 李首席: 日本側が相当前進した考えで草案を作成したことは認める。われわれも韓国側案を基礎に、相当前進した考えを話そうと思う。両側がもっと接近するようになど、整理された草案を作れるのだから、ひとつずつひとつず、討議して行くことにしょう。

まず名称に関して述べる。韓国側はBasicという用語を入れるのなら、必ずともBasic Treatyとしなくても良いという立場だ。

韓国側案前文第1項の過去の清算に関しては liquidation of their past relations(過去の 関係の清算)という意が表れるなと recognizing以下も表現に関する限りflexibleな立場であ る。

第1条に関しては日本側も異議がないと思っている。

第2条のonly lawful Government(唯一な合法政府)は必ず規定されなければならない。日本側案前文にはサンフランシスマ和条約が言及されているが、同条約第2条を引用する ことと韓国の独立承認に関して言及するのは困難だ。日本側が韓国の独立承認を云々することになると、韓国側としても日本の独立承認を論じない訳には行かない。

韓国側案第3条の無効確認条項は必ず入れなければならなし。are null and voidという用語に関しては第1次会談時、両側が了解したと聞いているしこのように表現すれば日本側としても国会等で説明できるし、韓国側としても説明が可能だと思う。

第4条の外交関係規定に関して、日本側は領事館の設置場所に関する規定を草案に置

いているが、韓国側は領事館の場所や数に関しては後に合意すればよいのて、同規定は 不必要だと思う。また日本側案第3条のようは国連憲章第2条の原則を引用するのは、少し 困難だ。国連憲章の第何条という表現は、具体的に表れないのがよいだろ。

韓国側案第5条と日本側案第4条の通商航海条項において、日本側のように経過措置を 規定することになど、複雑な規定を置かなくてはならないので時間がかかるだろうしまた 国交が正常化すれば自然に諸般条件が良くなるのだから、、同経過規定は入れる必要がな いだろう

韓国側案第6条の民間航空条項に関しては、両側で異議がないと思う。

韓国側案第7条以下第12条までは、日本側案第1条と対応するものと思うが、韓国側は 諸懸案を妥結するにおいての基礎になる精神を整理して規定しようという趣旨だ。日本側 案のように妥結したことを確認する立場なら、わざわざ規定しなくても良いのではないか。

日本側案にだけ出ている紛争処理条項は不必要だというのか、韓国側の基本的な考え だ。他の懸案、例えば漁業に関する紛争処理に関しては同懸案に関する協定で規定す るようにしたらよいだろう。強いて規定するならば外交的交渉、またはその他平和 的方法による紛争の処理という程度になるだろう。

第12条の海底電線に関しては、第3国が支払った使用料に関する問題と共に、別途で妥結するのか良い。

第13条以下の規定は別に問題がないと思う。

崔課長に補充説明させる。

- 崔専門委員:批准に関して日本側案は諸懸案に関する協定として批准を要するという批准 書がみな交換された後、本条約に関する批准書を交換するものと規定しているが、 諸懸案は一括署名されるだろうし、また諸懸案を妥結するというのが両側の立場な ので、この条約に関して特に批准条件を限定する必要はないだろう。
- 広瀬: 質問だが、only lawful Governmentということ を本文に必ず入れなければならない思うのか。国連との関係はど考えるのか。
- 李首席 : 修飾語句を付けないのが韓国側の希望であじ、日本側が最後まで主張するのな、国連 決議を引用するこは考えられるが、韓国の独立と関連させるのは 困難だ。
- 広瀬:管轄権問題と関連して文代表とも前に話したことがあるが、only lawful Governmentだけで は絶対に駄目だ。妥協案として 言及しない 方案も考慮されたが、日本側が管轄権に関する 語句を削除したのに、韓国側案にはそのまま唯一な合法政府という 語句が残っている。
- 崔専門委員:管轄権は条約の適用範囲と関連し、唯一な合法政府というのは 国連決議と関連す るものと理解している。
- 広瀬: 韓国側案第7条以下第11条までと日本側案第1条をすべて規定から削除しょうと言うのか。
- 李首席 : 原則に関する良い語句が発見できたら入れるか、そうでなければ両側案をすべて削除 したらどうかと考えるのだ。

- 松永: 崔課長の発言に関するものだが、両側の理解点が少し違うようだ。管轄権規定は各協定の 適用範囲問題と共に、解釈上の問題もあると日本側は考える。例えば「大韓民国」という用 語の解釈に関する国会の質問がある時、これに答弁するために管轄権規定を考慮してい た。ところが 韓国側が絶対に同規定を受諾できないと主張するのて、前文に国連決議をし ばし引用するようにしたのだ。したがって韓国側案のように唯一な合法政府と言えば、再 び問題になる。李代表が話したことをdraft (草案)にしてれるなら、concrete(具体的)に討 議を推進できるしその時考えることに考えて行けば良い。
- 李首席:われわれは韓国側の、最終的立場に関する話をした。外務部条約課長が今日到着す るので両側がdrafting committeeのようなのを作って推進したらという考えた。
- 広瀬: 日本側案も最終案だ。前回に交換した両側草案を基礎にするならその時から再び出発 することになる加困難だ。両側が案を作って次の会合で提示してくれれば、検討した後その次の段階をどう推進するのかに関して相談するようにし。
- 李首席: 私のcommentに対する感触はどうた
- 松永:韓国側案第1条の友好関係に関する規定の内容自体に異議ないが、この規定をここに挿入するのに対する日本側の態度表明は留保したい。日本側は現段階で韓国側と友好条約を結ぶ考えを持っていない。日本側はィラン、カンボジア等と友好条約を結んだが、みな国交関係がある国たちだった。カンボジアの場合を例に挙げるなシシアヌーク公の訪日に対あるプレゼン ほ上げなければならないというのがひのの動機になじ、カンボジアと友好関係を結ぶことになったのだ。韓国と協定を結ぼうとい主目的は、色々な懸案を解決し国交を開設しようということだからtypeが違うので、平和条約1条の規定をここに入れるのはbalance上どうかということ、これを入れるのならこれ関連して他の規定も入れなければならないのではということだ。

韓国側案3条のようは無効事実を規定するのは、もう少し検討したい。

韓国側案7条以下と日本側案1条に関して、韓国側意見のように一括妥結したものを confirmするものなので法律的に意味がないというのにに同感だが、政治的問題が多少ある のでもシレレ検討したい。

韓国側案12条の海底電線規定は、1条のような平和条約規定等と不均衡だと思う。した がって別途形式で妥結するようにした良い。

日本側案の批准に関する条項は、まず諸懸案が妥結した後、国交を正常化させる という 立場から見る時、理由がある。

- 崔専門委員:他の協定に置かない規定をここにだけ置くということ、第二に懸案を一括妥 結するということ、以上ふたつの点においては両側に異論がないから、一括妥結が できない限り協定が効力を発生しなくなるので、日本側案のような批准条項は不必 要だというのだ。
- 松永:諸懸案が事実上同時に発効するだろうが、政府高位層が何回も一括妥結させると言 明したので、今後の批准段階でこれに関する質問があるだろうと予想して挿入した

ものだ。各懸案に対する協定はそれぞれ別途に作成するものなので、あるものは批 准し、あるものは批准しない現象が発生したら困難になるだろうが、日本の憲法上 国会は分離審議が可能なので、こんな現象が起きることもある。

- 李首席: 韓国の国会審議も同じだ。しかしひとつは 批准し、ひとつに批准しないのは 政治的問題 なので、強いて基本関係協定の最後に批准されなけれ ばならな いと規定する必要はない だろう。
- 広瀬: それならこういう問題を調整できる表現を考慮するのか良い。
- 李首席: 日本側案にだけあるふたつの条項に関して説明してくれたら参考になる。
- 松永: サンフランシス平和条約を挿入した意図は、韓国側が理解しているのとは少し違う。文代 表が前に指摘したように、韓国側はサンフランシスコ平和条約締結前に既に独立したが、 再び承認されるかのようになっては駄目だと言うが、日本側は韓国の独立承認だけを表示 するために同条約を引用しようとするのではない。日本が韓国の独立を明示的に express(表明)し、韓国に対する諸権利を放棄した文書がサンフランシス平和条約なので、 同条約の該当規定をrefer(参照)しようというのであり、何か大きな法律的効果を考慮して規 定しようというのではない。

次に国連決議第2条の言及問題に関して正直に言えば、日本側は国連憲章の諸原則遵 守規定を考えていたが、韓国側要綱案の前文に共同福祉の向上という語句が出ていて、こ の語句を日本側草案前文に導入することになるので、本文でも言及をしなければならない し、またはこれは他の規定のように両国政府だけでなく両国国民にも関係する内容になる ので、中・日平和条約第6条の例に沿って規定することになたのだ。

- 李首席: 国連憲章2条にだけ言及するのが疑問というのだ。第3条は経済関係を主要内容としたものなので、入れるとしてgeneral termにする方が良い。
- 松永:その点は考慮できる。

次、紛争に関して日本側は全般的に規定しょうとしたが、韓国側の主張を受け入れてこの条約に限定するものとした。したがって他の協定に対するguidanceとしての紛争処理規定 を入れようとし日本側が理想とするI.C.J.条項を規定したい。前に李代表は紛争条項を抜きたいし、また入れるとして手平和的方法による処理に限定すると言ったが、そのようにするのは日本側として難しいだろうと思うが、他の色々な協定の紛争処理規定と関連することをので、今どうしようと言うのは困難だ。

- 崔専門委員: サンフランシス条約に関する松永課長の話は解ったが、同条約は国会の批准を 受けたことがあし、韓国が同条約からbenefitsを得られるという規定もそのままあるのだから、 何時でも国会に対して説明できるのではないか。だから日本側の意図がサンフランシスコ 条約の規定を確認するだけな、規定しなくても構わないと思う。韓国の承認に関する規定 を入れるのか日本側の意図なら、韓国側も日本独立承認を言及しない訳に行かないから、 同条約の言及はしないようにしようというものだ。
- 松永:理解する。日本政府が従来サンフランシスニ条約との関係を国会で説明して来たので、国

会に上程されれば 一番初めに同サンフランシス条約との関係に対する質問があるだろう から、同協定にこれを言及して置くことで、答弁できるようにしようといの発

崔専門委員 : サンフランシス:条約第2条(a)だけを言及しょうとするのは 理解し難い。

松永(広瀬): サンフランスニ条約を一般的に言及する代わりに 独立承認をしなければどうか。 崔専門委員: 考慮できると思う。

広瀬:今まで話したことを含むdraftを作って欲しい。

- 松永:韓国側が手渡したdraftは、上に報告しなかった。その内容を説明して韓国側の立場を口 頭で報告しながら、韓国側が案を再び作ってくれるだろうと言って諒解を得ただけだ。行政 慣例上謄写物がないと、内部的に説明し辛い。Over allしたものでな くても良いから、韓国 側草案と一緒に上に報告するようにしな。
- 李首席: 韓国側は原案にないことも話した。日本側草案も参酌してdocumentを出しても良いが。 日本側も出して くれないか。
- 松永 : その点に関して上に報告し、authorizationをclear受けるためにも資料を持たなければならない。
- 広瀬 : 今、日本側案を出す余否に関して答えるのは難しい。韓国側が注釈したものをくれるなら、 日本側も韓国側の立場を考慮して、表現を相互検討できるcommentを作る考えがあるので、 韓国側のannotated draftでも貰いたい。
- 李首席: annotated draftのようなもなら一段階遅くなるが作れる、次週月曜日(2月1日)に両課 長が会って韓国側文書を手渡すことは、次の会合は来週水曜日午前に持つようにした どうか。
- 広瀬: そうしよ。次の会合は2月3日午前10:30に持つよう **た**ら良い。新聞発表は「相互交換した要綱案に関して、具体的に相談した」という 程度の内容にするのはどうか。
- 李首席: そうしよ。(会議は16:35に閉会した)
- 別添: 1. 日本側草案 英語翻訳文 1部 終

P121

- 受信:外務部長官
- 経由:東北亜課長
- 題目:基本関係委員会の進行状況報告
- 1. JAW-01369及び駐日政722-27で報告したように第8次基本関係会議での韓日両側合意 に沿って、当代表部側は別添のようなannotations to the draftを作成し、2.1.日本側に提示 したので別添します。
- 今日2.3.10:30に開催することになっていた第9次基本関係会議に関して、日本側は日本 側の修正案または注釈を作成するのには、もう少し時間的余裕が要ると言うので、今日 に予定されていた会議は延期して、2.8.(金)に開催することにしたので報告します。
- 別添: Annotations to the Draft Basic Treaty between the Republic of Korea and Japan 1部 終 駐日大使 金東祚

Annotations to the Draft Basic Treaty between the Republic of Korea and Japan

3

.

-

Fill. 1.

TTIDENTIAL

4

13 1

1

Name

The name of the proposed Treaty may be reworded as "Draft Treaty on Basic Relations between the Republic of Korea and Japan."

Preamble

 The first part of the first paragraph, which reads "Considering the need of liquidating their past relations", may be replaced by the following: "Considering the historical background of relationship between their peoples".

2. At the end of the second paragraph, the following phrase may be added: "in conformity with the principles of the Charter of the United Nations;".

Article II

A modifying clause may be added at the end of the



present provision, viz., "as declared by the United Nations General Assembly Resolution."

-

「ちのうちのない」

- 2 -

an anti-

*

-

Article XII

The present provision may be replaced by the following, provided that the substance of the original is provided for in a separate agreement together with the problem on the division of the fees paid by a third country:

"Any dispute that may arise out of the interpretation of the present Treaty shall be settled by negotiation or by other peaceful means."



P124 9次. 1965.2.5

P125

駐日代表部

駐日政 722-35

受信:外務部長官

題目:基本関係日本側修正草案送付

今日2.5.に開催された第9次基本関係委員会で日本側が提示した修正草案をまず送付しま すので参照願います。

1965.2.5.

別添:1.同日本側修正草案 2部 終

駐日大使 金東祚

P126

0 L. 国と大韓民国との間の ---(案) 1965. 1. 26 日本国政府及び大韓民国政府は、 両国の普隣関係を相互に希望することを考慮 し、 而国の共通の福祉を増進することを希望し、 両国間の外交関係の設定が国際の平和及び安 全の維持に寄与することを認め、 日本国が1951年9月8日にサン・フラン シスコ市で署名された日本国との平和条約第2 条(a)により朝鮮の独立を承認したことを考慮し、 国際連合総会が、1948年12月12日に 朝鮮の独立問題に関して決議195回を採択し たことを想起し、 - - - - - - - - - - - を締 結 す るととに決定し、よつて、その全権委員として 次のとおり任命した。 1008 714 126 1. 11 1







0 0 5 付託されるものとする。 arc. 第7条 この----は、批准されなければならな い。批准書は、第1条に掲げる関係諸協定で批 准を要するものの批准書のすべてが交換された 後、できる限りすみやかに で交換するもの とする。この----は、その批准書の交換 の日に効力を生ずる。 第8条 この---は、日本語、韓国語及び英語に よるものとする。解釈に相違がある場合には、 英語の本文による。 以上の証拠として、下名の全権蔡員は、この -- に署名した。 1012 718 130





				_
ter for the second s				
	0		anteretaria (frederina director)	
	· .			
				•
	命した。			2
	日本国政府			
	大韓民国政府			
	これとの 4 i 術	委員は、互いにそ	のム海米丘谷	
		良好妥当であると	認められた夜、	
	次の諸条を協定			
eller _{el} r en cons , c	第一条			
	日本国と大輔	諸民国との間に外交	とび領事関係	
	が開設される。	両国は、大使の資	[格を有する外	
	交使節を遅滞な	く交換するものと	する。また、	
	両国は、両国政	改府に より合意され	しる場所に領事	
	館を設置する。			
	第 2 9	ŧ		
	(a) 日本国及(び大韓民国は、相互	Eの関係におい	1
		709		1003
133	ti ta har yasa			a a daa

0 0 3 て、国際連合憲章の原則を指針とするものと する。 ジ(b) 日本国及び大韓民国は、国際連合憲章の原 則に従つて協力するものとし、特に、経済の 分野における友好的協力によりその共通の福 祉を増進するものとする。 第3条 (a) 日本国及び大韓民国は、その貿易、海運、 その他の道商の関係を安定したかつ友好的な 基礎の上に置くために、条約又は協定を締結 するための交渉を実行可能な限りすみやかに 開始するものとする。 該当する条約又は協定が締結されるまでの (b) 間 第4条 日本国及び大韓民国は、民間航空運送に関す 710 1004 62 134 12.30



0 --Ť t 2 --の署名の日に署名さ 批准書は、との---(注) れた両国政府間の諦協定で批准を要するものの 批准書のすべてが交換された後、できる限りす みやかに で交換するものとする。この-----は、その批准書の交換の日に効力を生 ずる。 (注) 1965年1月26日付けの日本側案第1条 に揺げる諸協定をいい、漁業、請求福、法的地 位、竹島等に関する協定を含む。 1/ /第8条 この----は、日本語、韓国語及び英語 によるものとする。緑駅に相違がある場合には 英語の本文による。 以上の証拠として、下名の全権委員は、この 1006 712 136



駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-42

P138

受信:外務部長官

題目: 第7次韓日会談基本関係委員会第9次会議録

1965.2.5.午前10:30から開催された標記基本関係委員会第9次会議録を別添送付します。

別添:同会議録 2部 終

駐日大使 金東祚

- P139 第7次韓日会談 基本関係委員会 第9次会議 会議録
- 1.日時: 1965.2.5.10:35
- 2.場所: 日本外務省日本側首席代表室(420号)
- 3.出席者: 韓国側 李 圭星 首席
 - 崔侊洙 専門委員
 - 呉在熙 外務部条約課長
 - 張 溟河 専門委員
 - 権泰雄 "
 - 日本側 広瀬達夫 首席
 - 松永信夫 補佐
 - 黒河内靖 "
 - 福田 繁 ″
 - 小和田恒 "

4. 討議内容

(日本側は 1.16.日本側が手渡したことのある日本側草案に対する修正案を手渡した。同修 正案は 1965.2.5.付駐日政 722-35 で既に送付しました。)

広瀬:今日提示した日本側修正案は、韓国側の立場を充分に反映して作成した最終案だ。日本側修正案前文の第1項と第2項は韓国側案を導入したし、第3項も韓国側の立場を尊 重してサンフランシス二平和条約と国連決議を軽く言及すること、終えた。

第1条としては前回の日本側案で規定していた諸懸案の妥結に関する条項を削除し、その代ッに外交関係の樹立に関する規定を導入した。

第2条には前日本側草案の第3条規定を入れた。

第3条の通商航海条約として前日本側案第4条を導入したし、(B)項の経過規定も必要だ と考え、そのまま挿入した。

第4条は問題がないだろう。思い、第5条は韓国側の立場を尊重して最終案として規定した。

1965.2.5.

第6条の紛争処理に関しても最終的に確実にする意味で規定した。

第7条の批准条項は語調においては前回の案と同じだが、諸協定の意味に関して 参考に注を追加した。

独島問題に関してここで議論する気はないが、同問題の解決を確認しようとす るものだ。

その他は別に問題がないと思う。

Only lawful Governmentという規定を明示的に規定するのは どんなことがあっても駄目だ。日本側は管轄権条項に関して譲歩したのだから、韓国側もこの点考慮して欲しい。 松長課長から具体的に説明させる。

松永: 広瀬代表の説明を補充して説明する。韓国側は前回にannotationsを提示してくれたが、

日本側としては作業をできるだけ早く推進するために明白な案を出すのが良いと考え、 会議を一回延期して貰ったので、最終的草案として修正案を出すことにしたのた。日本 側は韓国側の要望を最大限受け入れ良い案を出すよ。努力したし、したがって部内に強 い反対意見があったが、大局的見地から今回提示したような案を作成することになった のだ。

前文に関しては韓国側の要望を大幅に導入した。例えば両国の協同福祉と共同 利益の増進に関する条項の採択、朝鮮の独立承認に関する規定の削除、サンフラン シスコ平和条約及び国連決議の軽い言及等を挙げられる。したがって韓国側も別に異 議がないものと思う。

第1条に外交関係設定を規定したのは、今回の条約締結の焦点が国交正常化にある 点を考慮したものだ。領事館の設置場所と数に関しては言及せずに、原則だけを規定す ることで終えた。韓国側草案第1条の友好関係規定が日本側案からは抜けているが、こ れに関して部内でも議論があじ、規定自体の内容に異議があってではなく、基本関係条 約の締結と友好条約の締結は内容において違うので、同規定を抜くことになったのだ。

第2条は国連憲章の諸原則に関する韓国側の立場を受け入れて規定したものであり、 (b)項に関しては従来韓国側の意見と説明によると、別に積極的ではないようだた、表現 問題と共に同(b)項に関する韓国側の意見を聞きたい。万一同(b)項を抜くことになると、 前文の関係規定を受ける条項が本文になくなるので、前文の関係条項も抜かなければ ならないだろうしたがって国際協力に関する(b)項は、どんな形態であれ残すのが良い だろう思う。

第3条の通商航海条約は前草案の第4条規定と大体で同じだが、ただ実行可能な限り 早急に交渉を開始するようにするい点が違うが、これは韓国側案のendeavor(努力す る)という表現を考慮して、これを若干柔らかく表示したものだ。(b)項の経過規定は通商 航海条約が締結されるまでには相当な時間がかかるだろう、同条約が締結されるまで にも問題が生じるだろうが、何の規定もなくては困難なものなので規定しょうというものだ。 この点韓国側の見解を聞きたい。
第5条前条約の無効規定は韓国側の主張を受け入れたものであり、韓国側の立場 をそのまま表わしたものだと思う。

第6条の紛争処理に対して韓国側が反対するというのは知っているが、部内で検討した結果、紛争処理に関する規定を入れたいし、また今後の色々な問題及び条約自体に関する韓・日両国の基本的な考えを表す趣旨から、同規定は重要だと思い、したがって同規定は固守したい。

第7条の批准に関する規定が前回の草案規定と多少違う点は、前回草案の1条を 削除したので付加した「注」は、諸懸案を一括解決するという日本側の立場をそ のまま維持しているということを明示する意味で入れたものであり、条約自体に 残すのではない。用語に関する規定を条文化した点は韓国側草案と違うが、日本 側が必ず本文何条で規定しなければならないと言うのではないので、規定方式に 関して別に問題がないだろうと思う。

韓国側が提案した唯一な合法政府に関する規定は、国内的に大きな問題になる だろうし、またこれによって懸案の妥結が不可能になる怖れすらある。

李首席: 日本側修正案を見ると韓国側の立場を受け入れた点もあるが、む事実上日本側の立場 はそのまま堅持されている。

日本側草案前文には第一、過去を清算するとい規定と将来に関する規定が抜けてい るが、韓・日両国は過去特殊な関係を持っていたし、将来にも特殊な関係を続けることに なるものなので、同条項を挿入するのか良いだろう。

第二、韓国が唯一な合法政府という条項と関連して日本側修正案は、日本側の前の草 案にあった「朝鮮の独立云々」という語句を削除したが、サンフランシスコ条約の言 及はそのまま維持しているが、同サンフランシス条約の言及は削除するのか良いだろう。 韓国側の立場は唯一な合法政府という規定が本文に出なければならないというたのであ っ、日本側の立場を考慮して国連決議を言及する語句を付加し、同規定を軽く修飾する 程度は、日本側が必ずと主張すれば考慮できるたのである。これに対する日本側修正案 は、表現が多少柔らかくなったとしても、同規定を前文にそのまま置いている点、サンフラ ンシスコ平和条約が言及された点等は困難だ。

本文で韓国側草案第1条の規定が抜けているのはその理由が納得し難いし、日本側修 正案第1条の外交関係樹立には異論がないと思うが、領事関係は原則に関してだけ規 定すること。諒解してくれると思う。

同修正案第2条で経済分野だけを強調するのに関しては疑問があり、一般的表現を使 うのが良いのではないかと思う。

第3条の経過規定に関しては、国交が正常化すれば色々条件が今より良くなるだろうし、他の国と間と違い色々な要因に催促され、通商航海条約締結が早まるだろうと思う。経過規定を置くことになると中間段階を設定することにな、条約自体の締結を遅滞させる 怖れもあり、また日本側は漠然と経過規定を置くと言うだけで、具体的な案を提示しないで いるので、いっそ削除するのか良い。

日本側修正案第5条の規定の内、「大韓民国と日本間において効力がない」という語 句は何の意味で、また英語ではどう表そうとするの/聞きたい。

第6条の紛争処理規定に関して、同条約の性格上協定自体に関する何らかの紛争 はないだろうし、日本が他の国と締結した協定にも別に表れてないので、同規定 は入れないのが良い。

同修正案第7条は前日本側案になかった「注」をつけているが、特に独島問題は 本委員会の討議対象ではないので不必要だろう。

その他は別に問題がないだろうと思う。

全体的に総合的に一般的印象を言うならば、日本側修正案は前回の草案に比べ て、韓国側の立場を多少導入しているものと見えるが、実質的内容においては両 側の立場に相当な差異がある。詳細な事項に関しては崔課長に質問させるように する。

崔専門委員:韓国側は実質的なものは文書で提示し、その他の事項は口頭で説明するという趣旨から、去る2.1.Annotations to the Draftを提示した。協議文書の名称は基本条約でも、基本関係に関する条約でも構わないが、形式と名称が皆条約だという点は確実にしたい。日本側修正案前文は締約当事者を、大韓民国政府と日本国政府としているが、前文の一般的例から見て、大韓民国と日本国とするのが良い。

過去の清算という趣旨を表す趣旨から韓国側は、最後の立場として歴史的背景 という語句を提示したが、日本側修正案は歴史的文化的地理的云々して、歴史的 背景という意が良く表れずその範囲が余りに広くて、過去の清算という意が模糊 とした感がある。

次に国連決議の言及は、唯一な合法政府というのに対する修飾としては受け入 れられるが、その他の表現は困難だ。

通商航海条約を締結するまでの経過規定は、その内容が相当複雑にならざるを 得ず、経過規定に合意しようとすれば相当に長い期間交渉しなければならないだ ろうし、また経過規定がなくても大きな支障はないだろう。

日本側修正案第5条に関しては詳細な説明を聞きたいが、1、2、3次韓日会談時 に日本側案が二個提示されたが、その時にもこのような規定があり、色々な理由 で韓国側から強い反対があったものと憶えている。同条項は表現方式に関して問 題があると思う。

第7条の「注」には独島が言及されていて、強い抵抗を感じる。協定を締結する 時まで同問題を言及するのは、日本側の立場の後退と言える。

広瀬:従来基本関係委員会で文書で明示しなかったとしても、独島問題を含む諸懸案を一 括妥結するという日本側の立場は、討議を通じて何回も言及したことがあるものな ので、日本側の立場が後退したのではない。諸協定に入れるのてはなく、独島問題 に関する解決の糸口を、何らかの形態で最終的に決定するという立場が全く変わら ないでいることを表すものなので、この点誤解がないように願う。

国連総会決議の言及は、日本側が管轄権を言及するために引用するのではなく、 両側の矛盾する立場を折衷させるのに意図がある。唯一な合法政府という規定は、 日本側が唯一な合法政府ということを確認せよというものだが、そうなると相対的 に日本も唯一な合法政府ということを韓国に対して主張することを考えられるが、 日本側はそんな馬鹿な(原文、日本語)要求はしない。韓国側としても、これをここ で確認しようとする必要がないだろうと思う。

韓国側が言った歴史的背景に関して「両国の歴史的背景を考慮して、両国の文化 的、地理的関係に照らして」としたら韓国側としては異議がないのか。

- 李首席: 別に特に異議がないと思う。歴史的背景に関する帰点が、初めに強調されなければ ならない。
- 広瀬: 日本側修正案第5条「諸協定の効力がない」は、規定と関連させ説明を良くするため、前文に歴史的背景を考慮するという条項を入れようというものなのか。
- 李首席: そうい) 趣旨もある。
- 広瀬:通商航海条約の経過規定を日本側が主張するのは、韓日両国間の貿易及び船舶に関 する暫定協定だったが、これらは皆占領時の協定なので、両国が新しく親善友好関 係を持つようになったのに従って、両国間の経済協力関係を規律するようになる法 的根拠に関して、国会で質疑がある場合、政府がこれに答弁できなくなるからだ。 経過規定としては中・日条約の例があり、とにかく何らかの経過規定がなくてはな らないというのが日本側の立場だ。
- 李首席 : 韓国側は経過規定が不必要だという立場であい 現状を維持すれば良いと見るが、日本側がその具体的草案を作成して提示してくれるなら 考慮する考えはある。
- 松永:日本側案が実質的に前進した案ではないと言うが、日本側は韓国側の立場に非常に接近 させて作成した。したがって日本側の立場から見た時には、後退した案なのである。日本側 は今も共同宣言が最も適合した形式だと考えているのには変わりないか、韓国側の立場を 理解し条約的草案を作った。名称は付けないでいるが、余り進んだ言葉になるかは分らな いが、共同宣言とはできないだろう。サンフランシス条約の言及は韓国側案に沿っていな いが、国連決議と共に前文にさらっと言及するので終わった。このような日本側の譲歩に対 しても不満ならば、日本側は原案に戻るしかないだろう。韓国政府が唯一な合法政府という 言葉は、議論の余地がある言葉かは知らないが、国連決議にはないものだ。万一国連決議 通りに 言及するなら、韓国側の立場から見て困難だと思われる。したがって条約では国連 決議だけを言及し、両側がそれぞれ両側の立場を対外的に説明するようにするの良いと 思い、日本側修正案のようばがましたのだから、この点良く考えてくれるように願う。

第3条(b)項の経過規定に関しては広瀬代表が説明したことがあり、日本側が案を出して 検討することになるだろうな現状を維持するならは結局、占領時代に締結された暫定協 定になるか、この協定は元来暫定的なもので締約国名も大韓民国と占領下の日本となって いる。占領時の協定は皆代替されたので、韓国との暫定協定だけが諸懸案の妥結後にも 残るようになると、法律的、事実的に困難だ。また通商航海に関して何らかの経過規定を置 かなければ、国会で現状に関する質問が有った時、同暫定協定に言及せざるを得ないし、 したがって政府の立場が困難になるだろ。

第5条の、日本と韓国間において効力がない」は、語句は日本側の1次案に出ているもの だが、同条項に関する日本側の立場は何度も説明したことがあり、その立場は今も変わりか ない。同条約が現在効力がないことには、両側が同じ立場なので異論がないと思うが、同 条約が締結当時には有効だったし、韓国側が同条約の主体になっていたにも関わらず、こ れを再論するのは困難だ。韓国側の立場も理解しているので、neutralに表現しようと努力し た。英語の表現に関しては検討中なので、次の機会に提示する。諸協定の一括妥結に関 する日本側の立場は変わらないでいる。

第7条の・注,は日本側の立場を確実にする意味で付けたもので、条文が完成した時に は表れないかと別に問題はないだろう。前文の主体を両国政府にしたのは、他の条約にも 例があじ、条約の全体的形式を考慮して見た時、今回の条約の締結当事者は直接的には 両国政府なので、主語をつなげるという意味から日本側案のようこしたものである。これは 実質的問題ではなく技術的問題だと思う。

- 呉課長:日本側修正案第1条に関して質問するか、外交及び領事関係がこの条約でできるとい ものなのか、または別途で新しく特別に合意しようというものか、具体的に言えば外交関係 の樹立と両国大使級envoyの交換をどう見るかということだ。
- 松永 : 外交及び領事関係は創設的なものになるだろうし大使級外交使節だとか領事関係樹立 のための場所協議は事実問題になるだろ。
- 李首席:総括的に話せば、両側が接近し今や2、3個の基本的問題以外は皆表現技術上の問題 になるだろえ思う。名称は今のように条約としても良いだろう思う。両側が立場をもう少し 接近させて行くょうにするのが 良い。

サンフラシスニ平和条約を外して、韓国が唯一な合法政府という事実の確認と、過去に 締結された 条約の無効確認条項は本文に入れたい。

通商航海条項の経過規定に関して、日本側は占領時代の暫定協定が残っていては困 難だと言うが、現状を維持しても別に不便でないだろう思う。国交が正常化するは両側が 友好的に諸問題を解決して行けるだろう。経過規定に合意しようとすれば相当な時間がか かるだろう、また韓国側は経過規定自体が不必要だと思うが、日本側が良い案を出せば 討議に応じることはできると思う。

日本側が問題化させたので 一言言わざるを得なくなったが、独島は本委員会で議論す る問題ではない。韓国側は最初に草案を提示した後、口頭で説明したし、可能な限り日本 側の立場に接近させるという意味から、注釈を提示した。

本部から条約課長が来たので、Joint Drafting Committeeを作って討議を推進するのか

良いと思う。日本側はAnnotationsを作り、韓国側は第2次案を作って相互交換し、これを最終的なものとしてJoint Drafting Committeeで討議するようにしたらど。本委員会で妥結できない問題は、より高位層で決定するよう残しておけばよいだろう。

- 広瀬: 韓国側が2次案を出した後、その次の推進法案に関して討議するようにし弦良い。
- 李首席: 日本側も討議を促進する意味から、次からは英文で出して欲しい。
- 崔専門委員:日本側案前文には諸懸案が妥結したことを言及する条項が抜けているが、こ れに関する日本側の立場を説明して欲しい。
- 松永:前文にそのような趣旨の条項を入れるならば、前日本側草案にある諸懸案に関する 本文規定を入れなければならないだろう。したがって今回の修正案では批准条項で 技術的に取扱うのことで終えた。これは韓国側も諸懸案に関する規定を草案から削 除することを前提としたものだ。
- 崔専門委員: 同問題は1、2、3次会談時、両側が提示した草案に規定されていて、同規定を 入れるというのが韓国側の基本的立場だ。帰って行って検討するが、例え韓国側草 案第7条から第11条までの規定は削除したとしても、諸懸案の妥結に関する規定を、 何らかの形式で本条約に規定しなければならないだろう。
- 広瀬:次の会議は2.8(月)午前10.30に開催するようにしたちか、日本側は英文を準備する。
- 李首席:次の会議の日時に関して異議ない。韓国側は第2次草案をその時提示する。新聞発表は、核心問題に関する討議をした。という程度にしたらどか。
- 広瀬: 新聞発表内容に関して異議ない。

(会議は12:00に閉会した)

- P153 10. 10次1965.2.8
- P154 駐日代表部

駐日政 722-38

1965.2.8.

受信:外務部長官

題目:基本関係に関する韓国側第2次案及び日本側修正案(英文)送付

今日2月8日第7次韓日会談基本関係委員会第10次会議で、わが側が日本側に提示した 第2次草案と日本側が提示した日本側修正案(英文案)を別添のように送付します。

- 別添:1. 同韓国側第2次草案
 - 2. 同日本側修正案(英文案) 各2部 終

駐日大使 金東祚

CONFIDENTIAL TRANSLATION

• • • • • • •

. . .

See. 1

1965. 2. 8.

1033

3

DRAFT TREATY ON BASIC RELATIONS BETWEEN THE REPUBLIC OF KOREA AND JAPAN

The Republic of Korea and Japan,

Considering the historical background of relationship between their peoples and their mutual desire for good neighborliness and for the normalization of their relations on the basis of the principle of mutual respect for sovereignty;

Recognizing the importance of their close cooperation to the promotion of their mutual welfare and common interests and to the maintenance of international peace and security in conformity with the principles of the Charter of the United Nations;

Believing that a just and equitable settlement of their outstanding problems will contribute toward the establishment of a sound basis of their future relations;

Recalling the relevant provisions of the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Francisco on September 8, 1951;

737

Have resolved to conclude the present Treaty and have accordingly appointed as their Plenipotentiaries, The Republic of Korea:

- 2 -

0

Japan:

-

Who, having communicated to each other their full powers found to be in good and due form, have agreed upon the following articles:

Article I

There shall be perpetual peace and everlasting amity between the High Contracting Parties as well as between their respective peoples.

Article II

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful Government in Korea as declared in the resolution 195 (III) of the United Nations General Assembly.

156

X

....

738

- 3 -

Article III

It is confirmed that all treaties or agreements concluded between the Empire of Korea and the Empire of Japan on or before August 22, 1910 are null and void.

Article IV

Diplomatic and consular relations shall be established between the High Contracting Parties. The High Contracting Parties shall exchange diplomatic envoys with the Ambassadorial rank without delay. The two countries shall also establish consulates at locations to be agreed upon by the two Governments.

Article V

The High Contracting Parties shall enter into negotiations as soon as possible to conclude treaties or agreements to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and friendly basis.

Article VI

The High Contracting Parties shall enter into negotiations as soon as possible to conclude an agreement relating to civil air transport.

739

1035

157

.....

. . .

Article VII

- 4 -

-

- t-

158

Any dispute that may arise out of the interpretation or application of the present Treaty shall be settled by negotiation or by other peaceful means.

Article VIII

The present Treaty shall be ratified and the instruments of ratification shall be exchanged at ______ as soon as possible. The present Treaty shall enter into force as from the date on which the instruments of ratification are exchanged.

IN WITNESS WHEREOF, the respective Plenipotentiaries have signed the present Treaty and have affixed thereto their seals.

DONE in duplicate at _____ on this _____ day of ______ of the year ______ in the Korean, Japanese and English languages, each text being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

1037

8 N. 82. Y

.....

1036

CONFIDENTIAL

16

(Preliminary translation)

0

Draft

<u>Korea</u>

1965.2.5

. The Government of Japan and the Government of the Republic of Korea,

Considering their common desire for good neighborliness in view of the historical, cultural and geographical relations between the two countries;

Realizing the importance of their close cooperation in conformity with the principles of the Charter of the United Nations to the promotion of the mutual welfare and common interests of the <u>two peoples</u> and to the maintenance of international peace and security; *Gul*

Recalling the provisions of Article 2 (a) of the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Francisco on September 8, 1951, and the Resolution 195(III) adopted by the United Nations General Assembly on December 12, 1948; Have resolved to conclude and have

accordingly appointed as their Plenipotentiaries,

741

1038

The Government of Japan:

0

4

160

The Government of the Republic of Korea:

- 2 -

0

•••••

......

Who, having communicated to each other their full powers found to be in good and due form, have agreed upon the following articles:

Article I

Diplomatic and consular relations shall be established between Japan and the Republic of Korea. The two countries shall exchange diplomatic envoys with the Ambassadorial rank without delay. The two countries will also establish consulates at locations to be agreed upon by the two Governments.

1040

742

\$ & A

- 3 -Article II

0

(a) Japan and the Republic of Korea will be guided by the Principles of the Charter of the United Nations in their mutual relations.

(b) Japan and the Republic of Korea will cooperate in accordance with the principles of the Charter of the United Nations and, in particular, will promote their common welfare through friendly cooperation, in the economic field.

Article III

(a) Japan and the Republic of Korea will enter into negotiations for the conclusion of treaties or agreements at the earliest practicable date to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and friendly basis.

(b) Pending the conclusion of the relevant treaties or agreements,

Article IV

Japan and the Republic of Korea will enter into negotiations at the earliest practicable date for the conclusion of an agreement relating to civil air transport.

1041

743

Article V

L

0

0

Article VI

Any dispute arising out of the interpretation or application of this shall be settled in the first instance by negotiation, and, if no settlement is reached within a period of six months from the commencement of negotiations, the dispute shall, at the request of either country, be referred for decision to the International Court of Justice.

Article VII

• •

4.P

162

180. 44

This shall be ratified. The instruments of ratification shall be exchanged at as soon as possible after all instruments of ratification of those Agreements[#] signed on the date of signature of this which require ratification are exchanged. This shall enter into force as from the

744

		مېرى د يې د د	
CONCERNMENT OF STREET			
· · ·	. 0		0
· · ·			
			a
	24	- 5 -	
	date on which the ins	struments of its	ratification are .
	exchanged.		
ga terne	X Note: "those Agreements" means the agreements which were to be enumerated in Article I of the Japanese Draft dated Jan. 26, 1965, including agreements regard- ing fishery, claims, legal status, the Takeshima, etc.		
		Article VIII	
			the Japanese, Korean
			y divergence of inter-
	pretation, the Englis	sh text shall pre	vail.
	In Witness Where	eof, the respecti	ve Plenipotentiaries
	have signed this		
	Done in duplicat	te at	, this
	day of,		
	For the Governme	ent of Japan:	
902 (G. 16) (G. 16)	••••••••••	••••••	
	· M	•••••	
	For the Governme	ent of the Republ	to of Vanas
		····	ic of Korea:
	•••••••••		
2.			
		745	1043
		110	
163			

and a second

- 2

P164 駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-43

受信:外務部長官

題目: 第7次韓日会談基本関係委員会第10次会議録

1965.2.8.に開催された標記委員会第10次会議録を別添送付します。

- 別添:1.同会議録 2部 終 駐日大使 金東祚
- P165 第7次韓日会談 基本関係委員会 第10次会議 会議録
- 1.日時: 1965.2.8.10:30
- 2.場所: 日本外務省 236 号室
- 3.出席者: 韓国側 李 圭星 首席
 - 崔侊洙 専門委員

呉在熙 外務部条約課長

張 溟河 専門委員

日本側 広瀬達夫 首席

- 松永信夫 補佐
- 黒河内靖 "
- 福田 繁 //
- 小和田恒 "
- 4. 討議内容

(会議劈頭韓国側は第2次案を提示し、日本側は2.5.に提示したことのある日本側修正案に 対する英文案を提示した。両側が提示した草案は、1964.5.8 付駐日政-38 号で送付したことが ある)

李首席: 韓国側は椎名日本外相の訪韓以前まで、大体で合意に到達することを希望しながら、 日本側の主張を充分に導入して第2次草案を作成した。今後の会議で可能な限り大幅な合 意に到達するこを願い、2、3個の未合意点が残れば、これを首席代表会議に上程し、合 意に達するようにするの良いものと思う。

(韓国側第2次案を日本側に読んで上げた後、各条項別説明を始めた)

前文第4項でサンフランシス平和条約関係規定を引用したが、日本側の立場が包括的に含まれるようneutralな表現を択した。

本文第1条は日本側が言ういわゆ る平和条約規定だが、基本条約の性格上言及するの が良いだろう*i*考え、原案通りに採択した。

第2条では日本側の立場を考慮して "as declared... "の形式で言及した。

1965.2.8.

第3条の無効条項では、従来の韓国側の立場通りに "are null and void "とした。

第4条では日本側案を大幅に導入した。

第5条の通商航海条項に関して、韓国側は経過規定が不必要だという立場なので、日本 側が同経過規定に関する案を出してくれるなら検討する考えはある。

基本条約に関して何か紛争が起きるとは思えないが、万一起きるとしたら peaceful means で解決するようにしようという、第7条において韓国側の立場だ。漁業問題に関する紛争の処理方式に関しては、Committeeしても良いから本条訳に関しては、韓国側案のようた形式で合意するよになるのを望む。

第8条の批准条項は、他の懸案に関する協定にこだわる必要なく処理できるようにす趣 旨で規定したものだ。韓国側の第1次案では諸懸案の解決原則を挿入するようになてい て、日本側案も諸懸案に関する諸協定が妥結され、批准した後に本条約を妥結し批准する ようになっているが、去る水曜日に開催された首席代表会議で他の諸懸案に関する規定を 両側案から共に削除しようというのはどうかという議論があったので、これを考慮して削除し た。

- 崔課長:補充して説明する。わが側は討議を促進する意味で、wordingにおいて可能な限り日本 側の立場を考慮した。諸懸案の妥結原則を規定するのに関して譲歩し、前文にだけ一般 的規定を挿入した。諸懸案は同時に妥結するものなので、特にこれに関する規定を置かな くても良いものと考える。元来韓国側は外交関係の開設に関しては、特に規定せずに共同 宣言等の形式で、別途に開設しても良いものと考えて来たが、日本側の意見を尊重して本 文のように規定することにしなものだ。
- 広瀬: 韓国側が多く努力したと思う。しかし根本問題においては、まだ対立している。サンフランシスコ平和条約を挿入したのは日本側案を採択したものと見るが、日本側がonly lawful governmentという表現を受け入れられないと言ったのに、制限された形式でだが規定しているのは大きな問題だと思う。

第3条に規定された、以前の条約または協定の無効に関しても問題がある。

第4条は日本側案に沿ったもので、実質的な問題はないと思う。

第5条の通商航海条項の経過規定に関しては、現在日本の各関係省と協議中だが、ま だ具体的草案が作成されてない。

第6条は問題がないものと思う。

第7条に関する李代表の説明は、漁業に限る話なのか疑問だ。法的地位や請求権に関 しても、紛争が起きる可能性があるが、このようなその他諸問題に関してはどう考えるのか。

次に、日本側は諸懸案を一括妥結するという立場から諸懸案の解決確認条項を削除し たが、韓国側も一括妥結という立場から関係該当条項を削除したものと理解する。未決の 問題を次の水曜日の首席代表会談に回付しようという李首席の提議に関しては、次の基本 関係会議で再度協議し、その後に未決問題の首席代表会議への回付余否を協議するの が良いだろう。思う。

- 松永:二、三質問する。前文第2項their mitualのtheirは何を受けるのか。
- 崔専門委員: The Repubric of Korea and Japanを受ける。
- 松永 : 次のin conformity with…はどこにかかるのか。
- 崔課長: 日本側案は協力にかかっているが、韓国側案はpromotion of...とmaintenance of...に かかる。
- 松永:第3項の規定を受ける本文条項がないが、また韓国側草案規定の意味から見ると、この条約を結んで、次に諸懸案を妥結するというものと解釈できるが、韓国側の意見 はどうか。
- 崔専門委員: 諸懸案の解決に関する原則を包括的に言及するものだ。
- 松永:解釈上の問題で重要だと思う。諸懸案の範囲に関しても疑問が生じるかも知れない。
- 崔専門委員: その範囲を規定する必要はないだろう。また諸懸案が同時に一括して解決さ れた時と、一部懸案が後に解決される時の、二つの場合を総括して含ませることも できるだろう。諸懸案の内、幾つかが妥結され、幾つかは妥結できなかった時でも、 本条項はこれを限定するのではないので、解釈上の問題が発生するとは解釈されな いだろう。
- 松永: settlementに始点がなく、outstanding problemに関する具体的言及がないが、万一国会 で質問があった場合、どう答弁できるのか。
- 崔専門委員:韓日会談で議論された、諸懸案に関する合意があったと言えば良いだろう。
- 広瀬:韓国側は韓日会談に上程された諸懸案だと説明するだろうから、確実だと言える。
- 松永 : これら諸懸案の内、一つでも解決できないと国交正常化をできないと解釈できるの か。
- 崔宣門委員 : 諸懸案の内、妥結できない問題が妥結すれば、もっとsoundなbasisを成し遂げ られるのではないか。
- 松永: relevant provisionsとはどんな条項を意味するのか。
- 崔専門委員 : サンフランシス:平和条約の韓国に関連した条項、即ち2条、4条、9条、12条、21条 等を考慮したものである。
- 松永: 全権委員任命権者に関して両側案が違うが、韓国側がthe Repubric of Korea and Japanと する理由は何なのか。
- 呉課長:大統領または国家元首が全権委員を任命する場合には、その任命権者の名称を使うが、日本の場合は事情が違うので neutralな表現を使ったのだ。韓日間の基本条約においては、条約の性格、体系、慣例等から見て、the Repubric of Korea and Japanという表現が適切だと思う。韓国側草案はthe Repubric of Korea and Japanまたは締約国という表現で一貫した。
- 松永: 第3条のnull and voidに関して、韓国側は初めから無効だと解釈するのか。
- 崔専門委員 : 初めから無効という立場だが、これに関して日本側がどう解釈するのか日本 側の見解を聞きたい。

松永:第5条の条約締結交渉時期に関して強く規定していたが、経過規定を取らないで早く 通商航海条約を締結しょうというのが、その趣旨なのか。

李首席: そうい 趣旨もある。

- 松永: 第7条の紛争解決方式に関して説明して欲しい。
- 李首席: 基本条約の性格に照らして、一般的に考慮したものである。他の諸懸案に関してもI.C.J. に頼むのは色々問題があると思う。諸懸案に対する紛争に関しては、確実な解決を確保で きる規定を考慮しようとするものだ。
- 松永:漁業その他懸案に関しては、基本関係に関する韓国側案と他の規定を考慮するという(か。
- 崔専門委員: この条約は性格上negotiation or other peaceful meansで充分だと思う。他の諸 懸案に関する紛争に対しては、これと違う方式を考慮できるかも知れないと思うが、 現在具体的に話す段階ではないと思う。条約の内容が確定した後に、その性格によ って紛争の処理方式を適切に考慮することになるだろう。特に漁業に関しては、基 本関係条約の紛争処理と違う方式を考慮することもできるというものであり、全て の他の協定の紛争処理方式を、基本条約においての紛争処理方式に従うようにする というのではない。
- 松永:国連憲章の原則を削除したが、特に何か意味があるのか。
- 崔専門委員 : 特に同原則を規定する意味を発見できないでいるからだ。前文で言及するの で充分ではないかと思う。
- 松長: 韓国側第2次案の前文規定の内、初項を除いては本文での言及がないが、recallingの項 は構わないとしてもbeliving以下に関して本文で言及しないのは、条約の形式上困難 ではないか。
- 呉課長 : 本文と前文は皆同じ効力があるものと思う。また前文に規定したからと、必ず本 文で規定しなければならないと思わない。
- 松永: 万一、締約国の内一方が相手方に対して、条約違反だと主張しようとする時、前文 の規定を理由にできるのか。これは韓・日間の条約を具体的対象にして言う話では ないが、客観的に述べる時、前文は本文より法律的拘束力が弱いと思う。
- 李首席 : 日本側案の第2条が韓国側案からは抜けているが、同じ内容の規定が前文の中にあるので、本文の中には規定しなくてもよいと考え削除したものである。
- 松永:通商航海条項の経過規定に関する日本側の立場を述べる。同規定に関して検討した が、一応結論に到達し、関係部と協議中なので2、3日後草案が完成し次第、韓国側 に提示する。日本側は経済関係交流があるのに経過規定がなくては不合理だと見る。 貿易及び船舶に関する暫定協定があり、現在同協定の規定をmutatis mutandis適用 しているが、同協定は占領時代にG.H.Q.が主動になって締結されたものであり、ま た万一現在同協定のような協定を締結するならば、国会の承認を要する事項も入っ ている。またmutatis mutandis適用しても問題があるので、国交が正常化される時

に、これに関する何らかの合意をして置こうとするものだ。しかし正式に通常関係 を規定することになると複雑になるだろうから、ごく簡単な規定を考慮している。 例えば中日平和条約のprotocolにある規定を、もう少し簡単にして規定しようという のだ。その内容を大きく分けると国民、貨物及び船舶に関する最恵国待遇の三つに 区分できるが、これに関する規定をごく簡単に言及すればよいだろうし、通商航海 条約では普通例外規定を多く置くが、ここでは簡略に言及すればよいだろう。同経過過程 は3、4項程度になると考え、規定方式としては通商航海条項の(b)項に入れても良いし、別 途のprotocolで合意しても良いだろう。草案ができたらすぐに協議しようとし、これ に関する合意が成立すれば現在有効な三つの暫定協定は効力を喪失することになる だろう。

崔専門委員: 草案を提示して くれれば 具体的に言及する。

松永 : are null and void は法律的用語だが、日本側は現在効力がないというもので、不 法に締結したのではないという立場だ。

崔専門委員: are null and void としても、松永課長が言った解釈も可能なのではないか。 松永: そうはならない。

- 崔専門委員 : 韓国側はab initio(当初より)を削除することで、日本側の立場も考慮した ものだ。過去の記録から見て、解釈上日本側も同表現を認めたと言えるし、韓国側 は最後の線まで譲歩したものだ、1957年のagreed minutesでも同じ表現を使ってい る。
- 小和田 : 第1次会談時日本側はineffective, do not regulateという表現を使ったし、1957 年のagreed minutesはただ討議の対象を確認しただけだ。
- 崔専門委員 : 日本側が同表現を受け入れたというのではなく、多くの曲折を経て「peace line」という用語と共に、「null and void」という用語がagreed minutesに記録され ることになったが、同用語が両側から最もneutralだとして使われたというものだ。
- 松永 : 文書で日本側の立場のような解釈が可能だという趣旨を確認して貰えるか。 崔専門委員 : 同用語は主に政治的問題になるものだが、文書で解釈を一致させようとする のは困難だ。null and voidはneutralな表現だと思う。
- 松永: 同用語がneutralな表現かの余否が問題であり、neutralな表現だということが明記 されない限り、null and void という語句、本来の解釈で判断するしかないだろう。
- 崔専門委員: 韓国側の表現は始点に別に関係がない方式になっている。日本側案のように have no effects as between 云々とするのは困難だ。単純にhave no effectsとだ けしても、元来から無効という解釈は不可能だ。韓国側案は最終的なものなので、 この点了解していただきたい。
- 松永:日本側は初め、この条項が全く必要ないという立場だった。基本条約にこのような 規定を置かずに、韓国側は初めから無効だと説明し、日本側は現在無効だと説明で きるようにしようとしたが、韓国側が政治的理由から必要だと主張して入れるよう

になったものだ。

- 広瀬:国会に対して説明できるか自信がない。neutralな表現にしようというのには異論 がないが、何か良い表現があるか分からない。
- 崔専門委員: 日本側案前文第2項「両国民の共同福祉」に関する規定において、two people としたのは何か特別な理由があるのか。
- 松永: 共同福祉というのだから「両国の」よりは「両国民の」とするのがより良いのでは ないかとして、そういう表現を使ったのだ。
- 広瀬: 韓国側第2次案は帰ってから詳細に検討する、水曜日の首席会談に上程するには 時期 がまだ早いようた。
- 李首席: 原則的に意見が対立する点が2、3個ぁり、その他は表現上の問題だと思われる。後宮 局長が初めに提議したと聞いているが、金首席代表は椎名大臣の訪韓時期を選び、基本 関係の問題点を妥結してJoint Communiqueで発表するようにするで考慮している。その ょうにするには 明後日の首席代表会談で予備的協議がなければならないだろう。
- 広瀬:後宮局長とは万一委員会で妥結され、形式で整理されればそうしょうという程度の話があった。韓国側の第2案が出たので、これを検討した後、今後の運営方式に関して協議するようにするのはどうか。

通商航海条項も含んで結論が出ると思うが追って協議し、必要に沿って首席会談を開く ようにしても良いだろう。李代表の発言も上に報告して相談する。

- 李首席:時間的余裕が少ない実情も留意しながら考慮して欲しい。
- 広瀬:そうする。次の会議は暫定的に水曜日(2.10)午前10:30に開催することにするか、日本側の通商航海に関する経過規定草案が遅れる時には、同会議開催時期に関して再び協議することにしたら近。
- 李首席: そうしよ。新聞報道は控えようとした、日本の新聞を見ると基本関係に関する記事が 詳細に出ている反面、韓国の新聞には別に報道されてな 〈困難だ。今後は両側の立場を 困難にさせない範囲内で、本委員会での討議内容を少しずっ 報道するようにしたらせ、

1965.2.10.

広瀬: そうしよ。(会議は12:25に閉会した)

P177 11. 11次、 1965.2.10

P178 駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-52

受信:外務部長官

題目 : 第 7 次韓日会談基本関係委員会第 11 次会議録送付

1965.2.10.に開催された標記委員会第11次会議録を別添送付します。

別添:1. 同会議録 2部 終

駐日大使 金東祚

P179 第7次韓日会談 基本関係委員会

第11次会議 会議録

1.日時: 1965.2.10.10:30

2.場所: 日本外務省 420 号室

3.出席者: 韓国側 李 圭星 首席

崔侊洙 専門委員

呉在熙 外務部条約課長

張 溟河 専門委員

権泰雄 "

日本側 広瀬達夫 補佐(首席?)

松永信夫 補佐

- 黒河内靖 "
- 福田 繁 "
- 小和田恒 "

4. 討議内容

(日本側は第3次修正案を提示し、これに対する説明を始めた。同日本側草案は、1965.2.10 付駐日政722-45号で送付したことがある)

松永:日本側は韓国側の第2次草案を充分に導入して、第3次修正案を作成した。日本側案の 内、大きな括弧で表した部分は元来日本側案にあったものを削除するとい表示であい、下 線を引いたのは韓国側案から導入した部分を表す。

日本側第3次草案の前文、第1項では the Government of という語句を削除し、韓国側 案のまま The Repubric of Korea and Japan とした。

第2項では韓国側案を大幅に採択し、これに沿って日本側原案を修正した。

第3項において韓国側は in conformity with 以下が to the promotion of...と to the maintenance...にかかると言ったが、in conformity with...の句節はやはり their close cooperation にかかるのが適切だと思われ、その位置を換えた。

韓国側第4項のように believing 以下の、懸案の解決が両国の将来の友好関係に寄 与するという内容の規定を置くことになると、懸案に関する諸協定を言及しなけれ ばならないが、万一言及しないと不明確な弊害があり、言及するようになると再び 問題になるものなので、いっそ全て削除する立場を取った。

次、サンフランシス平和条約と国連決議は重要な基本文書なので、前文に記入した。 ただサンフランシスニ条約の場合には韓国側の案に沿って relevant provisions という語句を 採択し、Article 2(a) of という語句は削除した。Plenipotentiaries以下に関して、韓国側案は The Repubric of Korea 及び Japan と規定しているが、この部分は全権委員任名権者に 関するものなので手続き上の問題と考えられ、日本側は the Government of Japan とし たし、韓国側のこれに対応する用語は韓国側が決定する問題なので…of the Repubric of Korea として、空白に残して置いた。

本文第1条で日本側は韓国側案に沿って High Contracting Parties という語句を選んだ。 同用語は多少 out of date な感があじ、the Contracting Parties とも言えるものと思われたが、 韓国側の要望を受け入れることにしものだ。

韓国側案第1条の規定を採択しなかったが、基本関係に関する条約にこの規定を入れ るのは out of balanceな感があり、場所が適当でないと考えられたからて、同規定の内容に 異議があってではない。

日本側案第2条ではHigh Contracting Parties という用語を導入した代わりに、主要内容 を日本側原案通りにしたが 韓国側の要望も導入し、経済関係だけを強調せずに、一般的な 協力関係規定するようにし。

日本側案第3条は用語が多少違うだけで内容において日本側原案と同じだが、(b)項の 経過規定に関しては今も関係各省との協議を継続していて、完成した草案はまだ作成でき ないでいる。関係省の意見を聞いて記入した、ごくpreliminary な草案があるが、これは全く 整理されたものではないので 非公式に提示する(同非公式草案は別添する)

第4条の民間航空協定に関する規定は、問題がないと思う。

第5条では韓国側の主張に従って、韓国が「合法政府」という規定を採択した。他の条約 にこのよう規定を置いた例がなくまた不必要だと日本側は考えて来たが、韓国側が強く 主張するので採択することにしたがた。しかし韓国側案のthe only lawful Government とい う語句は国連決議にはないので、国連決議にある語句をそのまま使えば韓国側として受け 入れるのが難しいと思われ、今回の日本側案のようにa lawful Government とすることにした ものだ。韓国が他の国と結んだ条約にこのよう規定がないので、国会でも問題になると思 うので、韓国側の立場を尊重するとい立場から今回の案のようは規定することにし。

第6条は前条約または協定の無効規定だが、are null and void という表現はどんなことた あっても受諾できないというが日本側の立場なので、 have no effect の代わりに have become null and void とした。

第7条は紛争の処理に関する規定だが、日本側案の通りに規定した。韓国側がこれをも う一度検討してくれるように願う。この規定は原則的な立場だけの問題なので、基本関係の 条約形式を持つ以上、非常に重要な意味を持つと思う。韓、米友好通商条約の紛争処理 に関する規定のよう研式でも、日本側は検討できる。とにかく I.C.J.に付託するとい規定 は必ず入れたい。

日本側案の批准条項の8条に規定した用語に関する規定は、韓国側案に従って側文に入れることにし。韓国側案の and have affixed thereto their seals という語句は、日本側として不必要だと考えたが、韓国側案を尊重することにした。ただここで言う seal は個人的 (private)な印章を意味すると思う。具体的な例を挙げるな砂務大臣というものではな く、椎名という印章になるだろ。

韓国側が基本関係の問題点を首席代表会議に回付しょうと提議したことがあり、回付す

るなら本委員会で可能な限り整理された ものを回付するのか良いだろう、思うので、部内で 一昨日から続けて夜遅くまで検討したし、日本側として規定するべきところは皆包括して、 最終的な案として作成した。

- 李首席: 通商航海に関する経過規定を置こうとする日本側の意図を説明して欲しい。
- 松永:国交を正常化すれば韓、日両国間で貿易、船舶及び人の往来がよ!一層頻繁になるだろうと考えられるが、通商条約が発効する時まで何の経過規定がなくては困難な点が多い。 中・日条約等外国と結んだ条約の例を参照しても、韓日両国間の条約では簡単に言及しようと思う。日本側は日本側案のように第3条のb項で規定するこを考慮しているが、他の条約との均衡上適切でないと韓国側が考えるなら、protocolの形式で別途に規定しても良いだろう。中・日平和条約と日・ソ共同宣言の場合には別途で規定している。
- 李首席: 日本側が第3次修正案を作成するのにお疲れなものと斟酌される。韓国側の立場を相当に考慮したものと見えるが、まだ韓国側の立場とは対立した点が多い。日本側案第5条は日本語でどう表現するつもひなのた。
- 松永 : 今回の日本側案の日本語草案はまだ作成されて いない。日本側第3次修正案は韓国側の第2次案を土台にして作成したものであり、今後作る予定なので今何とも言うのは難しい。
- 李首席: 日本側案第7条の紛争処理規定に関して説明して欲しい。
- 松永:本条約上の紛争はないだろうとい韓国側の意見を理解するか、同条の規定は原則的な 面において意義があると思う。平和的方法で紛争を解決しょうというのに対しては日本側も 異議がない。ただ日本側がI.C.J.を主張するのは、I.C.J.を通じて紛争を解決しょうというの が、日本政府の政策であい理想だ。すべての国がI.C.J.に紛争の解決を付託するようにす のが世界的趨勢であり、日本政府の念願だ。
- 李首席: 韓国側は最近まで日本側が経過規定を強力に主張するとに予期しなかった。しかし韓国の立場から見る時、国によっては通商航海条約の締結を延期しても良いケースがなくもないと思われるが、日本とは事情が違うと思う。韓日両国間で通商航海条約を、可能な限り早急に締結しようというのには両側の意見が一致しており、経過規定の内容に関しては韓日両国皆関係部の意見が多いだろうし、また韓日間で合意するには相当な時間がかかるだろうか。本条約に経過規定を置くよりは国交正常化後、早急に通商航海条約を締結するようにするのが良いだろう。

日本側が提示した第3次草案に対する韓国側の意見を述べる。

- 広瀬:よい。
- 崔専門委員:前文において、諸懸案の解決に関する規定が抜けているが、これを入れた方 が良いし、サンフランシス:平和条約と国連決議に関する規定は、本条に国連決議に関す る規定があるのて、前文からは削除しても良いだろう。

本文において、第1条の外交関係樹立に関して韓国側は原則だけを規定し、追って韓 日両国間の宣言等の形式で、追って大使館及び領事館を設置しょうという立場だった。韓 国側草案第1条の平和関係規定は基本関係に照らして留置するのガ良いだろう。the only lawful Governmentという表現に関して、国連決議にそんな表現がないと日本側が主張する が、同決議第2項に規定された lawful Governmentと次に出て来るonly such Governmentを 綜合して考慮してみれば only lawful Governmentになるのである。

次に日本側案第6条の無効確認条項に関しては null and voidを導入したのは日本側が 努力した結果だと思うが、have becomeとすることになる と日本側の立場だけが余りには っき りと表れる反面、韓国側の立場は難しくなる。

- 松永: lawful Governmentに関して日本側も色々と研究したが、米国が韓国に対する承認を通告 する時と、英国が韓国に対する承認を通告する時の例を見ると、国連決議をそのまま引用 している。このような例に従って国連決議をそのまま引用するようになると、韓国側の立場が 難しくなるものと思い、日本側案のような表現を選ぶことになったものだ。韓国政府をthe only lawful Governmentと規定した条約の例があるのか、あるのなら参考にしたい。日本側 案の表現に対するatternative draft があるので紹介するが、'is the the only lawful Government in Korea having been declared as a lawful Government in the Resolution 195()... "というものだ。
- 李首席 : 同alternative proposalはも少し検討してみることにする 。have been null and void とした らどうか。
- 松永: null and void は 'an initie(当初より)'の性格が強い。したがって部内で null and void と 言うと、have become としても溯及効果があるから言って、反対する意見が強かった。日本 語に直訳すると・無効になった」になるが、政府はサンフランシスコ平和条約時無効になっ たと言うが、無効になった事実自体は溯及するのではないかという質問が国会である時に は、政府はサンフランシスニ条約以後無効になったと説明するつもりた。are と have been は相互間、別に違わないと見て、 areを受容できないように have been も受容するのか難 しい。
- 崔専門委員 : 韓国側案第1条はどうか。F.C.N.Treatyが締結される時、F.を外せば良いだろう。
- 松永:韓国側が基本条約という言葉を使っているが、日本側が見た時基本的な条約は友好 通商航海条約だと思う。F.C.N.Treatyがなければ、友好通商の基礎が築かれたと言え ないだろう。F.関係はまず締結し、C.N.は次にするという考えに対して、同意して話 すのは難しい。
- 李首席:今日の午後に開催される韓、日国の首席代表会談で、基本関係問題が議論されるもの と思う。今日の会議はこの程度にして、次の会議は明日午前10:30に開催することにしたら どうか。
- 広瀬: 異議ない。(会議は12:20に閉会した)

P188 協助箋

分類記号 外亜北486

題目 韓日基本条約に含まれる友好通商航海条項問題

受信 通商局長 発信日時 65.2.11

連:外亜北804 (65.1.11.)

- 延: 外統協34(65.1.20.) 発信名義 亜州局長 延河亀
- 韓日会談基本関係委員会で友好通商航海条約の締結に関して、わが側はそのような条約 を早急に締結するという意だけを基本条約に規定し、条約締結時までの経過規定は置く 必要がないというのが基本の立場だが、日本側は経過規定を置くことを強力に主張して いて、別添のような内容のする経過規定を置くことを提案してきました。

2. 同日本側案を検討され、早急に貴局の見解を知らせて下さるよう願います。

有添:JAW-02235写本 1部。 終

P189	大韓民国外務部	番号: JAW-02235
着信暗号電報 至急		日時:2.10.20:50
受信人:長官		

発信人:首席代表

連: JAW-02218 及び 02234

今日 10 日の基本関係委員会第 11 次会議で日本側が提示した、通商航海に関する経過規 定試案は下の通り

同試案は元来日本側が関係部署の意見を整理したものであり、最終的に条約文案として 整理したものではないので、すぐにこのような方向で条文化して手渡すとして、わが側に 参考に伝えたものなので、この点留意なさるよう願う。

下

- (A) 日本国及び大韓民国はその貿易、海運、その他の通商関係を、安定して友好的な基礎の 上に置くために、条約若しくは協定を締結するための交渉を、可能な限り早急に開始す るのに同意する。
- (B)該当する条約若しくは協定が締結される時まで、両国は相手国の国民、産品及び船舶に対して、次のような待遇をする。ただし差別的措置として、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基づく事項は事態に相応し、また他意的または不合理な方法で適用されない限り、本条項に規定した待遇の許与を害するものとは認めない。またどんな事項に関しても、一方の当事国が他方の当事国に対して最恵国待遇をすることが、実質的に内国民待遇をすることになる時には、何時でも、また当事国は他当事国が最恵国待遇に基づいてする待遇よりも、有利な待遇をする義務を負わない。
 - (1) 貨物の輸出及び輸入に対する、またはこれと関連した関税、課金、制限その他の規 制に関する最恵国待遇。

- (2) 一般的に全ての外国人に同一に適用される法令及び規則に従って入国、旅行、滞在、 居住及び出国を許可すること。
- (3)海運、航海及び輸入貨物に関する内国民待遇及び最恵国待遇及び自然人、法人及び これらが所有する利益に関する最恵国待遇。(駐日政 -外亜北)

P191	大韓民国外務部	番号: JAW-02236
着信暗号電報 至急		日時:2.10.21:39
受信人:外務部長官		

又旧八、外肋即茂的

発信人:首席代表

連:JAW-2234

- 1. 連号報告のように日本側は今日 10 日 11 次基本関係委員会で日本側案を提示した。
- 2. 当代表団としては椎名外相訪韓以前まで、基本条約の共同草案を作成するという目標で 交渉を進行しており、明日 11 日に 12 次基本関係委員会を開催し、13 日に首席代表会談 を開催して、共同草案作成を完了する予定だが、このために下記各項を請訓しますので 必ず明日 11 日中に回示仰望する。
- 3. 協定前文に"BELIEVING THAT A JUST AND EQUITABLE..."という表現で、韓日間 諸懸案の妥結が韓日将来関係に寄与するという規定は、日本側がこれを独島問題と結び 付けようという立場が強く、THE OUTSTANDING PROBLEMS の正確な定義に関して、 双方の意見が懸隔に対立され、また日本側がこれを批准条項に結び付けようという意図 が強いので、わが側としてはこれを続けて主張するとしても、最終段階で削除できるよ うにして下さるよう願う。これは本文中の各懸案の解決原則を規定する問題にも同じく 適用される。
- 4. わにほが側最終提示草案第1条(PERMANENT PEACE AND EVERLASTING AMITY の規定)に関して、日本側は基本条約の性格から見てこれを規定する必要がなく、今後締 結されることが予想される友好通商航海条約に含まれる性質のものという立場を堅持し ています。

わが側としては本条の挿入を主張し続けるものですが、本条は通商航海問題に関する 暫定規定とも関連があるものなので、本条の挿入余否に関しては代表団の裁量に任せて 下さるように願います。

- 5. 日本側連号草案第2条の国連憲章に対しては、わが側としては削除を主張し続ける考え だが、日本側がこの主張を主張し続ける場合、受け入れても良いのか回示願います。
- 6. 日本側草案第3条の通商航海に関する暫定規定を置く問題に関しては、JWA-02235号の日本側立場を検討願いますが、日本側はこのような暫定規定をPROTOCOL(議定書)のような付属文書に規定しようという立場を取っています。これに対してわが側はADREFERENDUM(再考すべき)で現在両国間に有効な貿易、海運、決裁等3個暫定規定の当事者、即ち日本側のOCCUPIED JAPAN(占領下の日本)をJAPAN に代替して、

通商航海条約が締結される時まで現状を維持する方法を示唆したことがあり、今日首席 代表者間会談でこれを将来開かれる閣僚級貿易会談に渡し、現行暫定協定を改正する方 式を示唆したことがあります。日本側は<u>最小限 PROTOCOL(議定書)に暫定規定を置く</u> という原則にだけ合意すれば、基本条約では日本側案第3条の(B)項を削除できるとい う立場であるが、これを如何に処理するのか回示願います。現在の日本側の態度を見て、 本暫定規定を置こうという日本側の態度がとても強いものに見えるので、当代表団とし ては内容如何に関係なく、付属文書で暫定規定を置くという原則に合意して進めるしか ない状況ですが、この場合には今後このための小委員会(AD HOC COMMITTEE)を置いて、 継続討議させることになるでしょう。わが側が上のような立場を取る場合、日本側がわ が側案第1条を受諾するように努力できるでしょう。

 日本側草案第5条の韓国政府の合法性確認問題は、日本側が韓国側の意図を受け入れ本 文に規定するという立場を取ると恩着せがましく出たが、わが側がこれを受け入れられ ないという立場を取ると、下のような代案を提示した。"IT IS CONFIRMED THAT THE GOVERNMENT OF THE REPUBRIC OF KOREA IS THE ONLY GOVERNMENT IN KOREA HAVING BEEN DECLARED AS A LAWFUL GOVERNMENT IN THE ONENINEFIVE() OF THE UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY."

このような代案に対してわが側は即席で受け入れられないという立場を明示しましたが、これを検討して下さるよう願います。"THE ONLY LAWFUL GOVERNMENT" を主張するだろうし、今日首席代表会談でもこれを強力に主張しましたが、日本側は 国連決議 195 号の中に直接このような表現がなく、またこのような表現は 195 号の趣 旨に合致しないという条約局の強力な意見があり、受け入れるのが難しいという立場 です。今日首席代表会議では日本側が" A LAWFUL GOVERNMENT"の代わりに

"THE LAWFUL GOVERNMENT"という表現はできるだろうという立場を暗示した が、同表現も考慮願います。これに関して当代表団としては ONLY LAWFUL 云々を 本文に規定するのより、かえって前文に独立した PARAGRAPH で"BEARING IN MIND THE RESOLUTION 195() OF THE U.N.G.A"という表現だけをして置くの が、かえってわが側の立場に有利でないかという意見もあるが、これも参考になさっ てわが側が取る立場を回示して下さるよう願います。

8. 日本側草案第6条の"HAVE BECOME NULL AND VOID"は日本側がわが側の立場を 受け入れた最終案だとしているが、わが側はこれを受け入れられないという立場を取り、 AD REFERENDAM で"HAVE BEEN NULL AND VOID"を示唆したことがあるが、日 本側はこれを受け入れられないとしている。当代表団の見解としては NULL AND VOID という文句が法律的に遡及して無効化するという意味を持っている以上、最終段 階で他問題と交換して日本側案を受諾しても良いものと思料されるので回示願います。 これに関して日本側は今日首席代表会談で" NULL AND VOID"とする場合、その後に "AS BETWEEN THE REPUBRIC OF KOREA AND JAPAN"を入れれば受諾するという意を暗示したことがあるので参考になさって下さい。

- 9. 日本側草案第8条の紛争解決規定に関して、日本側は従来案を固執しており、ただわが 側から漁業または請求権協定等で BINDING SETTLEMENT(ICJ まで行かなくても) を規定するという明白な言質があれば、韓米友好通商航海条約第24条第2項の規定の ような表現の解決方式で処理できるだろうという立場を暗示したことがあるので、検討 回示して下さるよう願います。
- 10. 日本側は今日草案で明確に言質をくれはしなかったが、"THE HIGH CONTRACTING PARTIES"という表現を使っている点、及び全体的な体系でもほとんどわが側案を全面 的に受け入れ、また非公式に「条約」という語句を最初に使う等に照らして、条約とい う概念を間接的に明確に表し始めたので参考になさって下さい。(駐日政 –外亜北)

P195

大韓民国外務部

番号: WJA-02170 日時::2.12.11:45

発信電報

受信人:駐日大使

対:JAW-02218,02234,02236

基本関係問題に関する訓令

- 1.前文の内 Considering 以下の部分は、日本側の第3次修正案がわが側の第2次修正案と 内容が同一なので、一旦合意したものと確認願います。
- 2. 前文の内 Recalling 以下の部分に関しては、下のような段階に沿って交渉なさるよう願う。
 - イ、平和条約規定に国連決議を相互関連させることで

"Recalling that Treaty of Peace with Japan was singned at the city of San Francisco on Septmber 8, 1951 and that Resolution 195(3) of the United Nations General Assembly on December 12, 1948;"という表現を、現在までのわが側の立場 (わが側第2次修正案のような平和条約に関する前文規定と、国連決議に関する本文 第2条の規定を置くこと)に対する代案として提示するよう願う。

- ハ、日本側が上記のような代案を受け入れない場合 Recalling の句節は、わが側第2次 修正案でのように平和条約規定だけを言及し、国連決議関係は他に取扱う。(本電文 第7項参照)
- 3. わが側草案前文の内 Believing 以下の部分はわが側案通りに推進するものだが、日本側 が最後まで独島問題と関連させる場合には本文の内、懸案問題の解決に関する規定と共 に、すべて削除することにする。
- 4. わが側案第1条(permanent peace and everlasting amity)に関しては、貴建議通りに通 商航海条項においての経過規定と関連して挿入余否を決定するように、代表団の裁量に 任せる。

- 5. 日本側案第2条国連憲章に関する規定は実質上無害無毒なものに見えるが、前文の内 Recognizing 以下(わが側案)または Realizing 以下(日本側案)で内容を cover しているの で、削除するよう交渉なさり、日本側が強力に主張するのでやむを得ない時には、他の 問題に関する日本側の譲歩と関連させて含ませるようにして下さい。
- 6. 通商航海条項の内、経過規定を置く問題においては、条約締結の意だけを基本条約に規定し、経過規定を置く必要はないが、日本側の提案を一旦検討してみるという、わが側の従来の立場を当分の間維持して下さい。これに関しては、経過規定に関する日本側案を本部で検討した後、新しく訓令するものであり、日本側案内容に関する貴見があれば知らせて下さるよう願います。
- 7. 韓国政府の唯一合法性確認条項に関しては、わが側第 2 次修正案(...the only lawful Government ... as declared in ...)を固守なさるよう願います。
- 8. 旧条約無効確認条項に関しては"are null and void"というのがわが側の最終の立場であ り、この貫徹のために最大限努力するよう願います。
- 9. 紛争処理条項に関しては、わが側の従前の立場を維持するよう願います。(外亜北)

長官

P198 駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-45

1965.2.10.

- 受信:外務部長官
- 題目:韓・日基本関係条約に関する日本側第3次修正案送付

1965.2.10.に開催された第7次韓・日会談基本関係委員会第11次会議で、日本側が提示 した第3次修正案を別添送付しますので参照願います。

別添 1:同日本側第3次修正案会議録 1部。 終

首席代表 金東祚

CONFIDENTIAL

(Preliminary translation)

0

Draft

between Japan and the Republic of Korea

1965.2.10.

26

G

 \angle The Government of Japan and \angle The Government of T the Republic of Korea,

Considering the historical background of relationship between their peoples and their <u>common</u> <u>mutual</u> desire for good neighborliness <u>in view of the his-</u> torical, cultural and geographical relations between the two countries <u>and for the normalization of their rela-</u> tions on the basis of the principle of mutual respect for sovereignty;

Realizing the importance of their close cooperation in conformity with the principles of the Charter of the United Nations to the promotion of <u>the</u> their mutual welfare and common interests <u>of</u> the two peoples and to the maintenance of international peace and security;

Recalling the <u>relevent</u> provisions of \angle Article 2 (a) of 7 the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 and the Resolution

781

189

195(III) adopted by the United Nations General Assembly on December 12, 1948;

- 2 -

9

Have resolved to conclude and have accordingly appointed as their Plenipotentiaries,

The Government of Japan:

0

1

â

200.

·····

..... of the Republic of Korea:

.....

•••••

Who, having communicated to each other their full powers found to be in good and due form, have agreed upon the following articles:

Article I

Diplomatic and consular relations shall be established between Japan and the Republic of Korea7 <u>the</u> <u>High Contracting Parties</u>. The Two countries7 <u>High</u> <u>Contracting Parties</u> shall exchange diplomatic envoys with the Ambassadorial rank without delay. The Two countries7 <u>High Contracting Parties</u> will also establish consulates at locations to be agreed upon by the two Governments.

782

1. 14

1082

- 21

0

- 3 -

a

Article II

(a) Japan and the Republic of Korea <u>The High</u> <u>Contracting Parties</u> will be guided by the Principles of the Charter of the United Nations in their mutual relations.

(b) Zapan and the Republic of Korea7 <u>The High Con-</u> <u>tracting Parties</u> will cooperate in accordance with the principles of the Charter of the United Nations Zand, in particular, will promote7 <u>in promoting their Zonmon7</u> <u>mutual welfare and common interests</u>. Through friendly cooperation in the economic field.7

Article III

(a) <u>Japan and the Republic of Korea</u><u>J The High</u> <u>Contracting Parties</u> will enter into negotiations for the conclusion of treaties or agreements at the earliest practicable date to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and friendly basis.

(b) Pending the conclusion of the relevant treaties or agreements,

783

1083

J.

-96

- 4 -

0

1

202

Article IV

0

Zapan and the Republic of Korea7 The High Contracting Parties will enter into negotiations at the earliest practicable date for the conclusion of an agreement relating to civil air transport.

Article V

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is a lawful Government in Korea as declared in the Resolution 195(III) of the United Nations General Assembly.

Article <u>7</u>7 <u>VI</u>

It is confirmed that all treaties or agreements concluded between the Empire of Japan and the Empire of Korea on or before August 22, 1910 have <u>ino effect7 become null</u> and void. <u>is between Japan and the Republic of Korea</u>7

Article <u>[VI</u>7 <u>VII</u>

Any dispute arising out of the interpretation or application of this shall be settled in the first instance by negotiation, and, if no settlement is reached within a period of six months from the commencement of negotiations, the dispute shall, at the request

784

of either <u>/country7 High Contracting Party</u>, be referred for decision to the International Court of Justice.

- 5 -

0

0

á

Article / VII7 VIII

This shall be ratified. The instruments of ratification shall be exchanged at as soon as possible. \angle after all instruments of ratification of those Agreements[#] signed on the date of signature of this which require ratification are exchanged7 This shall enter into force as from the date on which the instruments of its ratification are exchanged.

∠x Note: "those Agreements" means the agreements which were to be enumerated in Article I of the Japanese Draft dated Jan. 26, 1965, including agreements regarding fishery, claims, legal status, the Takeshima, etc./

Article VIII

This shall be in the Japanese, Korean and English languages. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.7

In Witness Whereof, the respective Plenipotentiaries have signed this and have affixed thereto their seals.

785 1085 203 Barris Barris 2º 10.91

0 0 1 - 6 -Done in duplicate at this day of 196.. in the Japanese, Korean, and English languages, each text being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail. For / the Government of 7 Japan: For / the Government of7 the Republic of Korea: 1036 786 204 SH. a chier di.

P205 12. 12次1965.2.12

P206 駐日本大韓民国代表部

駐日政 722-55

受信:外務部長官

題目: 第7次韓日会談基本関係委員会第12次会議録

1965.2.12.10:30 に開催された標記基本関係委員会第12次会議録を別添送付します。

1965.2.12.

別添: 同会議録 2部 終

駐日大使 金東祚

P207 第7次韓日会談 基本関係委員会

第12次 会議録

- 1.日時: 1965.2.12.(木)10:30
- 2.場所: 日本外務省 420 号室
- 3.出席者: 韓国側 李 圭星 首席

崔侊洙 専門委員

呉在熙 外務部条約課長

- 権 泰雄 専門委員
- 張 溟河 "
- 日本側 広瀬達夫 (首席?)

松永信夫 補佐

- 黒河内靖 "
- 福田繁 〃
- 小和田恒 "
- 川村友哉 "
- 4. 討議内容

(日本側は通商航海条項に追加する経過規定草案を手渡した。同草案は別添します。)

- 広瀬:昨日開催された首席代表会議で討議された中で、null and voidに関して金首席代表に誤解があるようなの可自にしたい。1957年末に両側が署名したことがある合意文書に null and void という用語があったからと同用語に合意したのでは ないという点は文書で確認できる。当時そのようた合意文書がなくては、会談の再開が難しいようで受け入れたものだ。
- 李首席: 昨日の首席代表会議で金首席代表が話した趣旨は、null and void が韓国側の一方的 用語ではないというとく実際上同用語を合意するまでには多くの経緯と討議があったの だから、この点諒解せよというとだ。昨日の首席代表会議で表明された韓国側の立場を 回顧して述べる。韓国側案第1条に関して、韓国側は友好的関係と国交正常化が共に樹 立されることを望み、紛争処理規定に関しては仲良く過ごすために友好関係を議論する庭
で、争うことを規定するのに良くないと思う。the only lawful Government の only lawful は必ず必要で、null and void という表現は良いが have been は困難だ。経過規定に関しては椎名外相の訪韓が切迫しているが、両側が方針を立てるには各関係部と協議しなければならないだろう、したがって相当な日時が所要されるものなので、基本関係はまず妥結して、経過規定関係は韓日貿易会談のような別途の機会を作って討議するのか良いだろうと思う。

- 広瀬:昨日の首席代表会議で表明された、日本側の立場を要約して述べる。韓国側案第1条に 関して、日本側は友好関係樹立に異見があってではなく、基本関係の性格から見て基本 条約に同規定を置くことが不適当だと見るのである。紛争の解決に関して、日本側は韓日 両国が親しく過ごすためには、紛争があった場合の解決方途を決めておくのか良いという 立場だ。韓国側案第1条と日本側案の強制管轄に関する規定(第7条)は、相互関連がある ので、二つの問題を共に取扱って、全て外すとかまたは全て入れるとか、両者択一するの はどうれ、通商航海条項の経過規定に関しては、日本側の立場は椎名外相訪韓前に妥結 しょうというのではなく、何らかの形式で結末をつけようというのた。日本側は同経過規定を 必ず(条約本文?)に入れて規定しょうとするのではない。
- 李首席: 韓国側案第1条を規定し、日本側案第7条は削除するのか良いと思う。
- 松永:基本条約の細部的問題に関して、首席代表会議で討議があったという事実自体を意外に 思う。条約局としての基本的思考方式を言えば、韓国側案第1条の挿入は条約的見地から 見る時、韓・日両国関係が安定した基盤の上にあるというこを意味することになるしたが って将来締結される通商条約に同規定を入れること断言しても良いと思う。しかし本条約 に同規定を入れるのにに障害がある。したがって韓国側案第1条は日本側草案第3条りと 関連するものである。また貿易会談を開催するとして、同会談では輸出入均衡等が中心 問題になるだろう思われ、したがって基本関係条約で議論する経過規定問題とは別個の 性質のものではないかと考える。
- 崔専門委員:日本側が提示した経過規定を基本条約に含ませるのには、韓国側としては強い抵抗がある。昨日首席会議で論議された貿易会談が開催されるなら、3個の暫定協定を改正する問題を含むことになるだる。
- 松長:日本側は日本側案第3条(b)項に経過規定を入れたい。ただ3個の暫定協定を実効させる か、改正して存続させるかという問題も併行して討議しなければならないと思う。前回の会 談時には暫定協定は経過規定の発効で失効するだろう言ったことがあるが、運輸省側か らport clearance、トン税等、韓日間の船舶往来に沿う諸問題があるので、暫定海運協定は 通商航海条約の発効時まで効力を持続させてくれという要望があった。経過規定が基本条 約に含まれるかの余否は、条約的立場から見る時重要だと考える。日本側の立場から見る 時、現条約案の内実質的意義があるのは外交関係の設定に関するものであば、その他のも のは別に異議がないものだ。したがって今も共同宣言が適当な形式だと考えるのである。そ れにも物わらず日本側は韓国側の主張に従って、条約の方向に名称、形式等を変えたの

- で、実質的に条約として見合った内容になるよ韓国側も譲歩して欲しい。
- 李首席 : 今日受け取った日本側の経過規定案は検討してみる。韓国側案1条と日本側案7条に 関して具体的に討議しょう。松永課長が言ったように基本条約各条項の内、実質的なことが 外交関係開設に関する規定だけならは I.C.J.に回付する程の問題もないという 結論になる のではないか。
- 松永: I.C.J.条項は理念的な意義があり、実質的意義があるかも知れない。
- 崔専門委員:韓国側案1条と日本側案7条は既に議論したように密接な関係があじ、韓国側案1 条と日本側案3条も関連性があるので、1条と7条を削除するのなど第3条のb項も共に削除 するのはどう。
- 広瀬: 3条b項を削除しなければ、1条と7条を削除するの共難しいというのか。それなら2:1になるので困難だ。
- 李首席 : 今日は昨日よりもより深く進んだ討議をしたと思う。両側がもう少し検討することにし。 日本側のIawful Government in Koreaとhave become null and voidを日本語に翻訳す るとどうなるのか。
- 広瀬: 「朝鮮においての合法政府」及び「無効になった」となるだろう。
- 崔専門委員: 「無効になった」としたら、前に有効だったものが無効になったとい意味に解釈されて困難だ。
- 広瀬: 国会で攻撃を受けた場合には、日本政府としてある程度回避できなければならなし。
- 崔専門委員:わが政府が韓国の唯一な合法政府だということ国連決議と関係なく確立した事 実だ。国連決議はこの事実を確認するだけだ。日本側の代案は国連決議によって合法政 府になったよう、印象が余ッに強く表れるのて困難だ。
- 広瀬:日本側の立場もあって国連決議を言及することにしたのた。日本側は国連決議が余りに 表現に表れるのを憂慮して、日本側案のように除外したのだ。韓国側がひとりで唯一な合 法政府だと主張するのは構わないが、条約形式で合意しょうとするので問題になる。the only lawful Government はどんなことがあっても困難だ。null and void という用語を使 う限り、since...と言って制限する語句がなければならないが、韓国側の立場を最大限考 慮して have become null and void とだけしたのだから、、日本側の立場も理解して欲しい。
- 李首席: 今日はこの程度にしたらどう。明日午後首席代表会議を開催することにした聞いて いる、その時には基本関係問題が再び論議されるだろう。
- 広瀬:それならこの程度にしよ。(会議は12.25.閉会した)
- 別添:通商航海に関する日本側経過規定草案 1部 終

15 1 * * 第3领 (a) 該当する条約又は協定が締結されるまでの (b) 同、いずれか一方の締約国は他方の締約国の 圖民、産品及び給舶に対し、次の待遇を与え る。もつとも、差別的措置であつて、それを 適用する締約國の邇商条約に還常規定されて いる例外に基づくものは、事態に沼応してお り、かつ、恣意的な又は不合理な方法で適用 されない限り、この待遇の許与を害するもの と解してはならない。また、いずれの寧項に 関しても、一方の締約国が他方の締約国に対 1096 795 213

0 0 2. -5 F し最恵国待遇を与えることが実質的に内国民 待過を与えることとなるときはいつても、こ の一方の締約国は、他方の細約国が環意国待 遇に基づき与える待遇よりも有利な待遇を与 える讒謗を負わない。 (1) 貨物の輸出及び輸入に対する、又はこれ に関連する関税、課金、制限その他の規制 に関する最恵国待遇 (山) 一設的にすべての外国人に同様に適用さ れる法令及び規則に従つて、入国、旅行、 滞在、居住及び出国を許されること。 海運、航海及び輸入貨物に関する内国民 611 待遇及び最意園待遇並びに自然人、法人及 びとれらのものの利益に関する最恵国待遇 796 1098 214 10 100 100 4



大韓民国外務部

番号: JAW-02305 日時:2.13.15:58

1965.2.17.

着信暗号電報

P216

受信人:外務部長官 貴下

発信人: 駐日大使

JAW-02283 報告 1 の 3)項の全部を削除することにした条文の中には、わが側第 2 次草 案第 7 条(紛争処理)も含まれているので追加報告します。(駐日政 -外亜北)

- P217 13. 13次1965.2.15
- P218 13-1. 会議録
- P219 駐日代表部
- 駐日政 722-57
- 受信:外務部長官
- 題目: 第7次韓日会談基本関係委員会第13次会議録

1965.2.15.15:00 に開催された標記委員会第13次会議録を別添送付します。

別添:1. 同会議録 2部 終

駐日大使 金東祚

 P220
 第7次韓日会談 基本関係委員会

第13次会議 会議録

- 1.日時: 1965.2.15.15:00
- 2.場所: 日本外務省 420 号室
- 3.出席者: 韓国側 李 圭星 首席
 - 崔侊洙 専門委員
 - 権 泰雄 専門委員
 - 張 溟河 "
 - 日本側 広瀬達夫 代表
 - 松永信夫 補佐
 - 黒河内靖 "
 - 福田 繁 "
 - 小和田恒 "
- 4. 討議内容
- 広瀬:去る2.12.の首席代表会談時に議論したことがあるonly lawful Government に関する日本側案を文書で整理した。(日本側提示する)

日本側は最終的立場を提示したので、これ以上の譲歩は考えられない。日本側の

最終折衷案椎名外相の訪韓期間に仮調印(initial)するという前提の下で提示したもの なので、両側の仮調印ができない場合には現状に復帰するしかないだろう。日本側 はもうひとつの方途として、既に合意した点を整理した要綱案を作って initial する という方式を考慮しており、必要ならば本委員会で提示したり、韓国に持って行っ て提示する考えがある。

- 松永:日本側案第6条のnull and void 条項に関しては、 have become でも have no effect でも 良いというは場だ。only lawful Government条項に関しては日本側案にas is specified となっているが、as is described, as is declared等のalternative(代案)がある。韓国 側最後まで韓国側の主張を固守するなら、今回initialする意思を放棄する考えだ。
- 李首席: 日本側案5、6条に関して、本委員会代表として話せることは皆話した。両側が 満足な表現を発見できなかったのは遺憾だ。本国に日本側の立場を報告する。
- 松永:今度の機会にinitialできなければ、白紙に戻ることになる。現在のような立場まで 日本側が譲歩したのは、色々な経緯と前提に起因したものだ。例を挙げて説明すれ ばI.C.J.と通商関係経過規定で日本側が譲歩したのは、椎名外相の訪韓前までは充分 に討議する余裕がないという時間的な理由が多いが、今回initialができないなら、そ ういう理由がなくなるだろう。この点諒解して欲しい。
- 李首席: 今回initialができないと日本側の立場が始発点に復帰することになる、ということに対しては異議がある。今度の機会に基本関係だけでも合意して、他の諸懸案解決の先導的役割をするようにしなければならないだろう。日本側案5条と6条に関する日本語案はできているのか。
- 松永:必要なら明日中にでもpreliminaryなDraftは提示できる。
- 崔専門委員: 今回の日本側案はthe only such lawful Government in Korea as is specified...となっているが、前回の首席代表会議で後宮局長はsuch only lawful Government as declaredと提案したし、牛場審議官はtheをその前に付けても良いと 提案したものと記憶しており、代表部は既に本部にそのように報告した。
- 広瀬(松永、小和田): その当時日本側がど言ったのか正確に記憶してないが、今回の日本側案のようlithe only such lawful Governmentだった。as is specifiedのisも入らなければならないと思う。
- 李首席: 韓国側は日本側が(the) such only lawful Government in Korea as declared…と 提案したものと思っているので、この点後宮局長らに再度確認して欲しい。経過規 定に関する日本側の提案は本部に報告したが、本委員会で討議するという合意はな かったものと思う。
- 広瀬: 本委員会で討議しょうというのは日本側の提案であい 貿易会談で討議するとい 合意も なかったものと思う。日本側としては 経過規定に関する協議時期と場所に関して、基本条約 案と同時に合意署名すること望む。
- 李首席 : 基本条約案の中の未合意点、経過規定の協議に関する合意、及び海底電線の分割と

同電線の使用料等はソウルで決定するようにするのがよ

広瀬: 日本側として 異議ない。

- 李首席: 両側案の中の未合意点と条文の配列に関して協議することにし。
- 崔専門委員:韓国政府の唯一合法性に関する規定と、前条約の無効確認に関する規定以外に、 前文のRecalling以下の項、国連憲章の原則に関する条文(日本側案)、及びその他語句等 において差異点がある。特に日本側案第2条の国連憲章の原則に関しては、韓国は国連 の会員国ではないので、同規定を置くとどんな、効果があるのか検討中である。
- 広瀬: 首席代表会議で韓国側案1条、日本側案第7条と3条b項が外れたが、2条も抜こうとしたら 難しい。
- 松永:日本側はwillとshallを区別して使っているが、shallはobligation(義務)を発生するか、willは 意思を表すのでshallよりは強くない。日本側案国連憲章の原則規定において(a)項と(b)項 は表裏の関係をなしているので、ひとつでも抜ければ不完全になるだろう、同条を外すな ら前文の関係規定も削除しなければならないので、そうなると条約にする理由が全くなくな る。
- 李首席: 韓国側は韓日両外相間でinitialすることを考えている。しかし椎名外相がinitial しないのならソウルでその内容を報道し、initialは日本で韓日両首席代表間でするの が良いだろう。
- 広瀬: initial(仮調印)するのに対する合意は、大臣の政治的責任で可能であり、同仮調印を したとしても条約としての拘束力はないと思っている。日本政府は慣例上実際仮調 印する場合、閣僚ではなく局長がするようにしており、initialをする前に閣議の決定 を持つようになっている。また閣議決定ではinitialする者を指名しないのが慣例だ。

崔専門委員:前文のサンフランシスI平和条約及び国連決議195号に関して、次のようた三つの 方案がある。

- Recalling that the Treaty of Peace with Japan was singned at ... on Septmber 8, 1951 and that the Resolution on 195 () was adopted by on December 12, 1948 ;
- 2. Recalling the relevant provisions of the Treaty of Peace with Japan singned at ...

Bearing in mind Resolution 195 () adopted of

3. わが側第2次草案のようにサンフランシスニ平和条約の関係規定だけ言及する。

上記3案の内、第2案のBearing in mindは、ひとつの例に挙げたのに過ぎない。 松永:第1案のように事実だけrecallすると意味が変わる。またrelevant provisionsを外す と難しい。第2案は検討できると思う。韓国側の最終案が整理されるのを望む。一国 の外務大臣でも海外に出張することになると、本国に請訓しなければならなくなる

- ので、交渉内容が複雑になると困難になるだろう。
- 李首席: 条文の配列に関しては、どう考えるのか。

- 広瀬: 日本側は現在の日本側案に沿うものと考えるが、韓国側の意見があれば聞かせて欲し い。
- 崔専門委員 : 第1条 : 過去の条約の無効確認、第2条 : 唯一な合法政府、第3条 : 外交及び 領事関係樹立、第4条 : 通商航海条項、第5条 : 民間航空条項、第6条 : 批准、の順序 にしようと、国連憲章の原則関係を規定するな5第2条と第3条の間に追加すれば良いだ ろう
- 松永:確認的性格の規定は実質的、実際的な規定の後に置くのが 条約上条文配列の慣例なの で、韓国側案のように配列するのは難しい。
- 崔専門委員:実質的なものは外交関係樹立、通商航海条項等なので前で規定し、その他はその 後で規定しょうという日本側の立場は理解するか、韓国側の基本的な立場は過去を清算し て新しい関係を樹立することにあるので、外交関係樹立等の規定は条約無効等の規定の 後に置こうというものだ。
- 広瀬:韓国側の立場は理解するか、日本側は元来無効条項と唯一な合法政府関係条項は規定 しないょうにしょうとしたものであり、その後譲歩して規定することにしたものなのに、これを 再び第1条と第2条に規定しょうというのは難しい。
- 李首席: 韓国側の条文配列に関する第1案は、前文の規定順序とも一致するものだ。
- 広瀬:日本側として 同韓国側案を受諾するの 講しい。
- 崔専門委員:折衷案を提示する。

第1条 : 外交関係、第2条 : 過去の条約の無効、第3条 : 唯一な合法政府、第4条 : 国連憲章の原則、第5条 : 通商航海条項、第6条 : 民間航空条項、第7条 : 批准、の 順序にするのはどうか。

- 広瀬: 私の責任で韓国側提案を受諾する。それではwordingに対して相互、違う点を折衷して行 くことにしょう。(両側は両側案のwordingを相互調整して、その結果1965.2.15.付駐日政 722-54で別添した案のように整理された。)
- 松永:国連憲章の原則に関する条文(a)項Principles of the Charter of the United Nationsで Principleのpが大文字になじ、その他国連憲章の原則関係規定では同pが小文字になって いるが、上記(a)項は国連憲章規定を直接refer(参照)してそのまま引用しているので、大文 字で表示したものだ。

次に同じ条文(b)項のin accordance withは、前文との関係から見てin conformity withとしたい。

- 李首席: initialはどうするつもりか。
- 広瀬:日本側は後宮局長、韓国側はこれに対応する政府職員がinitialすればようだろう。大 臣はinitialしないのが慣例なので、椎名大臣が仮署名するのは難しいだろう。後宮局 長を韓日会談首席代表として、金首席代表間で署名することにあのもひとつの方法にな るだろう。initialするならまず英文だけして、韓国語と日本語条文は追って確定するよ うにするのが良いだろう。

李首席: 両側が整理した案を明日相互対照し、内容を確認するようにするのはど。 広瀬 : 異議ない。(会議は17:00に閉会した) 紁

P228 13-2. 基本関係条約合意内容

P229	大韓民国外務部	番号: JAW-02337
着信暗号電報		日時:2.15.18:09

着信暗号雷報

受信人:外務部長官

発信人: 駐日大使

基本関係委員会第 13 次会議(1965.2.15.15:00-17:00)報告

標記会議では両側案を対照しながら条文配列、WORDING、未合意点の確認等に関して協議 しましたが、その内容は次の通り。

- 1. 条文配列 1条 : 外交及び領事関係の樹立、2条 : 条約または協定の無効確認、 3条:唯一な合法政府確認、4条:国連憲章の原則、5条:通商航海条 項、6条: 民間航空協定、7条:批准、の順序で合意し、前文の配列順序 は従前の両側案と同じ。
- 2. WORDING? 両側間の具体的 WORDING を調整して合意したし、合意した DRAFT は明日 NWA 機で帰国する李ョンス 経済協力課主事便で送付します。
- 3. 未合意点 唯一な合法政府と条約または協定の無効確認に関する両条項の表現問題に おいて、まだも両側の立場に差異があること。確認ざれ、前文の RECALLING の項に関して はTENTATIVELY(試験的に)日本側案通りで合意した。(駐日政 -外亜北)(首席代表代理)

P230

駐日代表部

1965.2.15.

受信:外務部長官

駐日政 722-54

題目:基本関係条約共同草案及び関係資料送付

JAW-02337 で報告したように、今日 2.15.に開催された韓日会談基本関係委員会第 13 次会議で、両側が協議した結果を整理して作成した基本関係条約共同草案と同会議時日本 側が提示した資料を別添送付します。別添共同草案を 2.15.15:00 日本側が作成した共同草 案と対照して相互確認するようになりましたので添信いたします。

別添:1. 同会議条約案 2部

- 2. 日本側案 5、6条案 1部
- 経過規定に関する日本側提案(英文) 1部 終

駐日大使 金東祚

CONFIDENTIAL TRANSLATION

231

1965. 2. 15.

Joint Draft

TREATY ON BASIC RELATIONS BETWEEN THE REPUBLIC OF KOREA AND JAPAN

The Republic of Kores and Japan,

Considering the historical background of relationship between their peoples and their mutual desire for good neighborliness and for the normalization of their relations on the basis of the principle of mutual respect for sovereignty;

Recognizing the importance of their close cooperation in conformity with the principles of the Charter of the United Nations to the promotion of their mitual welfare and common interests and to the maintanance of international peace and security;

Recalling the relevant provisions of the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Fransisco on September 8, 1951 and the Resolution 195(III) adopted by the United Nations General Assembly on December 12, 1948;

Have resolved to conclude the present Treaty and have accordingly appointed as their Plenipetentiaries.

511

The Government of the Republic of Koreat

- 2 -

The Government of Japant

••••••

A second in the

Who, having communicated to each other their full powers found to be in good and due form, have agreed upon the following articles:

Article I

Diplomatic and consular relations shall be entablished between the High Contracting Parties. The High Contracting Parties shall exchange diplomatic envoys with the Ambassadorial rank without delay. The High Contracting Parties will also establish consulates at locations to be agreed upon by the two Governments.

Article II

912

ം പ

1114

Korean Proposal:

It is confirmed that all treation or agroements concluded between the Empire of Korea and the Empire of Japan on or before August 22, 1910 are mull and void.

232

.....

Japanese Proposal:

It is confirmed that all treaties or agreements concluded between the Empire of Japan and the Empire of Korea on or before August 22, 1910 have become null and void. (have no effect)

Article III

Korean Proposalt

It is confirmed that the Government of the Republic of Kerea is the only lawful Government in Kerea as declared in the Resolution 195(III) of the United Nations General Assembly.

Japanese Proposals

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only such lawful Government in Korea as is specified in the Resolution 195(III) of the United Nations General Assembly.

Article IV

(a) The High Contracting Parties will be guided by the Principles of the Charter of the United Nations in their mutual relations.

\$13

1115

233

. 1 ...

and in sec.

مه مومرور م

(b) The High Contracting Parties will cooperate in conformity with the principles of the Charter of the United Nations in promoting their mutual welfare and common interests.

Article Y

The High Contracting Parties will enter into negotiations for the conclusion of treaties or agreements at the earliest practicable date to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and a friendly basis.

Article VI

The High Contracting Parties will enter into negotiations at the earliest practicable date for the conclusion of an agreement relating to civil air transport.

Article VII

The present Treaty shall be ratified. The instruments of ratification shall be exchanged at as soon as possible. The present Treaty shall enter into force as from the date on which the instruments of ratification are exchanged.

\$14

٠.

1.1

1116

254

1

IN WITNESS WHEREOF, the respective Plenipotentiaries have signed the present Treaty and have affixed thereto their scale.

- 5 -

DONE in duplicate at on this day of of the year one thousand nine hundred in the Korean, Japanese, and English languages, each text being equally suthentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall provail.

FOR THE REPUBLIC OF KOREA:

FOR JAPANE

....

235

1117

S15

CUNFIDENTIAL

(Preliminary translation)

::

236

1965.2.15.

Article V

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only such lawful Government in Korea as is specified in the manning of the Resolution 195(111) of the United Nations General Assembly.

Artiele VI

It is confirmed that all treaties or agreement coneluded between the Empire of Japan and the Empire of Korea on or before August 22, 1910 have become null and void. (have no offect)

1118

\$16

P237

大韓民国外務部

番号: JAW-02346 日時:2.16.11:46

着信暗号電報

受信人:金東祚大使

発信人: 李圭星公使

- 1.「基本関係に関する条約」は昨15日の委員会で、韓国政府の唯一合法性の確認及び旧条 約等の無効確認に関する表現の2個点を残して置いて、その他の諸問題点を全部解決し 条約全体に合意しました。
- 2. 広瀬参事官が今朝、本職に連絡して来たところによれば仮調印ができる場合、その当事 者は今までの各種先例を研究したが、外務大臣が仮調印をした例がなく、結局後宮局長 がすることで決定したそうです。この場合、必要ならば後宮局長を首席代表代理に任命 できるそうです。また後宮局長が仮調印することが韓国側の事情で難しい場合、ソウル で両外相が基本関係条約を仮調印するという原則及び日時に合意し、同日時に東京で両 側首席代表間で仮調印する方法があるのではないかという意見を表明して来たので、参 考になさるよう願います。仮調印時は先に英文原本に仮調印し、翻訳文を後に付けるこ とになったが、日本側は暫定翻訳文を今度持って行くそうです。 終

P238

大韓民国外務部

番号: JAW-02350 日時:2.16.13:57

- 着信暗号電報 受信人:長官
- 発信人 : 駐日大使代理
- 写本:金東祚大使

基本関係条約に関する報告

- 1. 通商航海条約の経過規定に関して:
 - (1) 日本側は下のような案を提示し、条約案が仮調印される場合、同諒解事項も INITIAL しようと提議した。

"THE FOLLOWING UNDERSTANDING IS REACHED ARTICLE V OF THE DRAFT TREATY ON BASIC RELATIONS WHICH IS INITIALED ON.....,1965; THE REPRESENTATIVES OF THE TWO GOVERNMENTS WILL CONTINUE DISCUSSIONS AT THE COMMITTEE ON BASIC RELATIONS WITH A VIEW TO AGREEING ON INTERIM ARRANGEMENTS(INCLUDING MEASURES CONCERNING REVISION OR REPEAL OF THE TRADE AGREEMENT, FINANCIAL AGREEMENT AND INTERIM SHIPPING AGREEMENT WHICH ARE CURRENTLY APPLIED IN PRACTICE) TO BE APPLIED DURING THE PERIOD FROM ENTRY INTO FORCE OF THE SAID TREATY TO CONCLUSION OF TREATIES OR AGREEMENTS ON COMMERCE AND NAVIGATION.

- (2) これに対してわが側は別途に暫定規定を置くのではなく、3 個の暫定協定をその枠の中で修正するという点と、これを基本関係委員会(または韓日会談全般)と分離して貿易会談等で討議するという諒解と違うという点を指摘したところ、日本側もこれを認めながら、本件が討議される会談の性格に関しては縛られる考えがないので、これはわが側と協議して決定できることだという立場を見せた。したがってソウルで日本側が提示したような諒解事項が提起されるだろうから了知なさって下さい。
- (3) わが側は海底電線の分割と同電線の使用料処理問題も、上記のような諒解事項として 処理されなければならないと言ったところ、日本側はこれに異議なかった。同必要性がある 場合には、上記諒解事項の処理結果を見て適宜措置なさるのが良いものと思料されるの で具申します。
- 2. 前文のサンフランシス:平和条約及び国連決議 195 号の言及に関して:
 - (1) わが側は下のような3個方案を提示した。
 - (A) Recalling that the Treaty of Peace with Japan was singned at ... on Septmber 8, 1951 and that the Resolution on 195 () was adopted by on December 12, 1948 ;
 - (B) Recalling the relevant provisions of the Treaty of Peace with Japan singned at ...

Bearing in mind Resolution 195 () adopted by

- (C)わが側第2次草案のようにサンフランシスニ平和条約の関係規定だけを上記する。
- (2) これに対して日本側は、(A)案は受諾するのが難しく、(B)案のように分離する場合には応じられるという立場を見せた。(B)案においてはわが側が"Bearing in mind"は例示的なものであり、必ずしもそのような表現に制限するのではないという意を表明しておいた。
- (3) わが側は暫定的に日本側案のように合意して置いたが、今後ソウルで基本関係条約 が議論される時、わが側が上記した3個の方案の内、一個の形式を主張するかも知れ ないという条件付きで合意したのでこの点留意して、必要ならばソウルで調整なさって下 さい。
- 3. 韓国政府の唯一合法性の確認問題に関して:
 - (1) 日本側は文書で下のような案を提示した。

"....is the only lawful Government in Korea as is specified in the resolution 195()..."

また日本側は今まで提示していた案も、そのまま案として残しているという点を添加した。

(2) わが側は 2.12.の首席代表会談時、牛場審議官が".... (the) such only lawful Government in Korea as declared in the resolution...."という表現で提議したこ とがあり、日本側提案は同表現より後退したものだと言ったところ、日本側は口頭 で提案したものなので誤解があったかも知れないが、in the meaning of という表現なら the only lawful と言えるが、such.....asの表現を使う場合には上記したような語句になるべきだろうという説明があった。

また日本側は SPECIFIED の他に DESCRIBED または DECLARED 等の語句 を使えるだろうと言った。

- (3) わが側はまた"is"の表現が入るのはもっと後退した考えだと言ったところ、日本側 はこれをとても実質的な問題だと述べた。
- (4)日本側の上記のような態度は、事務陣で表現において日本側に最も有利な表現にしようという努力に見えるので、ソウルで討議なさる時にはこれにかえって介意しないのが良いと思料されますので具申します。(駐日政 -外亜北)

P241 協助箋

分類記号 外亜北490

題目 韓日基本条約においての航海条項問題

受信 通商局長 発信日時 65.2.16.

連:外亜北486(65.2.11)

- 連号で通商航海条約締結時までの経過措置に関する日本側案を貴局の検討のために送付したことがありますが、その後の基本関係委員会討議において、基本条約には経過規定を置かない代わり、現行3個暫定協定の枠の中で改正が必要な部分があれば、これを通商拡大及び貿易不均衡是正等のために開催される貿易会談で検討することに、両側間に諒解が成立したのでお知らせいたします。
- 2.上のような基本条約には商航海条約の早急な締結の意だけを規定し、経過規定を置かないことになったが、将来日本側は経過措置を備えるように貿易会談、または基本関係委員会で討議を提起することが確実なことに照らし、連号で送付した案を続けて検討なさり、貴局の見解を知らせて下さるよう願います。

亜州局長 延河亀

P242	大韓民国外務部

番号: JAW-02355 日時:2.16.16:13

着信暗号電報 至急

受信人:外務部長官(写本:金東祚大使)貴下

発信人 : 駐日大使代理

- 題目: 基本関係条約に関する報告
- 当部崔政務課長は今日 14:00 から約 1 時間日本外務省広瀬参事官及び松永条約課長と会合し、昨 15 日の基本関係委員会第 13 次会議で合意された条約案の相互確認を行った。
- 2. 駐日政 722-54 で報告した草案と間違いないことを確認したところ、下記点を訂正したので 了 知願います。

- 前文第4項の 'HAVE RESOLVED TO CONCLUDE THE PRESENT TREATY の次に ON BASIC RELATIONS を挿入することにし。
- (2) 第5条を下のように修正しました。

"THE HIGH CONTRACTING PARTIES WILL ENTER INTO NEGOTIATIONS AT THE EARLIEST PRACTICABLE DATE FOR THE CONCLUSION OF TREATIES OR AGREEMENTS TO PLACE.... "

(これはわが 側が第5条と第6条の表現を同一にするとい意味で、このように提議して決定したものである。)

- 3. 未解決点に関しては下の3個事項を確認した。
 - 前文の RECALLING 以下の項に関しては、JAW-02350 で報告したようなわが側の3個方案が PENDING になっているこ を確認した。
 - (2) 第2条の "ARE "と"HAVE BECOME "の対立があるこ を確認した。
 - (3) 第 3 条に関してわが側原案に対立して、日本側が"…THE ONLY LAWFUL GOVERNMENT IN KOREA IN(WITHIN) THE MEANING (SENSE) OF…."及び "THE ONLY SUCH LAWFUL … AS IS … "の案があるのだが、これに付加してわが 側は日本側が"…(THE) SUCH ONLY LAWFUL … AS DECLARED IN … "の表現 を除いたと理解していると述べた。日本側の両表現に関しては、今日中に日本文翻 訳文を提示すると言った。
 - (4) 日本側は 1910年以前の重要条約である乙巳保護条約、合邦条約等で「韓国政府」、「韓国皇帝陛下」等の表現があるのに照らして、EMPIRE OF KOREA の表現で今後問題がないかを打診して来た。わが側は一旦 EMPIRE OF KOREA が当時の国号だったのだから、これで問題がないだろうという立場を表明し、これを本国に報告すると述べたので次の点検討願います。
- 通商航海条項の経過規定に関する諒解事項に対して、日本側は下のような修正案を提議して来た。

某年某月某日に二者で署名(INITIAL)された基本関係に関する条約草案に関して、次のように諒解される。

- (1) 両国政府の代表者は同条約第5条に関して、同条約の発効から通商航海に関する条約、または協定の締結までの期間に適用される暫定的規定(ARRANGEMENT)(現在、事実上適用されている "貿易協定" "金融協定"及び"暫定海運協定"の改廃に関する措置を含む)に関して、同意するために基本関係委員会で継続協議することとす。
- (2) 両国政府の代表者は海底電線問題に関して、日本国との平和条約第4条C項の原則 を確認するための規定(ARRANGEMENT)に関して、同意するために基本関係委員 会において継続協議することとす。
- 5. 上記日本側案の(1)に対しては JAW-02350 第1項(2)で報告したようなわが側の立場を再度表 明し、(2) に対しては 海底電線の均等分割問題以外に、第3国の使用料問題も含まれ、遅くとも

基本条約調印時までに 解決されなく てはならないという 立場を表明しておいた 。

6. 日本側はソウルで本基本関係条約案の韓国語案(仮訳)が提示されることを希望すると言うので、 準備なさるよ・願い、日本側は日本語案(仮訳)を中江法規局長が携帯するのて、そのようにご承 知願います。またソウルで仮調印することにな場合には、わが側が原本等を準備しなければな りません。(駐日政 -外亜北)

駐日代表部

駐日政 722-56

P245

1965.2.17.

受信:外務部長官

題目:基本関係条約草案及び関係文書送付

1965.2.16.午後韓日両国が交換している基本関係条約草案及び関係文書を別添送付しま す。

別添:1.基本関係条約に関する韓国側英文草案 2部

- 2. 基本関係条約に関する日本側英文草案 2部
- 3. 同条約第3条の規定に関する日本側代案(日英文) 2部
- 通商航海に関する暫定規定及び海底電線問題に関する日本側草案 2部 首席代表 金東祚

CONFIDENTIAL TRANSLATION

2

.......

246

1965. 2. 15.

1128

A CARDON S

Q

2

Joint Draft

.

TREATY ON BASIC RELATIONS BETWEEN THE REPUBLIC OF KOREA AND JAPAN

The Republic of Korea and Japan,

Considering the historical background of relationship between their peoples and their mutual desire for good neighborliness and for the normalization of their relations on the basic of the principle of mutual respect for sovereignty;

Recognizing the importance of their close cooperation in conformity with the principles of the Charter of the United Nations to the promotion of their mutual welfare and common interests and to the maintenance of international peace and security;

Recalling the relevant provisions of the Treaty of Peace with Japan, signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 and the Resolution 195(111) adopted by the United Nations General issembly on Desember 12, 1948;

\$26

Have resolved to conclude the present Treaty on Basic Relation have accordingly appointed as their Plenipotentiaries,

The Government of the Republic of Korea:

The Government of Japans

0

2

Who, having communicated to each other their full

···

powers found to be in good and due form, have agreed upon the following articles:

Article 1

Diplomatic and counsular relations shall be established between the High Contracting Parties. The High Contracting Parties shall exchange diplomatic enwoys with the Ambassadorial rank without delay. The High Contracting Parties will also establish consulates at locations to be agreed upon by the two Governments.

Article 11

Korean Proposal:

It is confirmed that all treaties or agreements concluded between the Empire of Korea and the Empire of Japan on or before August 22, 1910 are null and woid.

247

St. Jack you

-

· · · · · · · · · ·

827

· · · · ·

1

1129

et a data da L

1 4

The strends of

*

Japanese Proposal:

0

~

. .

248

It is confirmed that all treaties or agreements concluded between the Empire of Japan and the Empire of Korea on or before August 22, 1910 become null and void. (have no effect)

0

0

Article 111

Korean Proposal:

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful Government in Korea as declared in the Resolution 195(111) of the United Nations General Accembly.

Japanese Proposal:

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only such lawful Government in Korea as is specified in the Resolution 195(L11) of the United Nations General Assembly.

Article 1V

(a) The High Contracting Parties will be guided by the Principles of the Character of the United Nations in their mutual relations.



(b) The High Contracting Parties will cooperate in confirmity with the Frinciples of the Character of the United Nations in promoting their mutual welfare and common interests.

0

3

Article V

0

.

249

.....

The High Contracting Parties will enter into negotiations at the earliest practicable date for the conclusion of treaties or agreements to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and friendly basis.

Article VI

The High Contracting Parties will enter into negotiations at the carliest practicable date for the conclusion of an agreement relating to civil air transport.

Article VII

The present Treaty shall be ratified. The instances of ratification shall be exchanged at as soon as from the date on which the instruments of ratification are exchanged.

829

IN WITNESS WHEREOF, the respective Plenipotentiaries have signed the present Treaty and have affixed thereto their seals.

0

.....

DOWN in duplicate at on this day of of the year one thousand nine hundred in the Korean, Japanese, and English languages, each text being equally suthentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

FOR THE REPUBLIC OF KOREA:

0

ŝ

FOR JAPAN:



CONFIDENTIAL

1

251

(Freliminary translation)

À

1965. 2. 13.

(Draft)

The following understanding as reached regarding Article 111 of the Draft Treaty on Basic Relations which is initialed on , 1965:

0

-

The Representatives of the two Governments will continue discussions at the Committee on Basic Relations with a view to agreeding on interim arrangements (including measures concerning revision or repeal of the Trade Agreement, Financial Agreement and Interim Shipping Agreement which are currently applied in practice) to be applied during the period from entry into force of the said Treaty to conclusion of Treaties or agreements on commerce and navigation.

1134

\$31

																									-	
			CDATE:	1526	120	an taka					1.126-1			199900		i i i i i i i i i i i i i i i i i i i			titi i ti							
1	1) 13				0	l							1	亟	ノーイ					1,-,						
	未	定	稿												19	76	5.	2		6						
				日	本	国	٤	大	韓	民	围	૮	Ø	間	0											
				基	本	网	係	K	関	す	る	条	約	(3	₹)											
		日	本	R	及	び	大	韓	民	R	は	×														
		両	国	民	間	Ø	関	係	0	歴	史	的	背	景	ર	蕃	隣	阕	係	及	び					
	主	櫷	0	相	互	尊	重	0	原	則	K	基	う	۲	両	E	間	0	阕	係	0					
	正	常	化	を	相	互.	k	希	蟚	す	る	ح	ષ્ટ	ટ	を	考	慮	ι								
																益				Ø	た					
																持										
																7 7										
	ーナ																**	11	<i>لا</i> ت.	לעט)]					
	,																									
																ラ					1					
	で	署	名	2	n	た	Ħ	本	E	と	0	平	和	条	約	0	関	係	規	定	及					
												-			124	連	合	総	会	で	採					
	択	さ	n	た	決	識	1	9	5	(11)	を	想	起	L	•											
		٢	0	基	本	関	係	K	関	す	る	条	約	を	締	耛	す	る	ک	ર	K					
														2							1	13) =			
											93	32											,0		11.5°	

1.4

.

0 0 1 * 2 決定し、よつて、その全権委員として次のとお り任命した。 日本国政府 大韓民国政府 これらの全権委員は、互いにその全権委任状 を示し、それが良好妥当であると認められた後、 次の諸条を協定した。 第1条 両締約国間に外交及び領事關係が開設される。 両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅 滞なく交換するものとする。また、両締約国は、 両国政府により合意される場所に領事館を設置 する。 1136 833 253

0 0 ---ý 3 第2条 1910年8月22日以前に大日本帝国と大 韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協 が確認される。 第3条 大韓民國政府は、國際連合総会決議/95(四) に明記されているような朝鮮にある合法的な政 府として唯一のものであることが確認される。 第4条 両締約国は、相互の関係において、国際連 (a) 合憲章の原則を指針とするものとする。 (b) 両締約国は、その共通の福祉及び共同の利 益を増進するにあたつて、国際連合憲章の原 則に適合して協力するものとする。 1138 1137 \$34 24







(Draft)

0

114

1965.2.16.

Article III

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful Government in Korea in the sense of the Resolution 195(III) of the United Nations General Assembly.

第 3 条

大韓民国政府は、国際連合総会決議/95回の意味における朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。



1 1.18 12 ŝ. (案) 1965. 2. 16 年 月 日に頭字署名された基本関 係に関する条約草案に関し、次のとおり了解され 3. 会合了" -231 (1) 両国政府の代表者は 同条約の発効から通商航海に関する条約又は協 定の締結までの間に適用されるべき 暫定的取種 ◆現在 ★ 未 適用されている「貿易協定」 、「金 融協定」及び「暫定海運協定」 措置を含む。)について同意するため かい 係委員会において引き続き協議するものとする。 1 71 212 21 (の)両国政府の代表者は、海底電線問題に関し、 日本國との平和条約第4条。項の原則を確認す るための取極について同意するため、基本関係 委員会において引き続き協議するものとする。 年 月 Π 1145 \$38 258 * ÷.






P259~261の韓国語訳

P259 基本関係条約においての未解決問題点対照表

1965.2.19.

韓国側

日本側

1. 前文の内、Recalling 以下の部分

.

(暫定的に日本側案に合意)

- 2. 第2条(旧条約無効確認条項)
- P260 • • • •
- 3. 第3条(唯一合法性確認条項)

.

- 4. 通商航海条項の内、経過措置及び海底電線分割に関する別途合意
 - (1) 別途に経過規定を置かずに 3 個暫定協定の枠内で修正

するようにする。

- P261
 - (2) これを基本関係委員会(または 韓日会談全般)と分離して討議 するようにする。

本問題の討議において、討議された会談の 性格に縛られる考えはない。

· · · · · · · · · ·

P262	大韓民国外務部	番号: WJA-02252
発信電報		日時:2.19.11:05

受信人:駐日大使代理

- 1. 基本関係未解決点に関して昨日討議が進行したので、(延局長、東北及び条約課長、後宮、 黒田、中江出席)
 - イ、旧条約無効確認条項 : わが側は are null and void を固執したのに対して、日本側は are already null and void を提示した。
 - ロ、合法性確認条項: the only lawful government の部分を確定させ(only の前後に such のような単語を挿入する form は考慮しないことにした)、as declared in の代わりに as referred to in, as recognized in, as stipulated in(わが側案)、as specified in(日本 側案)の案らが提示され相互検討することにした。
 - ハ、前文 recalling 以下の部分、及び通商航海条項の内経過措置等に関する別途合意問題 に関しては、原則的な合意をみた。
 - ニ、上記イ、ロ項に関しては各自上部に報告した後、今日19日再度会合することにした。
 - 2. わが側としては前記1項イ、において are null and void を最後まで固守し、ロ、にお

いては前記 4 個の代案の内、どれかひとつで落着させるつもりだが、貴下は即時牛場 首席代理と接触し、わが側案を日本側が受諾するように折衷した後、結果を早急に報 告しなさい。 (外亜北)

長官

P264

大韓民国外務部

番号: JAW-02415 日時: 2.19.15:47

着信暗号電報 至急

受信人:外務部長官貴下

発信人: 駐日大使代理

対:WJA-02252

対号指示に従って当部李圭星公使は今日 12:50 に牛場首席代表代理と面談をしたので、 同結果を下のように報告します。

- 今朝牛場審議官と藤崎条約局長が佐藤首相を訪問し、両側の立場を報告した後、新しい 訓令を受け、これをソウルに打電したそうです。
- "ARE NULL AND VOID"に関しては、韓国側から"ARE HEREBY(これによって) NULL AND VOID"という提案があり、日本側としては"HEREBY"という用語が良くな く、"ALREADY"という表現が良いものと思われるが、韓国側がこれを主張するとその まま落着せよという内容で訓令をしたと言う。(李公使が受けた印象では日本側が"ARE NULL AND VOID"は受諾するのが難しそうである)また日本側は"ARE HEREBY NULL AND VOID"とする場合にも、INITIAL 時にそれが遡及して無効化するという解 釈ではないと点を、口頭でも表明して INITIAL するということである。
- 3. 韓国政府の唯一合法性問題に関しては、日本側としては"AS DEFINED IN""AS RECOGNIZED IN""AS STIPULATED IN""AS SPECIFIED IN"の4個の代案が提起されていると報告を受けており、"AS SPECIFIED IN"が日本側案という報告を受けていないそうです。これに関して牛場審議官は、日本側の立場としては上記したように4個の代案を受諾するのが難しいので、"IN THE SENSE OF THE DECLARATION IN"の表現をするように訓令したと言います。(これに関連して李公使が受けた印象としては、日本側が最終段階で"AS SPECIFIED IN"の表現を受諾しそうです。)
- 4. 牛場審議官は昨日、主に実務者間でこの問題が議論されたので、これを円満に解決する ため椎名外相に外務部長官、若しくは国務総理と接触して、政治的な解決を企図するようにせよという訓令を受けたと述べた。
- 5. 日本側はまた今日の夕方7時、または明日の朝7時にソウルとこの問題に関して、再び 連絡することになっていると附言した。
- 6. 牛場審議官は日本側としても今回の椎名訪韓時に、基本関係に関する条約案を INITIAL することを希望するという意思を表明したことがある。(駐日政 -外亜北)

大韓民国外務部

番号: WJA-02280 日時:2.20.13:00

発信電報

P266

受信人:駐日大使代理

基本関係条約に完全な合意を得て、今日 20 日午後 2 時外務部で、延亜州局長と後宮局 長の間で仮調印することになった。重要部分の合意内容は下の通り。

- (1) Recalling 以下の部分:日本側案通りにすることにした。
- (2) 旧条約無効確認条項: are already null and void とする。
- (3) 唯一合法性条項: as specified in とする。
- (4) 通商航海別途合意: 原則的な合意をみて、具体的な文書を作るのは東京で後にすることにした。(外亜北)

P267 下記文案は 1965 年 2 月 20 日呉条約課長と中江法規課長間で合意されたもので、 追って東京で公式文書に作成されるものと諒解する。 条約課長 サイン

仰高裁 東北亜課長 亜州局長 次官 長官 通商振興課長 通商局長 (それぞれサイン)

1122 现在通用3九了~3 「爱恩協定」「金融、協定」及小「有定海逻的之」及小「有定海逻的定」及小 まからかる 倉ない がって、事重上週間かることに つき 1962年 4月 28日に 合意な 1965年2月20日基本関係に 関53 掛約 準要にはま3 1=シャルの陰 次のとかり 3年をれた、 (1) 雨園 成府の 代表前は、通当と (2) 849 2692 0 0

1128 (本)のかいざいいいい 初3子ろより明れたれ ほんわか という をたいたな (0) 丙國政府の代表者は、海空電線、問題に関し、日本國との予約條約 第十條(し)理に関する取り起めについて国意めため、通知と認められる 会に 大きまれたか だって、川き焼き 協議する しんと かう. まっとり 沙安ち 手取に ついて CA 20 269 0

P269 最後の韓国語の部分

(注)分割だけでなく、第3国から支払われた使用料問題を含むものと諒解された。

P270 起案紙

起案者 東北亜課 金太智

起案年月日 65.2.23

分類記号 文書番号 外亜北 722-2945

経由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 韓日間基本関係条約において通商航海条項及び海底電線問題に関する別途諒解

標記に関して別添のような諒解が1965.2.20.韓日両側間でなされたが、公式文書で作成す る手続きは東京で行うことになったので、日本側と協議して必要な手続きを取られるよう 願います。

有添:前記諒解に関する文案 1部 終

P271 (案)

1965年2月20日基本関係に関する条約草案に対する仮調印に際して、次のようは諒解された。

- (イ) 両国政府の代表者は、適当だと認められる会合において、事実上適用されるものとして 1952 年4月28日に合意され現在適用されている "貿易協定"、"金融協定"及び"暫定海運協定" と、またその他必要な事項に対して検討することする。
- (ロ) 両国政府の代表者は海底電線問題(注)に関して、日本国との平和条約第4条(C)項に関 する措置に対して同意を得るために、適当だと認められる会合において、継続して協議す ることとする。

(注)分割だけでなく、第3国から支払われた使用料問題を含むものと諒解された。

 P272
 大韓民国外務部
 番号: JAW-02114

 着信暗号電報
 日時: 2.22.19:00

 受信人:長官

 発信人:駐米大使

当官、事務処理上参考にしようとするので、去る19日仮調印した韓日基本条約原文を、 次のパウチ便で送付して下さるよう願います。(東北亜)

P273 起案紙

起案者 東北亜課 金太智

起案年月日 65.2.24

分類記号 文書番号 外亜北 722 統制官 2.14

経由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 韓日間基本関係条約写本送付

1965.2.20.韓日両側間で仮調印された基本関係条約写本を送付します。

- 有添: 韓日間基本関係条約写本 2部 終
- P274 協助箋

分類記号 外亜北505

- 題目 韓日基本条約においての航海条項に関する別途諒解
- 受信 通商局長 発信日時 65.3.2.

亜州局長 延河亀

- 標記に関して別添のような諒解が 1965.2.20.韓日両側間でなされたが、公式文書で作成 する手続きは東京で行うことになったので、日本側と協議して必要な手続きを取られる よう願います。
- 有添:前記諒解に関する文案 1部 終
- 2. 日本側と-- 準備
- P275 (案)

1965年2月20日基本関係に関する条約草案に対する仮調印に際して、次のように諒解された。

- (イ) 両国政府の代表者は、適当だと認められる会合において、事実上適用されるものとして 1952 年4月28日に合意され現在適用されている "貿易協定"、"金融協定"及び"暫定海運協定" と、またその他必要な事項に対して検討することとす。
- (ロ)両国政府の代表者は海底電線問題(注)に関して、日本国との平和条約第4条(C)項に関 する措置に対して同意を得るために、適当だと認められる会合において、継続して協議す ることとする。
- (注)分割だけでなく、第3国から支払われた使用料問題を含むものと諒解された。



P277 起案紙

起案者 東北亜課 金太智

起案年月日 65.3.9.

分類記号 文書番号 外亜北 722 統制官 2.14

経由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 資料送付

椎名悦三郎日本外相訪韓と基本関係問題の交渉経緯に関する資料を送付するので参考に なさるよう願います。

有添: 同資料 各1部 終

別添物は韓日関係週刊報告綴りに備置されています。

P278 <u>韓日間基本関係条約に関する交渉経緯</u>

1965年2月 外務部 亜州局

P279 内容

1. 基本関係問題に関する交渉経緯

2. 基本関係条約に関する両側最初案対照表

- 3. 基本関係条約両側の立場対照表(韓日外相会談直前現在)
- 4. 大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約(国文=ハングル)
- 5. 大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約(英文)
- P280 基本関係問題に関する交渉経緯

1965.2.20.

- 韓日間の基本関係条約が1965.2.20. 両国間で仮調印されることで、韓日会談の懸案の一 つである基本関係問題に関して、両側間で最終的な合意を得ることになった。これで第2次世 界大戦の終了以後、韓日間の過去関係のせいで発生した諸懸案問題解決のために開催さ れた韓日会談が、1951年10月20日最初に始まりを見て以来、満13年4か月ぶりでまず基 本関係問題に関して、条約文案に対する合意に至るようになり、これによって他の懸案問題に関 する交渉も促進されるだろうと期待される。
- 2. 基本関係問題は文字通り両国間の基本関係を扱うものであり、基本関係条約という国際条約上慣例が少ない名称を借りるようになったのは、両国間の特殊な過去関係に照らして起きたことだ。韓国は第2次大戦の結果独立を再び取り戻すことになたし、一方日本は1952年4月28日に発効した平和条約で主権を回復して、両側間の国交関係を正常化させる必要が生じたが、今回仮調印された基本条約はこのようた目的と併せて、過去関係を清算することを目的としている

もので ある。

- 3. 基本関係問題は第1次韓日会談開始以来、韓日会談の議題の一つになり、基本関係委員会で 議論されて来た。会談初期である第1次、第2次、第3次会談では、両側間で条約案を交換したこ とがあるが、当時日本側が会談自体に消極的な態度を持ち、両側間の見解の差が顕著に露呈 されることで、効果的な成果を得られなかったし、以後第4次、第5次会談では他の懸案問題の 討議を先行させ、追って基本関係問題を扱うという 諒解下で会談が進行したので 討議がなかっ た。
- 基本関係問題に関する討議を比較的活発に持つようになたのは第6次末期及び第7次会談で始まるが、第6次会談においては二度にわたる会議を持つことで終わじ昨年12月3日から開かれた第7次会談に入って初めて本格的な討議に入った。
- 5. 本格的な討議に入るに際して、わが側としては 基本関係条約において、特に強調を置き充分 に貫徹しなければ ならない こととして、下のような点を考慮した。
 - 1) 基本関係合意文書の形式と名称においては、条約とする。
- 2) 過去大韓帝国と日本帝国間に締結された条約及び協定等の無効確認条項を置く。
- 3) 大韓民国政府の唯一合法性確認条項を置く。
- これに対して日本側は下のよな点を最初、強力に主張した。
- 1) 基本関係合意文書の形式と名称は、共同宣言とする。
- 2) 旧条約無効確認条項は置く必要がない。
- 3) 国連決議が認める限度内において大韓民国政府の唯一合法性は認めるが、現実的に管轄 権が以南だけに及ぶという事実が考慮されなければならない。
- 4) 独島問題も懸案問題の一つとし 扱われなければならない。
- 前記の問題点は両側が皆一緒に深刻に考慮しなければらない点なので、最初から両側は著しい見解の差異を露呈させたが多くの紆余曲折を経て、外相会談直前まで前記の各問題点の中から、大韓民国政府の唯一合法性確認条項と旧条約の無効確認条項においての表現問題を除き、他の問題点に関して下のように合意を得られることになった。
- 1) 基本関係の合意文書の形式と名称を条約とする。
- 2) 独島問題は基本関係条約で言及しないこととする。
- 6. 日本椎名外相が65.2.17.訪韓した機会に開催された外相会談に際して、両側は残った二つの 問題の表現問題において、色々な代案を相互提示し交渉を進行させた結果、唯一合法性確認 条項においては、1948年12月12日国連総会で採択された決議195()で明示されたように、大 韓民国政府が韓半島に置いて唯一な合法政府であることを確認する、という規定で、旧条約無 効確認条項においては、大韓民国と日本諸国間に締結された全ての条約及び協定が、既に無 効であるこを確認する、ということで落着したし、遂に全ての問題で最終的な合意に至ることに なったのである。
- 7. 上のようた合意があったので、1965.2.20.韓日両外相が出席した場所で、わが側からは延河亀 亜州局長、日本側からは後宮虎男アジア局長が本条約を仮調印した。

- 8. 両国間で仮調印された 条約文案は別添の通いで、交渉過程において両側が維持していた 立場 は別添表の通い。
- P284

基本関係条約に関する両側最初案対照表

1965.1.26.現在

問題別	韓国側	日本側
1. 名称	大韓民国と日本国間の	日本国と大韓民国間の
	基本条約	<u></u>
2. 前文	両国の <u>過去関係の清算の必</u>	両国の善隣関係を互いに希望する
	<u>要性を考慮し</u> 、また善隣関係及	ことを考慮し
	び <u>主権相互尊重の原則に立脚</u>	
	<u>した両国間の関係の正常化を</u>	
	相互希望することを考慮して、	
	両国の共通の福祉及び <u>共同</u>	両国の共通の福祉を増進すること
	<u>の利益</u> を増進して、 <u>アジア及び</u>	を希望し
	<u>その他地域においての</u> 平和及	<u>両国間の外交関係の設定が</u> 国際平
	び安全を維持するのに、 <u>緊密に</u>	和及び安全の維持に <u>寄与することを</u>
	<u>協力することが意義深いこと</u>	認め、
	<u>であることを</u> 認識し、	
	両国間懸案問題の公正で公	
	<u>平な解決が、両国の将来関係の</u>	
	安定した基礎樹立に大きく寄	
	<u>与することを確信し</u> 、	
		<u>日本国が 1951 年 9 月 8 日サンフラ</u>
		<u>ンシスコ市で署名された日本国との</u>
		<u>平和条約第2条(a)項によって韓国の</u>
		<u>独立を承認したことを考慮し、</u>
		国際連合総会が1948年12月12
		日に朝鮮の独立問題に関する決議
		<u>195()を採択したことを想起し</u> 、

3. 本文		
イ、永続的平和	 (第 1 条) 両締約当事国間と国	
と永久的友	民間に永続的平和永久的友好	
好関係条項	 関係が存在する。	
ロ、韓国政府の		
唯一合法性	<u>島において唯一な合法政府であ</u>	
確認条項	<u>ることを確認する</u> 。	
八、旧条約無効	(第3条) <u>1910年8月22日また</u>	
確認条項	はそれ以前に大韓帝国と日本帝	
	国間に締結された 全ての条約及	
	<u>び協定が無効であるこを確認</u>	
	<u>する</u>	
二、外交領事関	(第4条) <u>両締約当事国は外交</u>	(第2条) 日本国と大韓民国間に外交
係樹立条項	及び領事関係を樹立する。	及び領事関係が開設される。両国は大
		<u>使の資格を持つ外交使節を遅滞なく</u>
		<u>交換する また両国は両国政府によっ</u>
		<u>て合意された場所に領事館を設置す</u>
		<u>ත</u> .
ホ、通商航海条		(第4条)(ィ)日本国と大韓民国は両国
項	の貿易、海運及びその他通商上	の貿易、海運及びその他通商上の関
		係を、安定して友好的な基礎の上に
	礎の上に置くための条約、また	置くために条約、または協定を締結
	は協定を可能な限り早急に統	するための交渉を <u>実行可能な限り早</u>
	<u>結するために努力する</u> 。	<u>急に開始する。</u>
		(ロ) <u>関係条約または協定が締結される</u> 問
		<u>間·····</u>
▲ 口 明龄穴室		
へ、民間航空運	(第6条)両締約当事国は民間	(第5条)日本国と大韓民国は民間航 家運輸に開まて協会を続けまてため
輸条項	航空運輸に関する協定を <u>可能</u>	空運輸に関する協定を締結するための の な 迷 を 実 行 可 能 な 限 い 民 会 に 関 が
	<u>な限り早急に締結するために</u> 怒力する	の交渉を <u>実行可能な限り早急に開始</u> オス
ト、懸案問題解	<u>努力する</u> 。 (第7条-第11条) 在日韓人法的	<u>する</u> 。 (第 1 条) 日本国と大韓民国は両国間
ト、恋条问遮杵 決原則及び	(第7泉-第11泉) <u>往口韓久法的</u> 地位問題、一般請求権問題、漁	(第一宗) <u>日本国と入韓氏国は回国间</u> の外交関係の開設に先立って解決、
ア原則及び 別途協定条	<u>地位问题、一般崩水惟问题、</u> 業問題、船舶請求権問題、文化	<u>の外交関係の用設に元立って解決、</u> または処理されることが希望される
」	<u>素问題、加加請求権问題、文化</u> 財請求権問題に関する規定を	と考慮される諸懸案が、今日署名さ
切	置く。討議進行に沿い追って案	<u>こち慮される諸恐柔が、ラロ者石さ</u> れた下記の関係諸協定によって解
		1000100000000000000000000000000000000

	を提出することにする。	決、または処理されたことを確認す
		<u>5.</u>
		<u> </u>
チ、海底電線分	(第12条) 大韓民国と日本国は	
割関係条項	連結する海底電線は、2等分で	
刮闭示示项		
	<u>分割するか、韓国は韓国の終点</u> 施設、連結する電想の半八ヶ保	
	施設と連結する電線の半分を保	
	<u>結する終点施設を保有する</u>	
リ、批准及び	(第13条)本条約は批准され、	(第7条)本・・・は批准されなけれ
用語	批准書は可能な限り早急	
	に・・・で交換される。	された関係諸協定の中で、批准を要
		する協定の批准書が全て交換された
		<u>後</u> 、可能な限り早急に・・・で交換
	本条約は批准書が交換され	される。
	た日から効力を発生する。	本・・・は、批准書が交換された
	・・・で同等に正文である韓	日から効力を発生する。
	国語、日本語及び英語で、本書	(第8条)本・・は日本語、韓国語
	2 通を作成した。解釈に相違が	及び英語で作成される。解釈に相違
	ある場合には、英語本に従う。	がある場合には、英語本に従う。
ヌ、国連憲章原		(第3条)(イ) <u>日本国と大韓民国は、両</u>
則遵守条項		国の相互関係において、国際連合憲
		<u>章第2条の原則を指針とする</u> 。
		(ロ) <u>日本国と大韓民国は、国際連合</u>
		<u>憲章の原則に沿って協力し、特に経</u>
		<u>済分野においての友好的協力を通じ</u>
		<u>て、両国の共通の福祉を増進する</u> 。
ル、紛争処理条		(第6条)本の解釈及び適用から発
項		生する紛争は、まず交渉によって解決
		し、交渉開始から6ヵ月の期間内に解
		決に至らない 場合には、ある一方の締
		約国の要請によって、国際司法裁判所
		に決定のために付託する。

P289

基本関係条約両側の立場対照表 (韓日外相会談直前現在)

[65.2.18]

問題別	韓国側	日本側
1. 名称	大韓民国と日本国間の基本関係条約	
	(合意)	
2. 前文		
イ、過去関係を	両国国民間関係の歴史的背景	と主権相互尊重の原則に依拠した友
表現する句	好善隣関係、及び両国関係の正常化に関する両国の共通的な希望を考	
節	慮し	
	(合意)	
ロ、国連憲章の	国際連合憲章の原則に沿って、	両国の共同福祉及び共通の利益の増
原則に沿う	進と、また国際平和と安全の維持のために密接に協助することが重要	
共同福祉向	であることを認識し	
上と国際平	(合意)	
和安全維持		
のために協		
力するとい		
う句節		
八、平和条約の	ィ)西暦 1951 年 9 月 8 日サンフ	西暦 1951 年 9 月 8 日サンフランシ
関係条項を	ランシスコ市で署名された	スコ市で署名された日本国との平和
引用する句	日本国との平和条約の関連	条約の関連条項と、 <u>西暦 1948年 12</u>
節	条項を回顧し、	<u>月 12 日国際連合総会で採択された</u>
	<u> 西暦 1948年12月12日国</u>	<u>決議 195()号</u> を回顧し
	<u>際連合総会で採択された決</u>	
	<u>議 195()号に留念し</u>	
	ロ) <u>日本国との平和条約が</u>	
	<u>1951 年 9 月 8 日サンフラン</u>	
	<u>シスコ市で署名されたこと</u>	
	<u>と、決議 195()号が国際連</u>	
	<u>合総会で採択されたことを</u>	
	<u>回顧し</u> 、	
	ハ)日本側案と同じ。	
	(暫定的に日本側案を受諾)	

二、懸案問題の		
解決が将来	削除することにし。	
関係の基礎		
樹立に寄与		
するという		
句節		
3. 本文		
イ、恒久的平和		
と永続的友	削除することにし。	
好関係に関		
する条項		
ロ、韓国政府の	大韓民国政府が国際連合総会	大韓民国政府が国際連合総会決
唯一合法性	決議 195 号()で <u>宣言されたよ</u>	議 195 号() <u>が意味する範囲内で</u> 、
確認条項	<u>うに</u> 、韓国において唯一の合法的	韓国において唯一の合法的な政府
	な政府であるこを確認する。	であるこを確認する。
		(代案)
		大韓民国政府が国際連合総会決
		議 195()で <u>宣言された(明示され</u>
		<u>た、記述された)</u> ような、 <u>(そのよう</u>
		<u>な)</u> 合法的な政府である <i>こ</i> とを確認す
		రె.
ハ、旧条約の無	西暦 1910 年 8 月 22 日またはそ	西暦 1910 年 8 月 22 日またはそれ
効確認条項	れ以前に大韓帝国と日本帝国間	以前に大韓帝国と日本帝国間に締
	に締結された全ての条約、または	結された全ての条約、または協定が
	協定が <u>無効であるこ<i>陸</i>確認する</u>	<u>無効になったことを</u> 確認する。
二、外交及び領	両締約当事国間に外交及び領事関	係が樹立される。
事関係樹立	両締約当事国は遅滞なく大使級外交使節を交換する。	
に関する条項	両締約当事国はまた、両国政府によって合意された 場所に領事館を設置	
	する。 (合意	意)
木、(1) 通商航	両締約当事国は貿易、海運、その他通商関係を安定して友好的な基	
海条約締結	礎の上に置くために、実行可能な限り早急に条約、または協定締結の	
条項	ための交渉を開始する。	
<u> </u>	(合意)	

(2)経過措置	経過規定を本文に挿入はしないか、追って適切な会合で主に現行3個
	の暫定協定の枠内で検討することにす。
へ、民間航空運	両締約当事国は民間航空運輸に関する協定締結のための交渉を、実
輸協定	行可能な限り早急に開始する。
	(合意)
ト、批准条項	本条約は批准され、批准書は可能な限り早急に・・・で交換される。
	本条約は批准書が交換された日から効力を発生する。
	(合意)
チ、国連憲章に	(a) 両当事国は相互間の関係において、国際連合憲章の原則を指針と
関する条項	する。
	(b) 両当事国は国際連合憲章の原則に沿って、両国の共同福祉と共通
	の利益を増進させるにおいて協力する。
	(合意)
リ、諸懸案解決	
原則に関す	削除することにし
る条項	
ヌ、紛争処理	削除することにし
条項	
ル、海底電線分	基本関係条約から条項を削除し、代わりに別途合意に任せることに
割関係条項	した。

P294

基本関係問題実務者会議討議要約

- 1. 会議開催日時及び場所: 1965.2.18. 15:00-17:30 外務部会議室
- 2. 会議出席者:

韓国側: 亜州局長 延河亀

東北亜課長 金正泰

条約課長 呉在熙

- 日本側:アジア局長後宮虎男
 - 北東ア課長 黒田瑞夫

法規課長 中江要介

- 3. 未解決で残っていた下の問題点に関する討議の骨子は下の通り
 - (1) 前文(平和条約の関係条項及び国連決議の引用)

わが側は、韓国政府の唯一合法性、に関する規定において、韓国側の立場が充分に反映される時には、日本側の主張を受諾できるという立場を取った。

(2) 旧条約無効確認条項に関して:

わが側は旧条約が rare null and void, という立場を取ったところ、日本側から下の順序に よる暫定的な代案が提示された。このような代案の内、両側は最後に提示された rare already null and void, を検討した後、上部に報告することにし、日本側も上の暫定的提案に関して 本国政府に請訓することにし。

- \prec , ... are confirmed (as) null and void now
- \square, \cdots have been invalidated and are null and void
- M, ... are already null and void.
- (3) 韓国政府の唯一合法性確認条項に関して:

相互間色々な代案が下のように暫定的に提議されたが、相互検討してこれに対する最 終的な立場は、追って決定することにし。

韓国側: ィ、 as recognized by ・・・

 \Box , ... as stipulated by • • •

日本側: ィ、...as meant in...

 \Box , ... as defined by ...

 \mathcal{M} ... as specified by $\cdot \cdot \cdot$

日本側はこれに関して本国政府に請訓することにし。

- (4) 通商航海条項の内、経過措置及び海底電線分割に関する別途合意問題に関して:
 - ィ、通商航海条項の内、経過措置

両国政府の代表者は適切な会合で現在適用されている3個の暫定協定、及びその 他両側間で合意された事項を検討することにするという線に沿うことを合意した。

口、海底電線分割問題

平和条約第4条C項に関連する事項に対する処理のために、適切な方法で協議することにするということで合意した。

P297 (仮訳)

<u>大韓民国と日本国間の</u>

基本関係に関する条約

大韓民国と日本国は、

両国国民間の関係の歴史的背景を考慮し、また善隣関係及び主権相互尊重の原則に立脚した、両国間の関係の正常化を互いに希望することを考慮して、

両国の共通の福祉及び共同の利益を増進し、国際平和及び安全を維持するのに、両国が 国際連合憲章の原則に適宜、緊密に協力することが重要だということを認識し、

1951 年 9 月 8 日サンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定及び 1948 年 12 月 12 日国際連合総会で採択された決議第 195()号を想起し、

本基本関係に関する条約を締結することに決定し、従ってその全権委任を次のように任 命した。 大韓民国

.

日本国

.

これら全権委員は、その全権委任状を相互提示し、それが良好妥当だと認定した後、次の条項に合意した。

第1条

両締約当事国間に外交及び領事関係を樹立する。両締約当事国は大使級外交使節を遅滞 なく交換する。また両締約当事国は両国政府によって合意される場所に領事館を設置する。

第2条

1910年8月22日またはそれ以前に大韓帝国と日本帝国間に締結された、すべての条約 及び協定が既に無効であることを確認する。

第3条

大韓民国政府が、国際連合総会の決議第195()号に明示されたように、韓半島においての唯一な合法政府であることを確認する。

第4条

(イ) 両締約当事国は両国の相互関係において、国際連合憲章の原則を指針とする。

(ロ) 両締約当事国は、両国の共通の福祉及び共同の利益を増進するにおいて、国際連合 憲章の原則に適宜協力する。

第5条

両締約当事国は、両国の貿易、海運及びその他、通商上の関係を、安定して友好的な基礎の上に置くための条約または協定を締結するために実行可能な限り早急に交渉を始める。

第6条

両締約当事国は、民間航空運輸に関する協定を締結するための交渉を、実行可能な限り 早急に始める。

第7条

本条約は批准されなければならない。批准書は、可能な限り早急に・・・・で批准書を 交換する。本条約は批准書が交換された日から効力を発生する。 以上の証拠として、各全権委員は本条約に署名捺印した。

196 年 月 日・・・・で、同等に正本である韓国語、日本語及び英語本で本書2通を 作成した。解釈に相違がある場合には、英語本に従う。

大韓民国のために日本国のために

TREATY ON BASIC RELATIONS BETWEEN THE REPUBLIC OF KOREA AND JAPAN

The Republic of Korea and Japan, Considering the historical background of relationship between their peoples and their mutual desire for good neighborliness and for the normalization of their relations on the basis of the principle of mutual respect for sovereignty;

Recognizing the importance of their close cooperation in conformity with the principles of the Character of the United Nations to the promotion of their mutual welfare and common interests and to the maintenance of international peace and security; and,

Recalling the relevant provisions of the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 and the Resolution 195(111) adopted by the United Nations General Assemblt on December 12, 1948;

\$86

300

1197

Have resolves to conclude the present Treaty on Basic Relations and have accordingly appointed as their Plenipotentiaries,

The Republic of Morea:

C

Japan:

301

Who, having communicated to each other their full powers found to be in good and due form, have agreed upon the following articles:

. .

.

Article 1

Diplomatic and consular relations shall be established between the High Contracting Parties. The High Contracting Parties shall exchange diplomatic envoys with the Ambassarodial rank without delay. The High Contracting Parties

- 2 -

557

1198

will also establish consulates at locations to be agreed upon by the two Governments.

0

Article 11

It is confirmed that all treaties or agreements concluded between the Empire of Korea and the Empire of Japan on or before August 22, 1910 are already null and void.

Article 111

It is confirmed that the Government of the Republic of K_0 rea is the only lawful Government in Korea as specified in the Resolution 195(111) of the United Nations General Assembly.

Article IV

(a) The High Contracting Parties will be guided by the Principles of the Character of the United Nations in their mutual relations.

1199

4 · + + 3/34

26

888

(b) The High Contracting Parties will

cooperate in conformity with the principles of the Character of the United Nations in promoting their mutual welfare and common interests.

3

Article V

The High Contracting Parties will enter into negotiations at the earliest practicable date for the conclusion of treaties or agreements to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and friendly basis.

Article VI

The High Contracting Parties will enter into negotiations at the earliest practicable date for the conclusion of an agreement relating to civil air transport.

Article VII

The present Treaty shall be ratified. The

1200

26

883

instruments of ratification shall be exchanged at as soon as possible. The present Treaty shall enter into force as from the date on which the instruments of ratification are exchanged.

L'VY

IN WITNESS WHERROF, the respective Plenipotentiaries have aigned the present Treaty and have affixed thereto their, seals. DONE in duplicate at, this day of of the year one thousand nine hundred and sixty- in the Korean, Japanese, and English languages, each text being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

FOR THE REPUBLIC OF KOREA:

FOR JAPAN:

304

13

1201

COPY

within 25

TREATY ON BASIC RELATIONS BETWEEN THE REPUBLIC OF KOREA AND EAPAN

والمراجب والمشتقد الجارين والمراجب والمراجب والمراجب

The Republic of Korea and Japan.

Considering the historical background of relationship between their peoples and their mutual desire for good neighborliness and for the normalization of their relations on the basis of the principle of mutual respect for sovereignty;

1163

Recognizing the importance of their close cooperation in conformity with the principles of the Charter of the United Nations to the promotion of their mutual welfare and common interests and to the maintenance of international peace and security; and

Recalling the relevant provisions of the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 and the Resolution 195(111) adopted by the United Nations General Assembly on December 12, 1948;

Have resolved to conclude the present Treaty on Basic Relations and have accordingly appointed as their Plenipotentiaries.

The Republic of Korea:

Japant

Who, having communicated to each other their full powers found to be in good and due form, have agreed upon the following articles:

\$59

Article I

j P

...

......

Joe 1

Diplomatic and consular relations shall be established " between the High Contracting Parties. The High Contracting Parties shall exchange diplomatic envoys with the Ambassadorial rank without delay. The High Contracting Parties will also establish consulates at locations to be agreed upon by the two Governments.

1170

Article II

It is confirmed that all treaties or agreements concluded between the Empire of Korea and the Empire of Japan on or before August 22, 1910 are already null and wrid.

Article III

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful Government in Korea as specified in the Resolution 195(III) of the United Nations General Assembly.

Article IV

(a) The High Contracting Parties will be guided by the principles of the Charter of the United Nations in their mutual relations.

(b) The High Contracting Parties will cooperate in conformity with the principles of the Charter of the United Nations in promoting their mutual welfare and common interests.

Article V

The High Contracting Parties will enter into negotiations at the earliest practicable date for the conclusion of treaties or agreements to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and friendly basis.

.....

171

i milit anada

Article VI

Sec. 18

1 2

3.0

The High Contracting Parties will enter into negotiations at the earliest practicable date for the conclusion of an agreement relating to civil air transport.

Article VII

The present Treaty shall be ratified. The instruments of ratification shall be exchanged at as soon as possible. The present Treaty shall enter into force as from the date on which the instruments of ratification are exchanged.

IN WITNESS WHEREOF, the respective Plenipotentiaries have signed the present Treaty and have affixed thereto their seals.

DONE in duplicate at this day of

\$61



P309

大韓民国外務部

番号: JAW-06487 日時: 2.20.21:00

着信暗号電報 至急

受信人:外務長官

発信人: 首席代表

- 対:WJA-06302
- イ、韓日基本条約日本文テキストに関して、次のように両側の見解差異が解消できないで いるので、本件に関して至急回示願います。
 - 1.第2条の内「ALREADY」を、日本側は「もはや(原文ここだけ日本語)」と主張し、わが側は「既に(ここも日本語)」としなければならないと主張しています。
 - 2.第3条の規定の内「AS SPECIFIED・・・」を日本側は「明らかに示されているとお りの(日本語)」、若しくは「・・・ごとく(日本語)・・・」にしなければならないと主 張しています。即ち問題の部分を日本側は形容詞的に表現しようとし、わが側は副詞 的に表現しなければならないと主張するものです。
- ロ、以上の問題点の他は日本側の表現をそのまま受諾したし、特に第3条の中の「IN KOREA」を「朝鮮にある」と表現するのに同意したことを参考になさるよう願います。 この問題に関してわが側は日本がテキストにも「韓半島」と表現するよう強力に主張し たが、日本側が不応で結局前述したように落着しました。(駐日政 – 外亜北)

P310

発信電報

大韓民国外務部

番号: WJA-06312

日時:2.21.11:30

受信人:韓日会談首席代表

対: JAW-06487

- 1. 「ALREADY」はまず「既に」と主張し、やむを得ない場合「もはや」を受諾しても可 なり。
- AS SPECIFIED・・・」に関しては、「明らかに示されているとおりの(日本語)」、若しくは「・・・ごとく(日本語)・・・」を、「明示されているとおり(日本語)」、若しくは「・・・ごとく(日本語)・・・」にするようにされるよう願います。(外亜北)